

---

# 南島原市公共施設等総合管理計画

---

【改訂版】

令和4年3月

南島原市



## 目次

§ 1. 公共施設等総合管理計画作成の背景 .....	1
1. 背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画期間 .....	2
§ 2. 南島原市の概況 .....	3
1. 南島原市の概要 .....	3
2. 南島原市の人口 .....	5
3. 南島原市の財政状況 .....	13
§ 3. 公共施設等の現状と将来の見通し .....	22
1. 公共施設の分類 .....	22
2. 公共施設(建築物)の将来更新費用の推計 .....	31
3. 長寿命化対策による試算 .....	33
4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計 .....	35
§ 4. 公共施設等の管理に関する基本的な方針 .....	37
1. 公共施設等の課題 .....	37
2. 基本方針のまとめ .....	38
3. 更新費用の削減目標の設定 .....	40
4. 公共施設等の維持管理方針 .....	40
§ 5. 施設の類型別の課題と方針 .....	50
1. 公共施設(建築物) .....	50
2. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針 .....	96
§ 6. 計画の進め方 .....	98
1. 推進体制 .....	98
2. 計画の進め方 .....	99



## § 1. 公共施設等総合管理計画作成の背景

### 1. 背景

我が国の公共施設は、高度経済成長期に整備された物が多く、既に更新時期を迎えたものや、早急な老朽化対策、耐震化が求められているもの等があり、その施設は今後も増加し続ける見込みです。

日本全国における総人口の減少、少子化・超高齢化社会の到来、行政における財政状況のひっ迫、公共施設の老朽化、大規模自然災害の発生等地球規模での環境の変化、ICT（情報通信技術）の発展、住民ニーズの多様化、さらには防災意識の高揚等、これまで以上に地方自治体の施設管理、そして行政サービスの在り方に対する認識と仕組みの変化が求められています。

一方、インフラ系の公共施設においても経年変化等による損傷・劣化が進んでおり、将来的な修繕予測を想定した維持管理計画や予防保全型の維持管理による長寿命化対策が求められています。

南島原市（以下「本市」という）においては、平成18年に8町による合併をしており、学校、公民館、庁舎等の建物施設や道路、上下水道等のインフラ施設を多く保有することとなりました。公共施設等のうち、建物施設については高度経済成長期の急激な人口増加と社会変化に伴い整備されたものが多く、市民生活の基盤として公共サービスの提供を行ってききましたが、5割以上の建物施設が建築後30年以上を経過しています。このことから、近い将来、大規模改修や建替え等更新時期を一斉に迎えることとなります。

しかしながら、本市では人口減少と少子高齢化が進行中であり、高齢化率は既に30%を超え、40年先には、現在の人口から3割以上が減少すると予測されており、税収の減少と扶助費の増加が見込まれることから、公共施設等の維持や更新等に必要な財源の確保は、より一層困難なものとなってきます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって戦略的な資産経営の観点を持った公共施設等のマネジメントを推進し、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、次世代への負担を残さない持続可能なまちづくりを目指すためにも公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本市においては、これらの課題への対策が重要と考え、平成29年3月に「南島原市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

令和3年度で計画期間の第1期の中間年を迎えることと、令和2年3月に「南島原市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画を策定したことに加え、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」（平成30年2月、総務省通知）による国の要請により、計画の継続的な見直し・充実等が求められていることから、「南島原市公共施設等総合管理計画改訂版」（以下「本計画」という）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「南島原市総合計画」の下位計画であり、「南島原市行政改革大綱」と連動して、各政策分野の中で公共施設の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。また、個別の施設を対象として策定されている「南島原市公営住宅長寿命化計画」「南島原市橋梁長寿命化修繕計画」等の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとします。

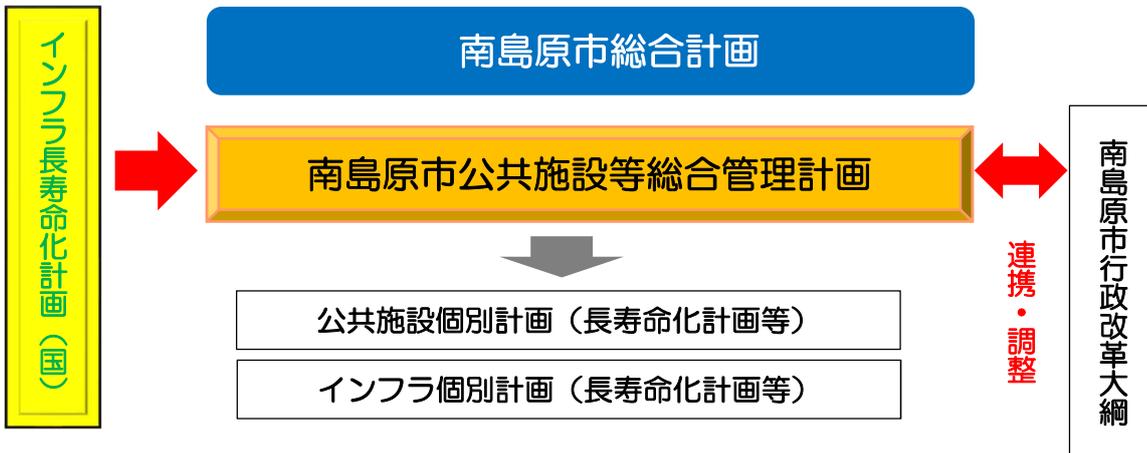


図 計画の位置づけ

## 3. 計画期間

公共施設等の寿命は数十年に及ぶため、中長期的な視点が不可欠です。そのため、公共施設等の管理方針を策定するにあたっては、「まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という)において、将来人口推計が示されている期間である「40年間」を計画期間とします。また、当初の2017(H29)年度から2026(R8)年度までの10年を第1期として、さらに当初3年の中で各所管において個別計画等の策定を行ったことより中間見直しを実施するものとし、以後10年間ごとに第2期～第4期として内容について見直しを行っていきます。

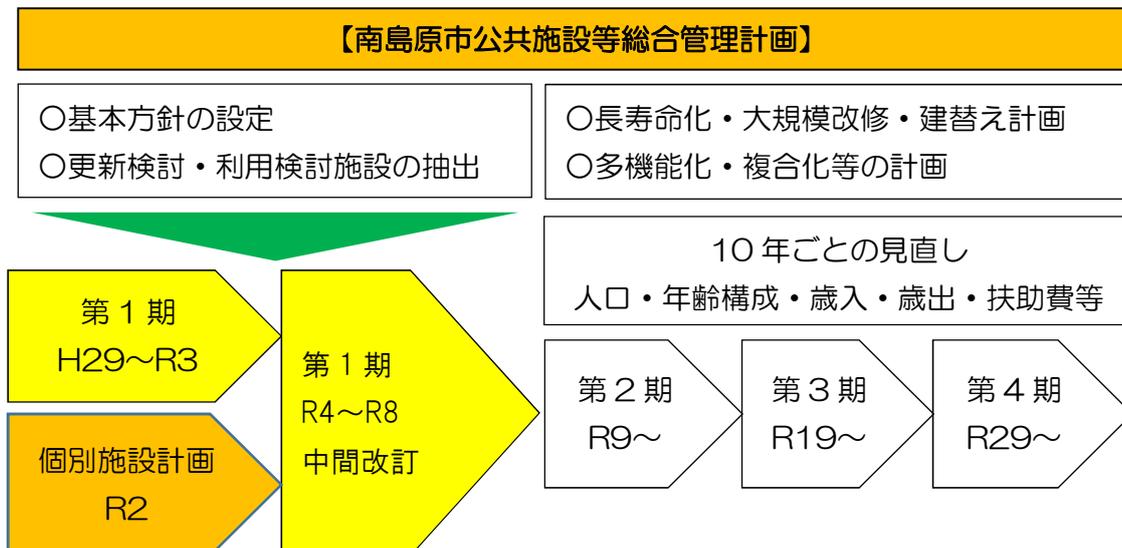


図 計画期間設定

## § 2.南島原市の概況

### 1. 南島原市の概要

#### (1) 位置と地勢

本市は、長崎県の南部、島原半島の南東部から南端部に位置し、北東は島原市、北西は雲仙市と接しており、有明海をはさんで熊本県天草地域に面しています。

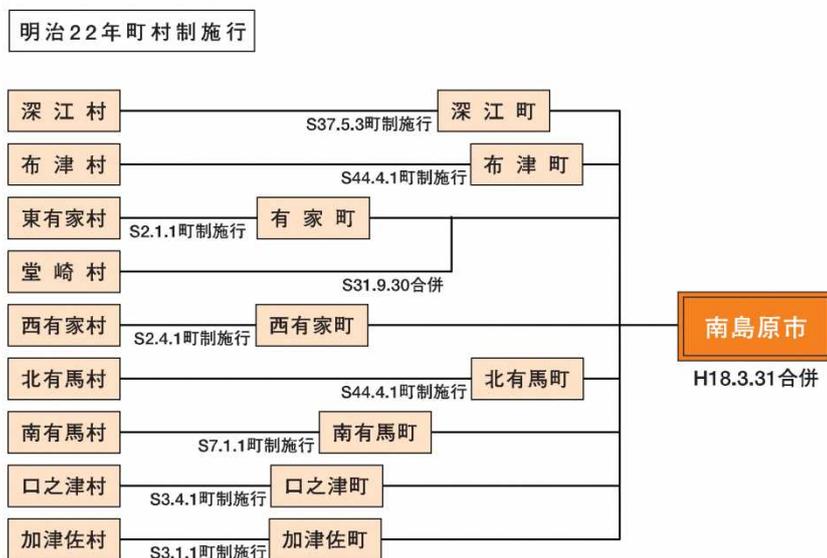
地勢は、1,000mを超える雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地を有し、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持っています。

気候は温暖で、適度な降雨量もあり、日照時間にも恵まれています。また、日本最初の国立公園です。雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されており、雄大な山々と美しい海を併せ持った風光明媚な地域です。



#### (2) 沿革

本市は、平成 18 年 3 月 31 日に深江町・布津町・有家町・西有家町・北有馬町・南有馬町・口之津町・加津佐町の 8 町が対等合併し、南島原市となりました。



### (3) 土地利用現況

本市の面積は170.13km<sup>2</sup>で、長崎県全体(4,132.09km<sup>2</sup>)の約4.1%、島原半島全体(467.39km<sup>2</sup>)の約36.4%を占めています。

表 土地面積の状況 単位：km<sup>2</sup>

総面積	林野面積	可住地面積	耕地面積
170.13	60.45	109.66	47.40

出典：市HP

【資料一覧】総面積：国土地理院全国市町村別面積調（令和3年）

林野面積：農林水産省2010年農林業センサス（平成27年）

耕地面積：農林水産省作物統計面積調査（平成28年）

（注1）可住地面積：総面積－（林野面積＋主要湖沼面積）（統計でみる市区町村のすがた2015）

### (4) 道路・交通状況

交通体系は、主要道路としては、諫早方面から一般国道57号が島原半島西岸を経て雲仙を越え、南島原市を経て島原市に至り、半島東岸には一般国道251号が走っています。また、一般国道389号が半島北部の雲仙市から、半島中央部を結び形で本市まで至っています。

公共交通機関は、平成20年3月に市内の鉄道路線が廃止となったため、路線バスのみとなっています。このほか、海上交通として、口之津港から熊本県天草地域へ航路が結ばれています。

本市中央部までの所要時間は、長崎市からは高速道路、国道利用等で2時間程度、福岡市からは九州自動車道や長崎道、国道等を利用すると3時間半程度、熊本市からは高速フェリー、国道利用等で1時間45分程度を要します。

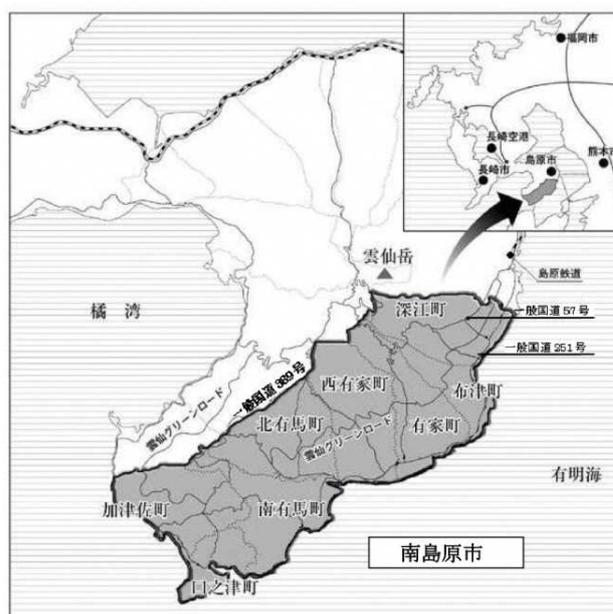


図 道路交通状況図

出典：過疎地域自立促進計画

## 2. 南島原市の人口

### (1) 人口と世帯数の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査における人口は 42,330 人となっており、平成 2 年からの 30 年間で約 20,500 人減少しています。

世帯数は平成 12 年に増加しましたが、その後減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査では 16,060 世帯となっています。

世帯当たり人員は、平成 2 年では 3.67 人／世帯でしたが、令和 2 年国勢調査では 2.64 人／世帯まで減少しています。

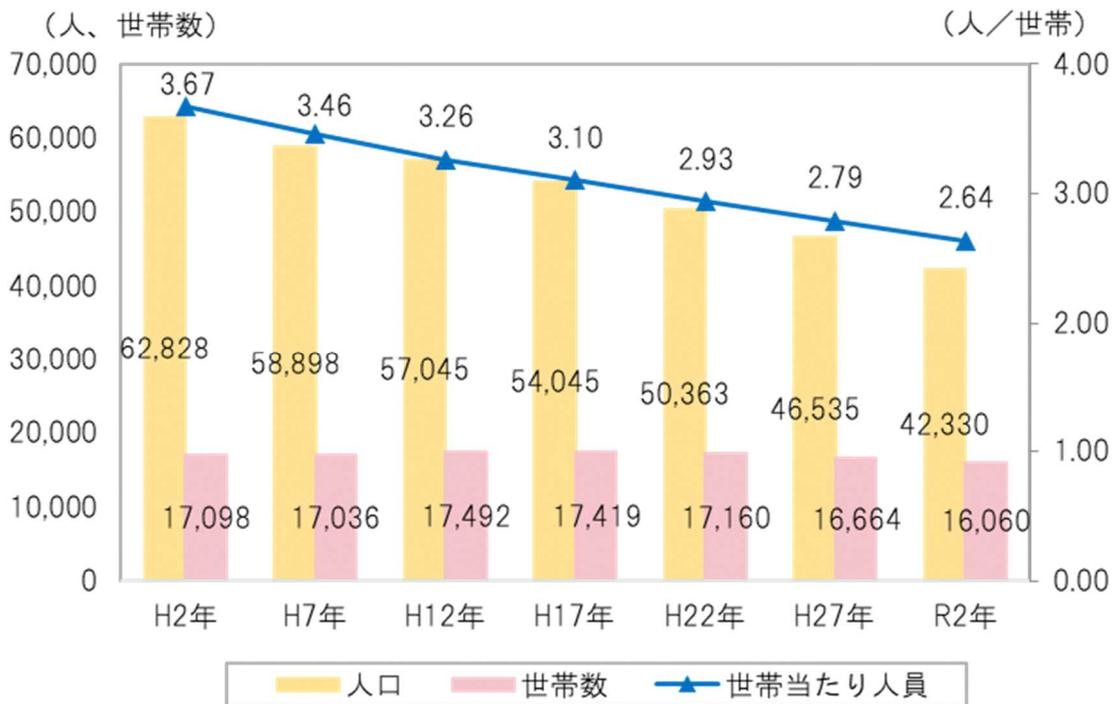


図 人口・世帯数の推移

出典：各年国勢調査  
※合併前は、合併町を加算

## (2) 町別の人口

町別の人口の推移をみると、8町共に減少しています。令和2年国勢調査結果でみると、人口が最も多い町は深江町、人口が最も少ない町は北有馬町です。

世帯数は深江町が平成12年から増加傾向、その他の町は減少傾向にあります。

世帯当たり人員は、8町全てで減少し続けており、人員が最も多い地域は布津町、最も少ない地域は口之津町です。

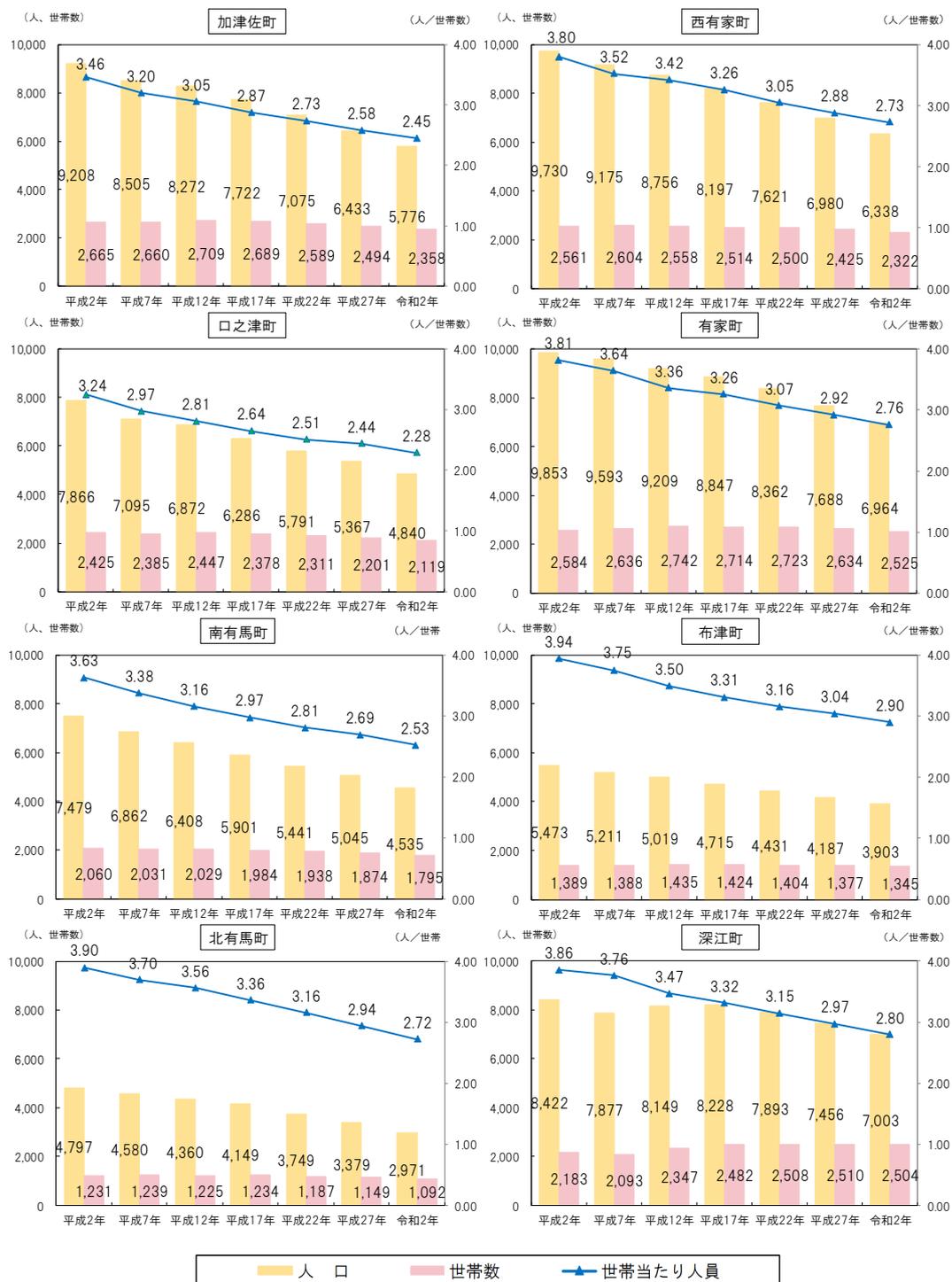


図 地域別の人口・世帯数の推移

出典：各年国勢調査

(3) 年齢別人口の推移

令和2年における本市の年齢区分別人口は、15歳未満が4,735人（11.2%）、15～64歳が20,469人（48.4%）、65歳以上が17,109人（40.4%）です。

年齢区分別の割合で見ると、65歳以上人口の割合が年々増加し、平成7年には15歳未満人口比を上回り、少子高齢社会に突入し、平成27年では3人に1人が高齢者となりました。

また、長崎県全体と比較すると65歳以上人口の割合が7.6ポイント高い一方、15歳未満の割合が1.3ポイント低い状況です。

表 年齢区分別人口の推移

年	総人口			
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
平成2年	12,836	38,559	11,429	62,824
平成7年	10,690	34,983	13,225	58,898
平成12年	8,988	33,099	14,956	57,043
平成17年	7,447	30,618	15,980	54,045
平成22年	6,361	27,737	16,255	50,353
平成27年	5,476	24,118	16,941	46,535
令和2年	4,735	20,469	17,109	42,330
長崎県令和2年	164,303	706,077	430,353	1,312,317

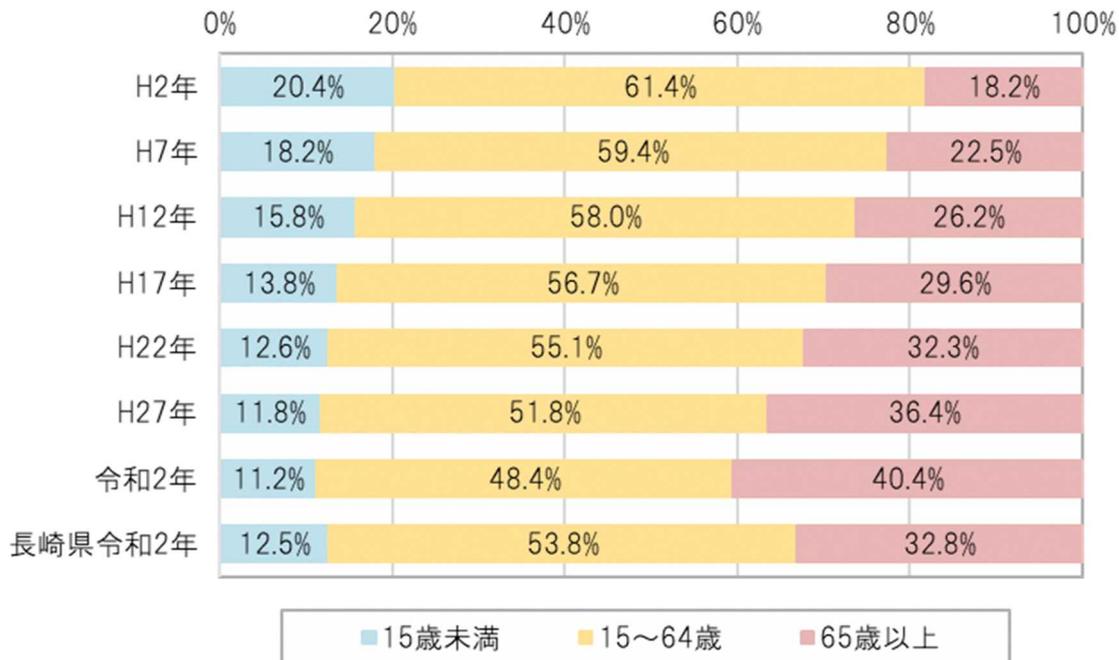


図 年齢区分別人口割合の推移

出典：各年国勢調査

※年齢不詳は含まないため、上記合計と総人口は合致しない

※合併前は、合併町を加算

(4) 町別の年齢別人口の推移

町別に年齢別人口を見ると、8町全てで65歳以上人口の割合が増加し、少子高齢化が進行しています。令和2年でみると、8町全ての65歳以上人口の割合が3割を超えている状況です。最も高齢化率が高いのは口之津町で48.5%と人口の半分近くになっています。

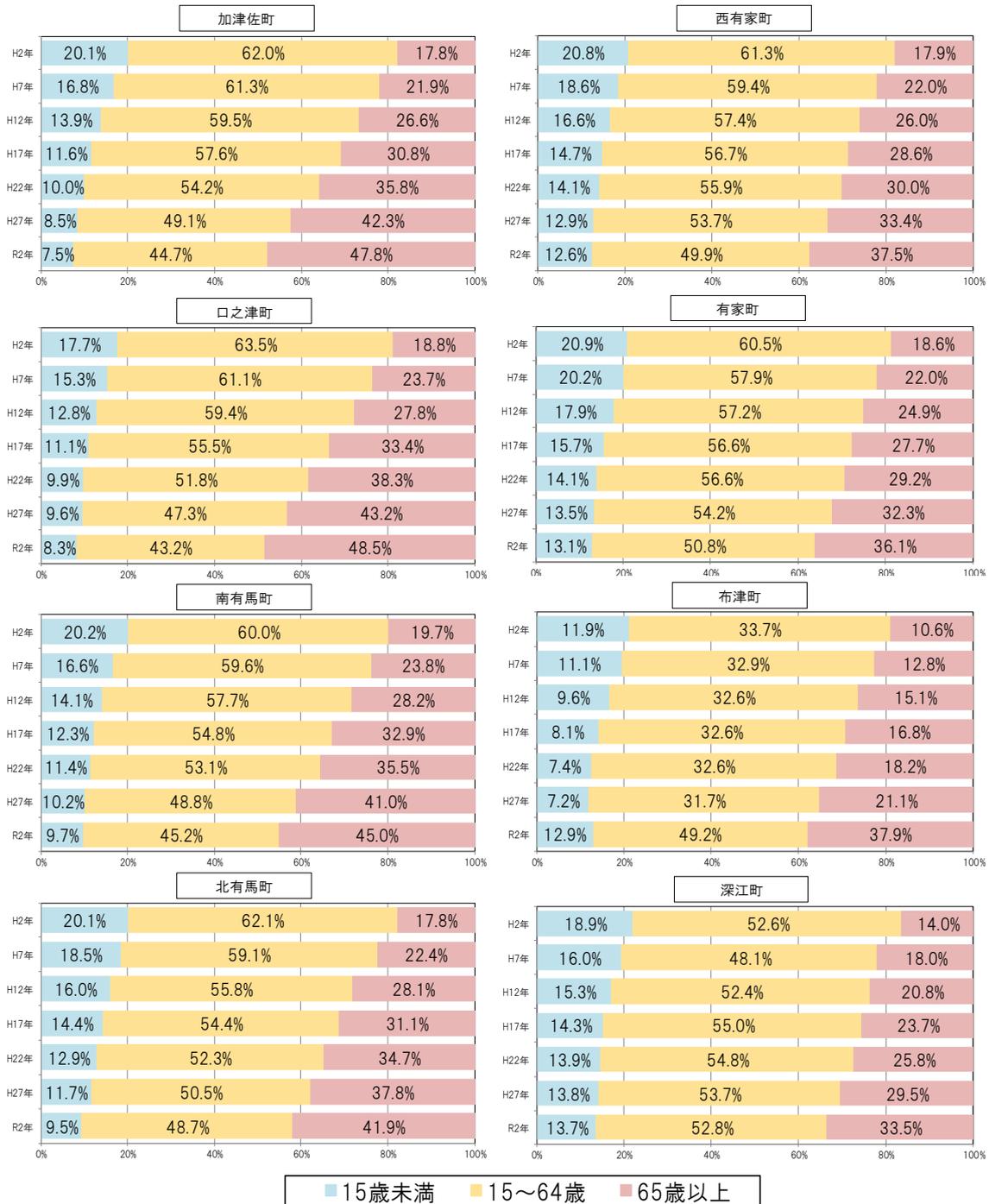
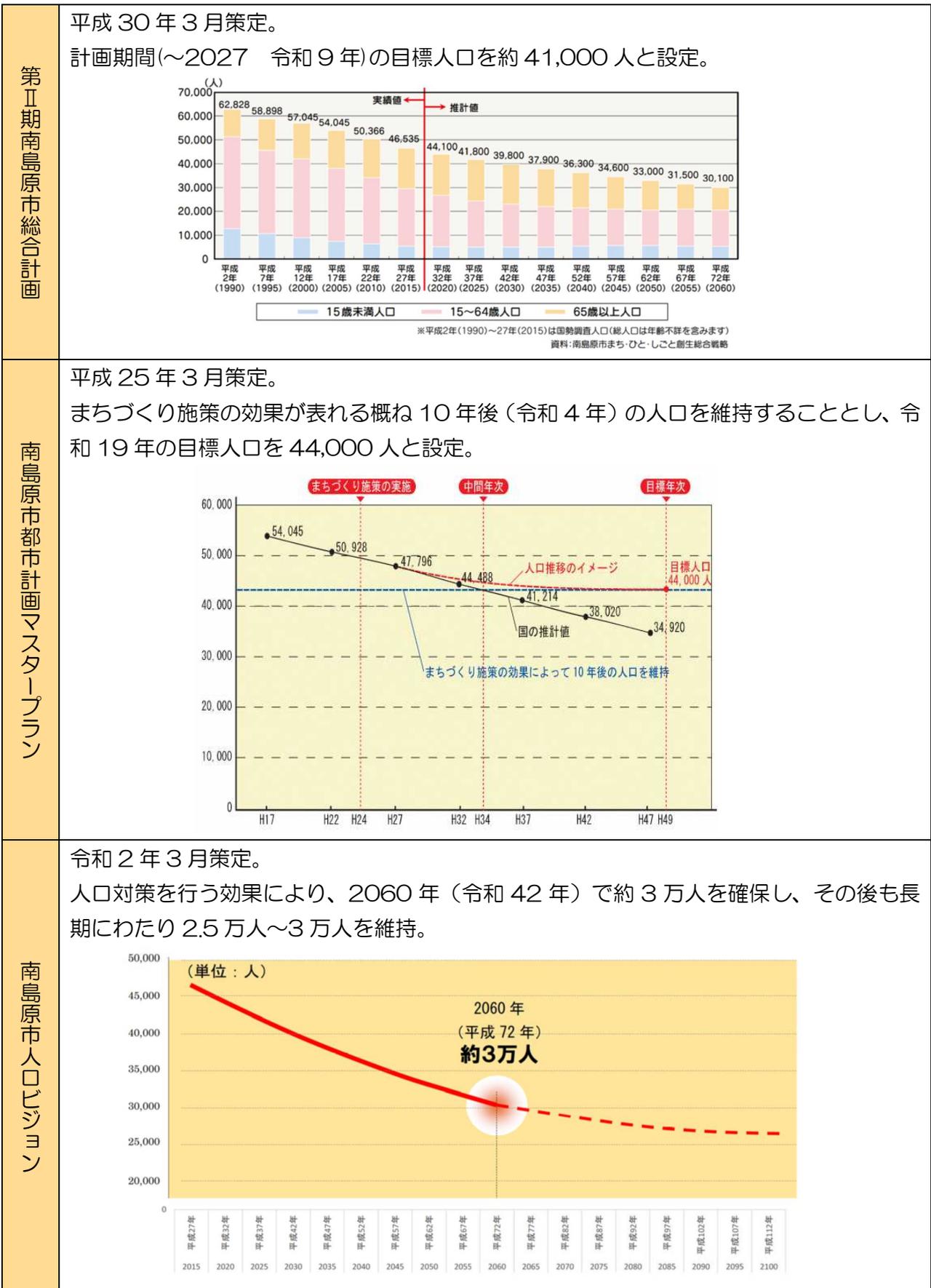


図 地域別の年齢区分別人口割合の推移

出典：各年国勢調査  
※年齢不詳は含まない

(5) 将来人口

上位計画、関連計画では、以下のように将来人口を予測し、目標値などを設定しています。



※各計画の図は、計画策定時のものであるため、元号は「平成」のままです。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口では、今後も減少が続き、令和22年には30,919人と予測されています。

また、年齢区分別の割合をみると、65歳以上の割合の増加が続き、令和22年における65歳以上の人口割合は令和2年の1.15倍に増え、その時点の15歳未満人口割合の約5倍になると予測されています。

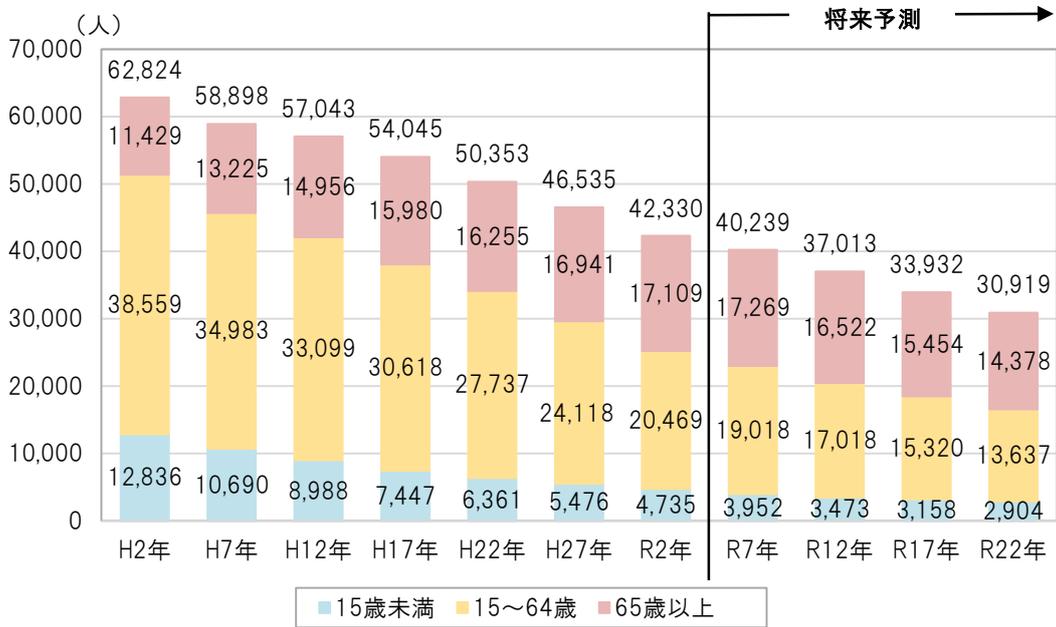


図 年齢区分別将来人口の推移

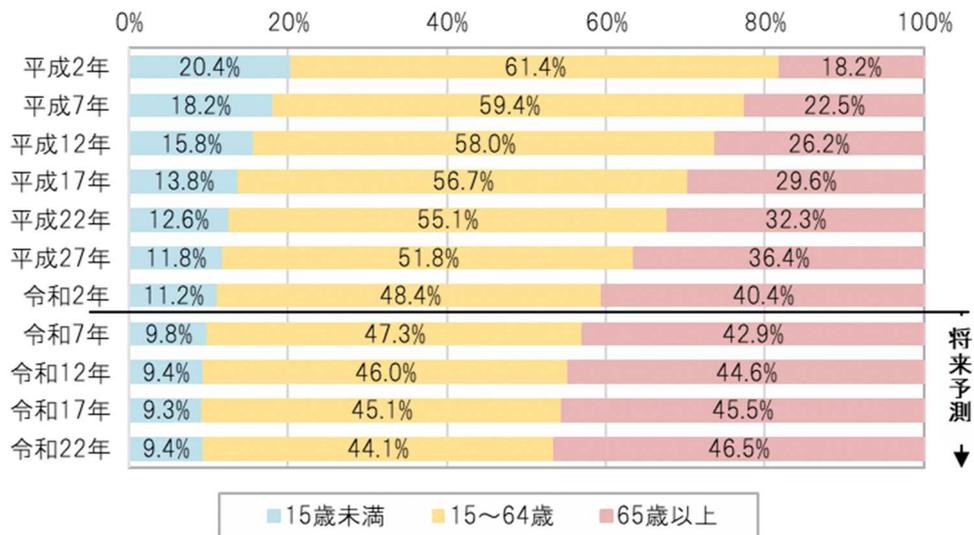


図 年齢区分別将来人口の割合

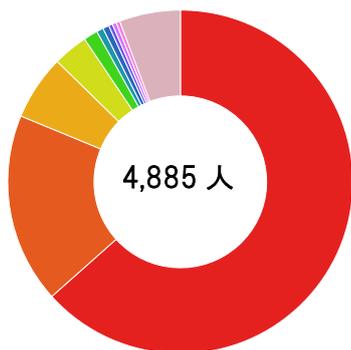
出典：令和2年以前データ国勢調査  
 ※合併前は、合併町を加算  
 ※年齢不詳は含まない  
 令和7年以降データは国立社会保障・人口問題研究所

(6) 流出入人口

平成 27 年の流出・流入人口は、流出人口 4,885 人、流入人口 2,112 人と、流出人口が流入人口の約 2.3 倍となっています。

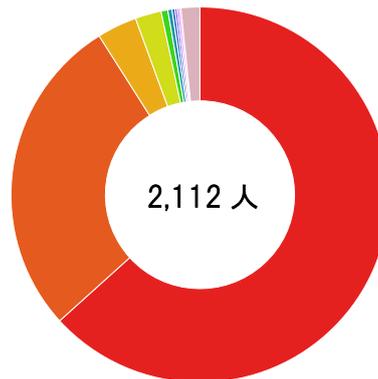
平成 27 年の流出入人口において、流出先としては島原市への流出者数が 3,094 人と最も多く、次いで雲仙市の 874 人となっています。一方流入者数も島原市が 1,337 人と最も多く、次いで雲仙市の 586 人となっています。

流出者数内訳 (2015年)



- 1位 長崎県島原市 (3,094人)
- 2位 長崎県雲仙市 (874人)
- 3位 長崎県諫早市 (299人)
- 4位 長崎県長崎市 (159人)
- 5位 長崎県大村市 (65人)
- 6位 大阪府大阪市 (31人)
- 7位 福岡県福岡市 (29人)
- 8位 東京都港区 (19人)
- 9位 熊本県熊本市 (18人)
- 10位 神奈川県横浜市 (18人)
- その他(279人)

流入者数内訳 (2015年)



- 1位 長崎県島原市 (1,337人)
- 2位 長崎県雲仙市 (586人)
- 3位 長崎県諫早市 (72人)
- 4位 長崎県長崎市 (47人)
- 5位 長崎県大村市 (12人)
- 6位 福岡県福岡市 (8人)
- 7位 熊本県熊本市 (5人)
- 8位 長崎県佐世保市 (4人)
- 9位 熊本県天草市 (4人)
- 10位 長崎県時津町 (3人)
- その他(34人)

図 流出入人口

出典：国勢調査

(7) 産業別就業者数

本市の産業別就業者数は、年々減少し、平成27年では22,666人となっています。

内訳は、第3次産業が最も多く56.1%を占め、次いで第1次産業が23.8%となっています。

平成27年の産業大分類別就業者数では、第1次産業の「農業」が最も高い割合を占め、次いで第3次産業の「医療、福祉」、「卸売業、小売業」となっています。

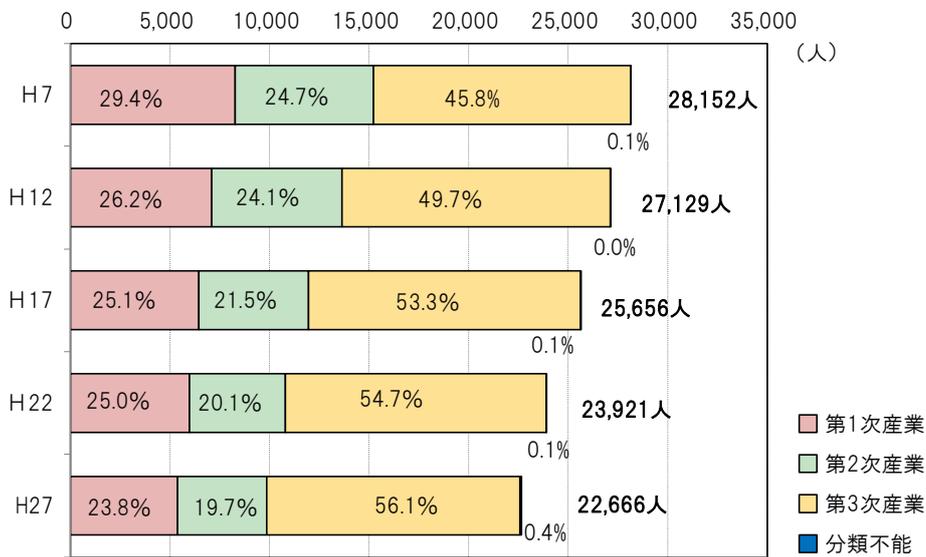


図 産業別就業者数の推移

H27	就業者数 (人)	割合
第1次産業	5,398	23.8%
第2次産業	4,461	19.7%
第3次産業	12,723	56.1%
分類不能	84	0.4%
合計	22,666	100.0%

凡例	
	第1次産業
	第2次産業
	第3次産業
	分類不能

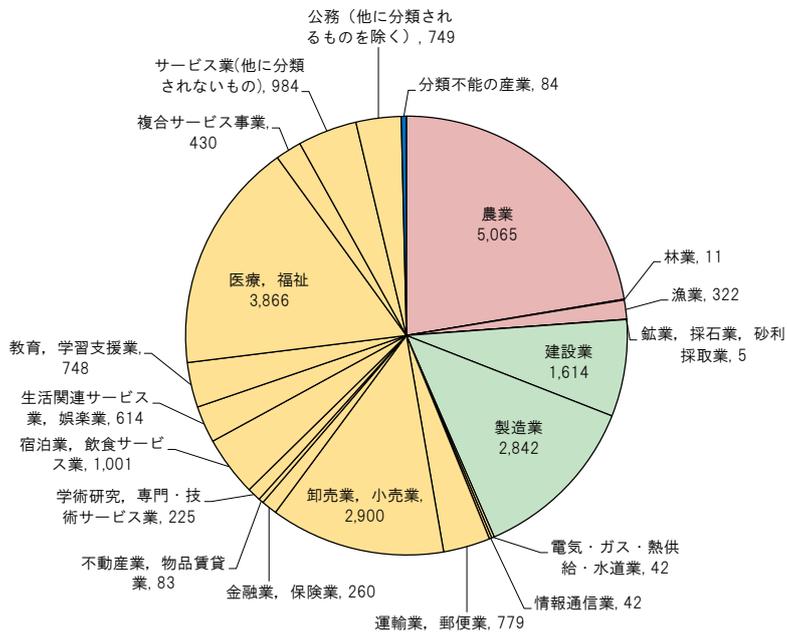


図 産業別就業者数の割合 (H27)

出典：各年国勢調査  
 ※合併前は、合併町を加算

### 3. 南島原市の財政状況

#### (1) 令和2年度決算状況

令和2年度の本市の一般会計及び特別会計の決算総額は、歳入決算額504億5,539万円、歳出決算額475億9,592万円で、差引28億5,947万円の黒字の状況となっています。

表 令和2年度決算

単位：千円

会計区分	歳入	歳出	差引残額
一般会計	41,370,290	38,856,380	2,513,910
特別会計	9,085,101	8,739,542	345,559
国民健康保険	8,388,373	8,042,963	345,410
宅地開発事業	15,736	15,736	0
後期高齢者医療	680,992	680,843	149
合計	50,455,391	47,595,922	2,859,469

出典：主要施策の成果

単位：千円

会計区分	歳入	歳出	差引残額
企業会計	2,065,280	1,671,782	393,498
水道事業会計	1,244,535	1,115,008	129,527
下水道事業会計	820,745	556,774	263,971

出典：各企業会計損益計算書

(2) 歳入（一般会計）の内訳

令和2年度決算の歳入額は413億7,029万円であり、前年度と比較すると56億7,342万円増加しています。国庫・県支出金の増額が歳入増加の大きな要因で、自主財源比率が減少している中、国庫・県支出金や地方譲与税等に依存する本市の体質を垣間見る形になっています。

自主財源では「市税」が8.9%、依存財源では「地方交付税」が30.6%と最も割合が大きくなっています。

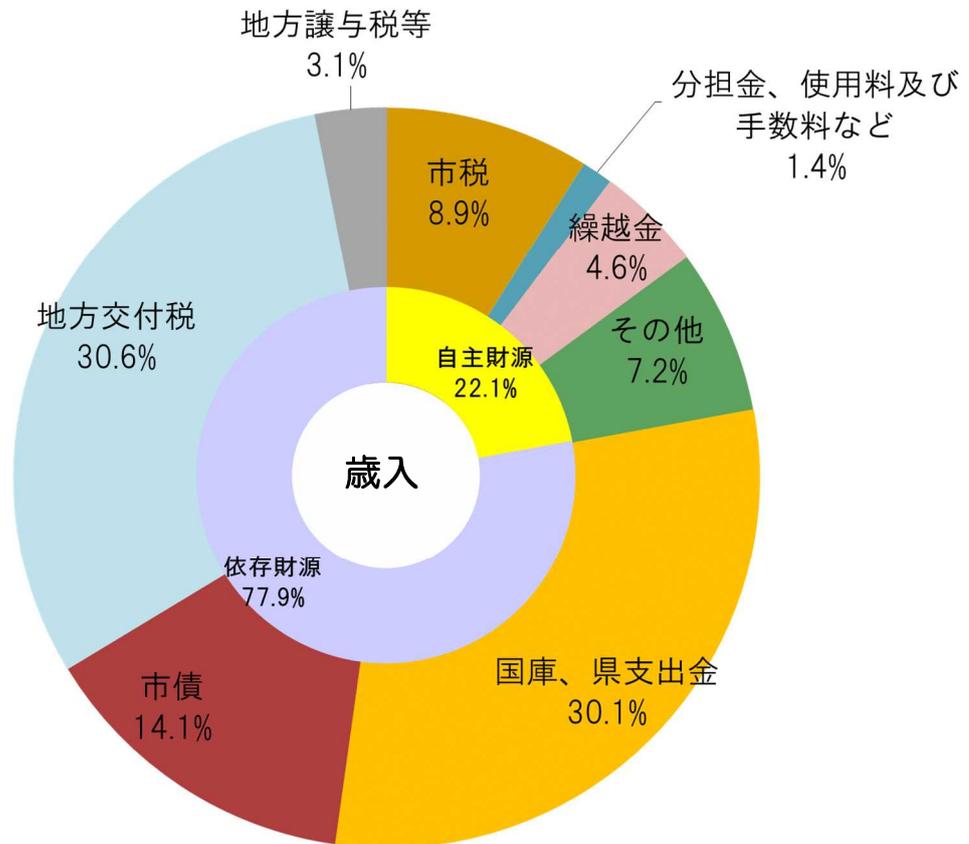


図 令和2年度歳入（一般会計）の内訳

表 歳入（一般会計）の内訳

単位：万円

区分	款	令和2年度		令和元年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	市税	367,583	22.1%	362,542	25.6%	5,041
	分担金・使用料及び手数料など	56,373		58,699		△ 2,326
	繰越金	192,000		189,896		2,104
	その他	297,801		303,422		△ 5,621
依存財源	国庫・県支出金	1,246,103	77.9%	633,719	74.4%	612,384
	市債	584,350		622,710		△ 38,360
	地方交付税	1,265,502		1,286,207		△ 20,705
	地方譲与税等	127,317		112,492		14,825
合計		4,137,029	100.0%	3,569,687	100.0%	567,342

出典：主要施策の成果

市税は平成 28 年度に 36 億円を超えてから、その後 36 億円以上を保っています。将来的に人口が減少していくと推計され、生産年齢人口の割合も同時に減少すると見込まれていることから、市税が減少していくことは避けられないと考えられます。

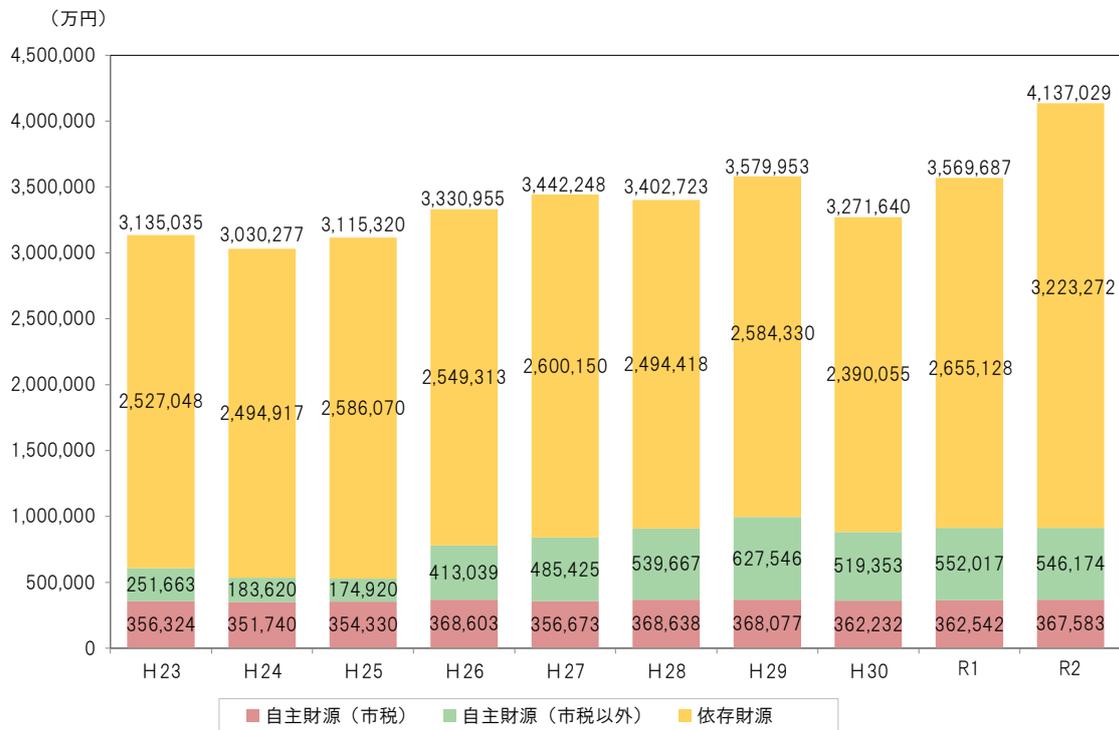


図 歳入（一般会計）の推移

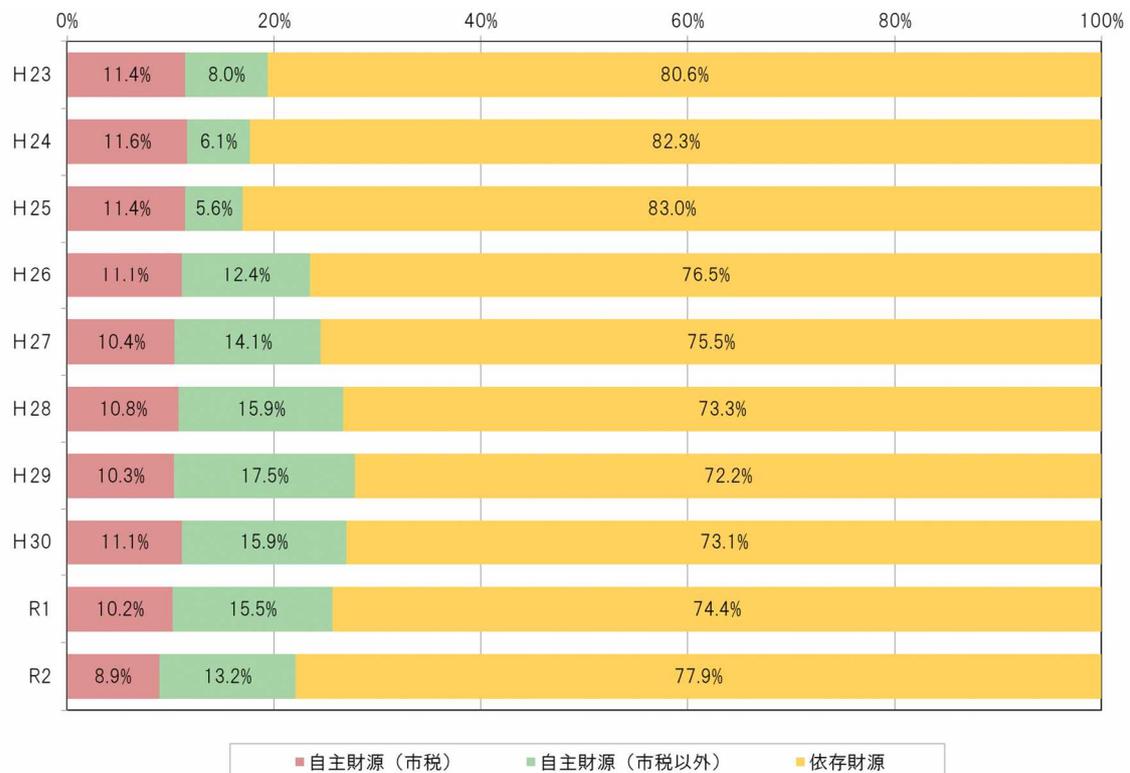


図 歳入（一般会計）の割合

出典：主要施策の成果

(3) 歳出（一般会計）の内訳

令和2年度決算の歳出額は、388億5,638万円で、前年度と比較すると50億7,951万円増加しています。

全体的には「補助費等」が大きく占めて、23.8%となっています。義務的経費では「扶助費」が15.4%、その他経費では「繰出金」が6.4%と割合が大きくなっています。

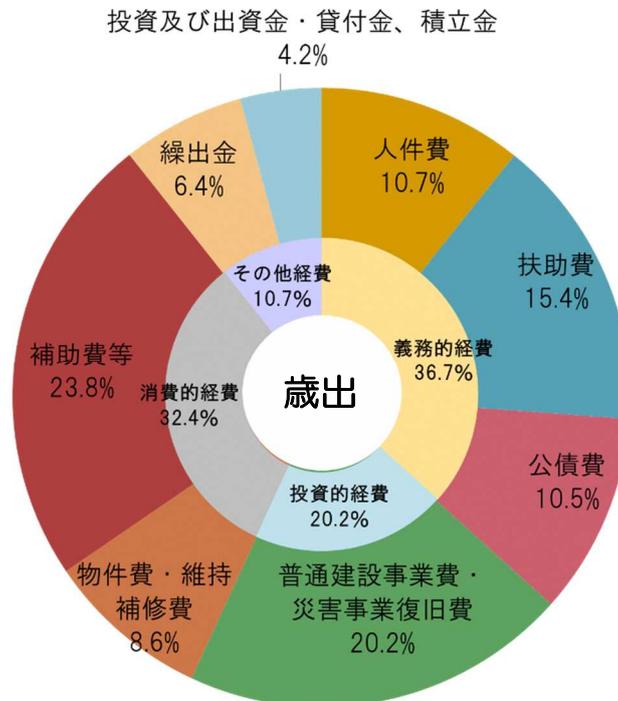


図 令和2年度歳出（一般会計）の内訳

表 歳出（一般会計）の内訳

単位：万円

区分	款	令和2年度		令和元年度		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	人件費	417,020	36.7%	412,736	44.2%	4,284
	扶助費	599,479		593,845		5,634
	公債費	408,080		487,322		△ 79,242
投資的経費	普通建設事業費・災害事業復旧費	786,665	20.2%	728,162	21.6%	58,503
消費的経費	物件費・維持補修費	333,471	32.4%	341,204	22.6%	△ 7,733
	補助費等	926,198		423,384		502,814
その他経費	繰出金	250,175	10.7%	295,843	11.6%	△ 45,668
	投資及び出資金・貸付金、積立金	164,550		95,191		69,359
合計		3,885,638	100.0%	3,377,687	100.0%	507,951

出典：主要施策の成果

歳出の推移をみると、どの経費も増減を繰り返しており、総額事態が増加傾向にあります、中でも扶助費と投資的経費及び消費的経費が平成23年度に比べ、ここ数年大きく増加しています。

将来的に人口減少、高齢化の進展に伴い、扶助費等の増加に加え、後期高齢者医療費や介護保険等の負担が増大していくことが考えられます。



図 歳出(一般会計)の推移

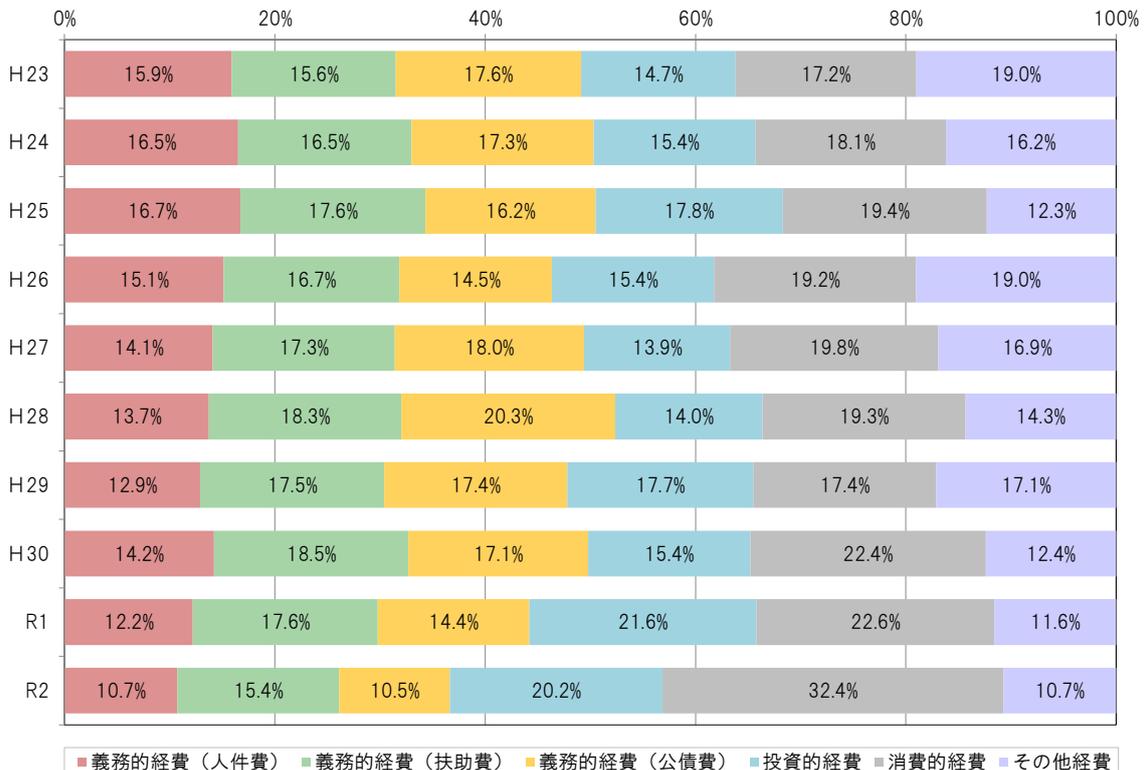


図 歳出(一般会計)の割合

出典：主要施策の成果

(4) 公共施設の整備や管理運営に関する経費

【投資的経費の推移】

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費があります。

普通建設事業費の推移をみると、計画策定時に、平成18年からの10年間の費用について評価していました。経費は平成21年度が最も高く、63億円程度となっていました。主な要因は、市内8中学校13棟の校舎耐震補強工事や耐震診断等の小中学校耐震補強工事です。なお、対象期間の経費の平均は約41.0億円となっていました。

計画策定後の普通建設事業費の年平均額は約56.3億円となり、計画策定時に想定していた額より、約15.3億円増額となっています。今後はできるだけ費用を抑えることが必要となります。

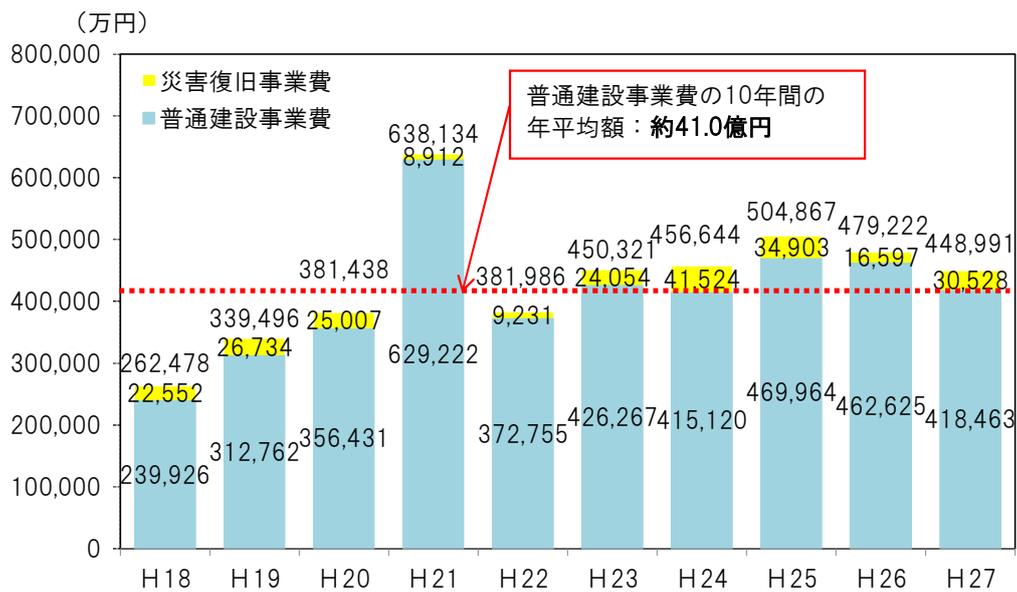


図 計画策定時の投資的経費の推移

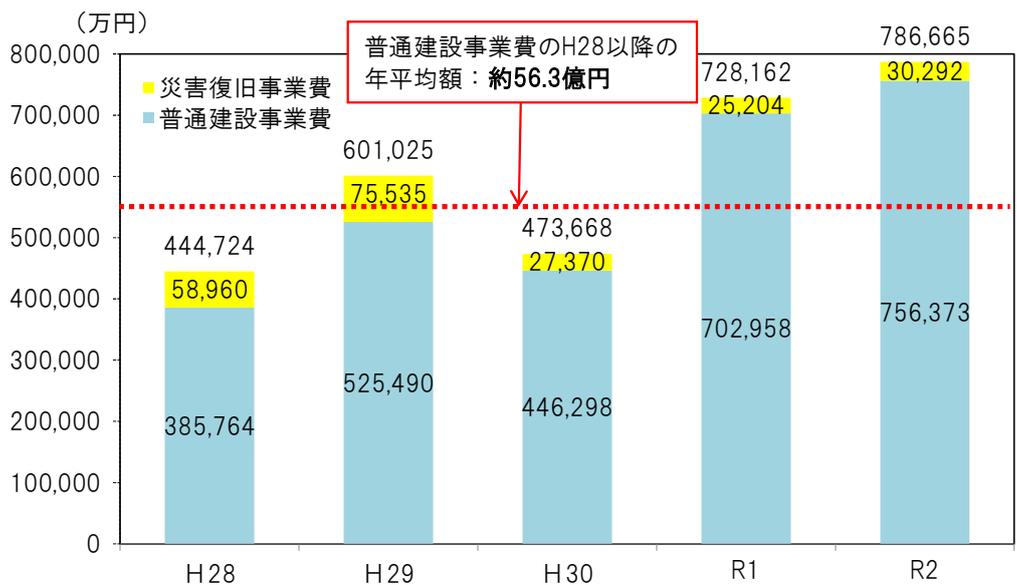


図 計画策定後の投資的経費の推移

### 【維持補修費の推移】

維持補修費の計画策定時に評価した過去 10 年間（平成 18 年～平成 27 年）の平均は、約 0.7 億円となっていました。

計画策定後の維持補修費の年平均額は約 2.2 億円となり、計画策定時より、約 1.5 億円の増額となっています。

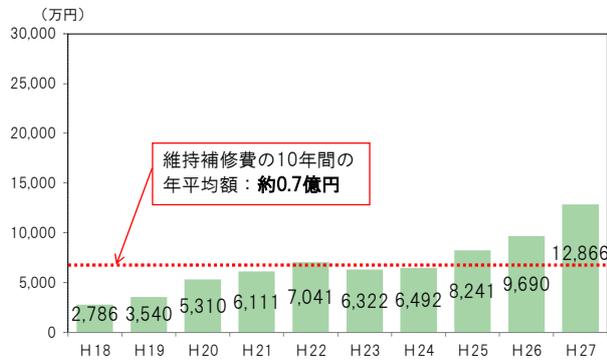


図 計画策定時の維持補修費の推移

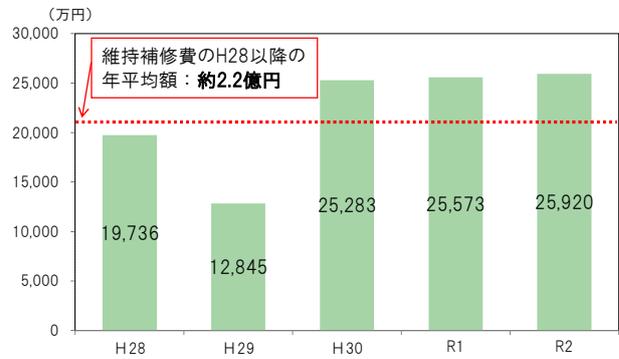


図 計画策定後の維持補修費の推移

### 【公債費の推移】

公債費の計画策定時に評価した過去 10 年間（平成 18 年～平成 27 年）の平均は、約 52.4 億円となっていました。

計画策定後の公債費の年平均額は約 53.2 億円となっています。計画策定時より、約 0.5 億円の増額となっていますが、平成 28 年度以降は減少傾向にあります。

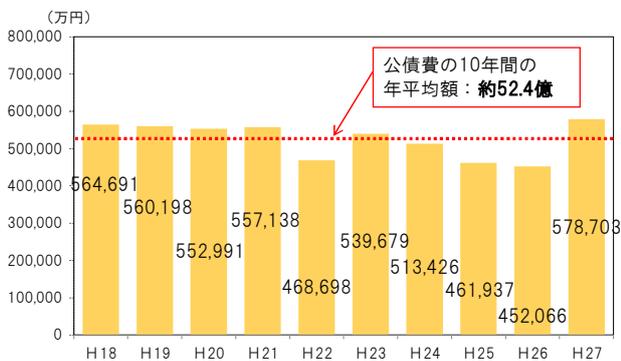


図 計画策定時の公債費の推移

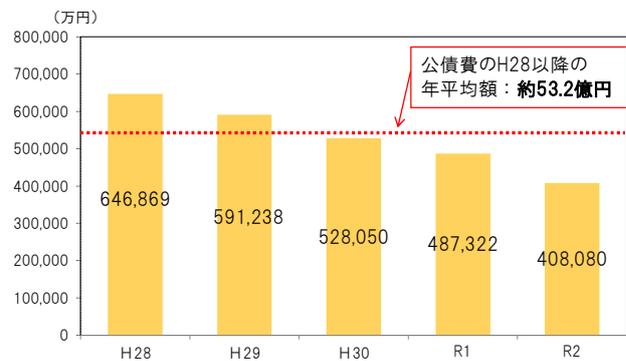


図 計画策定後の公債費の推移

(5) 有形固定資産減価償却の推移

施設の劣化状況を減価償却の視点で行なった場合、償却が進んでいるほど老朽化していると判断できます。令和1年度の本市の有形固定資産減価償却率は、59.3%となっています。過去4年間は、年1%代の変化で推移しています。平成28年時は、3.7ポイントほど類似団体より償却率が低かったのですが、本市の償却ペースが上がり、令和元年には類似団体との償却率の差は1.9ポイントほどになっています。

施設の性質別では公営住宅の償却が80.8%と最も高く、資産としての償却が進んでいると同時に老朽化が進んでいると考えられます。

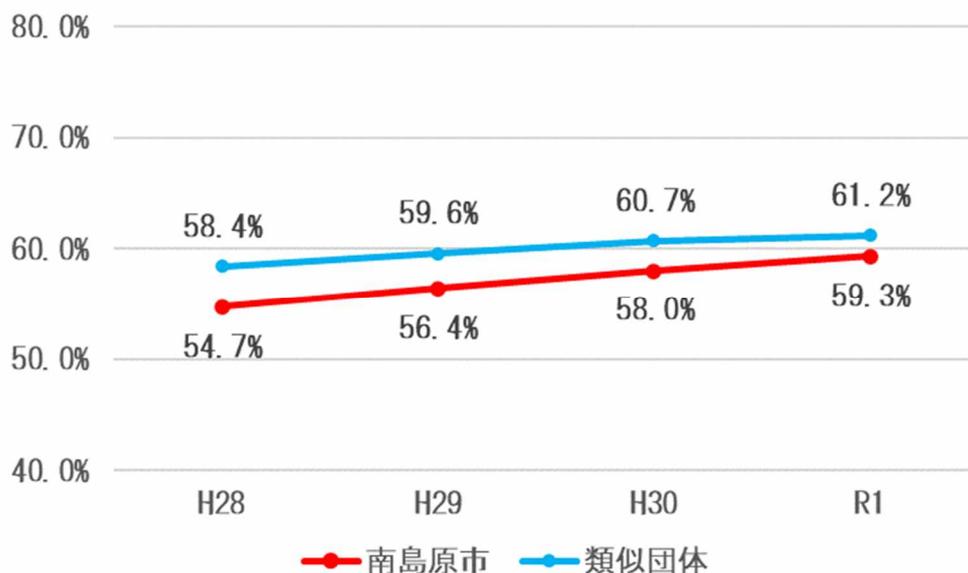


図 有形固定資産減価償却の推移

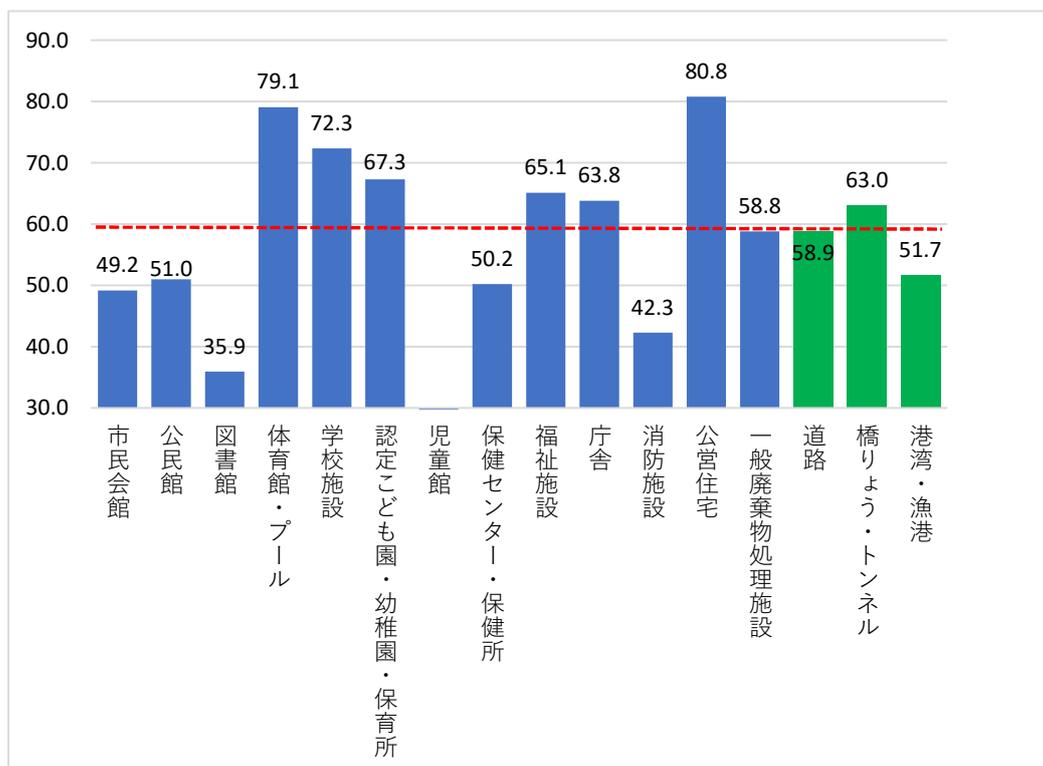


図 令和1年施設性質別 有形固定資産減価償却

(6) 職員数

本市の職員数は、「第1次定員適正化計画」により削減に取り組んでいましたが、「平成26年地方公共団体定員管理調査」では、類似団体と比較して平均的な職員数となっています。現在は、引き続き適正化に取り組んでいる状況です。

表 類似団体の職員数の状況

都道府県名	団体名	住基人口 (H26.1.1)	面積(km <sup>2</sup> )	平成の大 合併での合 併の有無	合併市 の場合 団体数	平成の大 合併での 新設市	支所 の数	一般行政 職員数 (H26.4.1)	人口1万人 当たり職員 数 (一般行政)
茨城県	稲敷市	44,868	205.78	有	3町1村	○	4	264	58.84
長崎県	雲仙市	47,234	206.92	有	7町	○	6	293	62.03
香川県	東かがわ市	33,572	153.35	有	3町	○	5	215	64.04
岐阜県	海津市	37,465	112.31	有	3町	○	4	250	66.73
新潟県	小千谷市	38,068	155.12	無	—	—	5	268	70.40
宮崎県	西都市	32,527	438.56	無	—	—	5	252	77.47
長崎県	西海市	30,518	242.01	有	5町	○	6	239	78.31
島根県	安来市	41,213	420.97	有	1市2町	—	5	323	78.37
新潟県	魚沼市	39,633	946.93	有	2町4村	○	6	339	85.53
宮崎県	串間市	20,398	294.98	無	—	—	4	178	87.26
福島県	田村市	40,052	458.30	有	4町1村	○	4	371	92.63
岡山県	新見市	32,529	793.27	有	1市4町	—	5	310	95.30
宮崎県	えびの市	21,387	283.00	無	—	—	4	205	95.85
岡山県	高梁市	33,562	547.01	有	1市4町	—	4	323	96.24
島根県	雲南市	41,566	553.37	有	6町	○	6	406	97.68
全団体計	15団体	534,592						4,236	79.24
参考	南島原市	50,444	170.11	有	8町	○	7	397	78.70

※平成26年地方公共団体定員管理調査による類似団体「一般市I-0」61団体のうち、支所が4カ所以上ある15団体を抽出。  
 (「一般市I-0」は、人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%未満の団体での区分。)  
 ※平成26年1月1日現在の本市の人口は5万人以上だが、平成27年1月1日現在は5万人未満のため、「I-0」の区分で比較する。

出典：第2次定員適正化計画

### § 3. 公共施設等の現状と将来の見通し

#### 1. 公共施設の分類

本計画においては、市が保有する全施設（上下水道施設は除く）を総務省更新費用試算ソフト※で定義された 13 項目の大分類に分類しています。

表 総務省更新費用試算ソフト施設分類一覧表

大分類	中分類	施設例
市民文化系施設	集会施設	市民ホール
		コミュニティセンター
		公民館
		市民の家
		青年の家
	文化施設	市民会館
		市民文化センター
社会教育系施設	図書館	中央図書館
		地域図書館・図書館分室
	博物館等	博物館、郷土資料館
		美術館
		社会教育センター
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市民体育館
		市民プール
		武道館
		サッカー場
		テニスコート
		野球場
	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場
		少年自然の家
	観光センター	
保養施設	保養施設	
産業系施設	産業系施設	労働会館・勤労会館
		産業文化センター
		産業振興センター
学校教育系施設	学校・幼稚園	小学校
		中学校
		特別支援学校
		高等学校
		幼稚園
	その他教育施設	総合教育センター
		給食センター
子育て支援施設	保育所・こども園	保育所
		こども園
	幼児・児童施設	児童館・児童センター、こどもの家
		地域子どもの家
		子育て支援センター
	放課後児童クラブ、児童会	

大分類	中分類	施設例
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター
		デイサービスセンター
		生きがい活動センター
		地域包括支援センター
		老人憩いの家
	障害福祉施設	障害者総合支援センター
		デイサービスセンター
	児童福祉施設	児童養護施設
		母子生活支援施設
	保健施設	保健会館
保健所		
その他社会保険施設	福祉会館	
医療施設	医療施設	市民病院・診療所
行政系施設	庁舎等	市庁舎
		支所
		市政センター・市民の窓口
	消防施設	消防署
		分署・分遣所・出張所
	その他行政系施設	環境センター
		清掃事務所
		備蓄倉庫
		防災センター
公営住宅	公営住宅	公営住宅
公園	公園施設	管理棟
		倉庫、便所
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター
		浄化センター
		地域冷暖房施設
その他	その他施設	駐車場、駐輪場
		斎場、墓苑
		公衆便所
		卸売市場、共同販売所
		職員住宅、寮

※更新費用試算ソフト：財団法人自治総合センターが開催した「2010年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において開発されたものを、総務省において一部変更を加え、公共建築物総合管理計画策定のための補助プログラムとして公開しています。

本計画において、本市が保有する公共施設は、全 348 施設、963 棟、総延床面積 322,251m<sup>2</sup>と集計しています。

その結果は、下表の図で示すように、延床面積において「学校教育系施設」が圧倒的に多いことが分かります。また、棟数でみると「公営住宅」が多い状況となっています。

令和 2 年国勢調査結果による、人口 42,330 人で換算すると人口一人当たりの床面積は、7.61 m<sup>2</sup>となります。（国の平均は 3.70 m<sup>2</sup>/人）。

表 分類別公共施設集計表

番号	大分類	施設数	棟数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	割合
1	市民文化系施設	27	51	26,010 m <sup>2</sup>	8.10%
2	社会教育系施設	9	17	8,621 m <sup>2</sup>	2.70%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	49	89	34,546 m <sup>2</sup>	10.70%
4	産業系施設	27	34	15,169 m <sup>2</sup>	4.70%
5	学校教育系施設	25	173	107,422 m <sup>2</sup>	33.30%
6	子育て支援施設	3	3	697 m <sup>2</sup>	0.20%
7	保健・福祉施設	14	18	14,408 m <sup>2</sup>	4.50%
8	行政系施設	68	93	29,903 m <sup>2</sup>	9.30%
9	公営住宅	46	350	56,515 m <sup>2</sup>	17.50%
10	公園	47	62	1,504 m <sup>2</sup>	0.50%
11	供給処理施設	11	21	11,954 m <sup>2</sup>	3.70%
12	その他	22	52	15,502 m <sup>2</sup>	4.80%
合計		348	963	322,251 m <sup>2</sup>	100.0%
南島原市人口（令和 2 国勢調査）				42,330 人	
市民 1 人当たりの面積				7.61 m <sup>2</sup>	

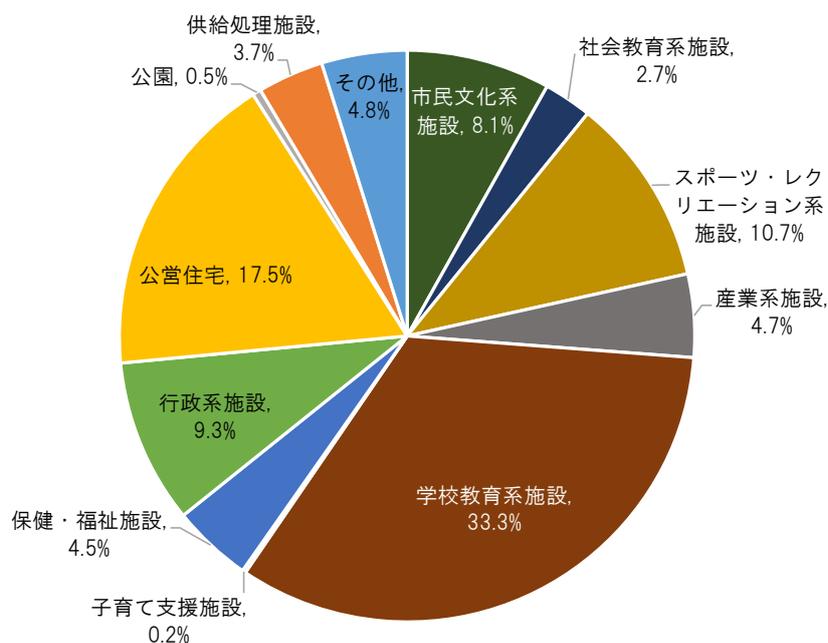


図 分類別公共施設 割合グラフ

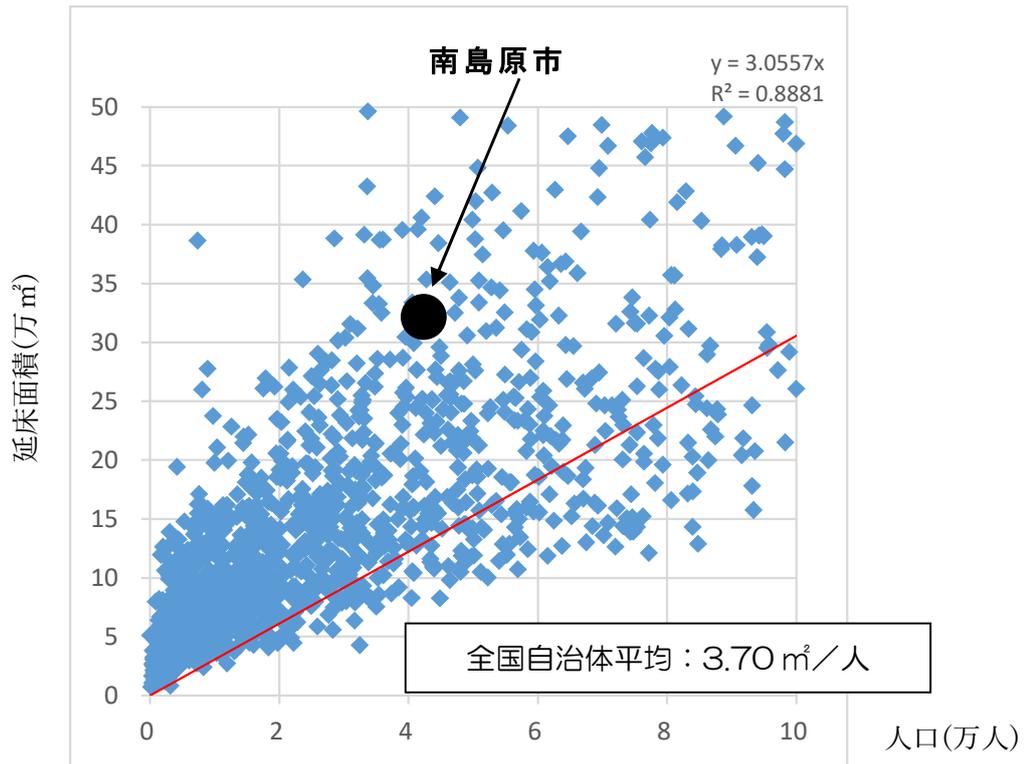


図 全国の自治体別の施設量（延床面積）と総人口の関係

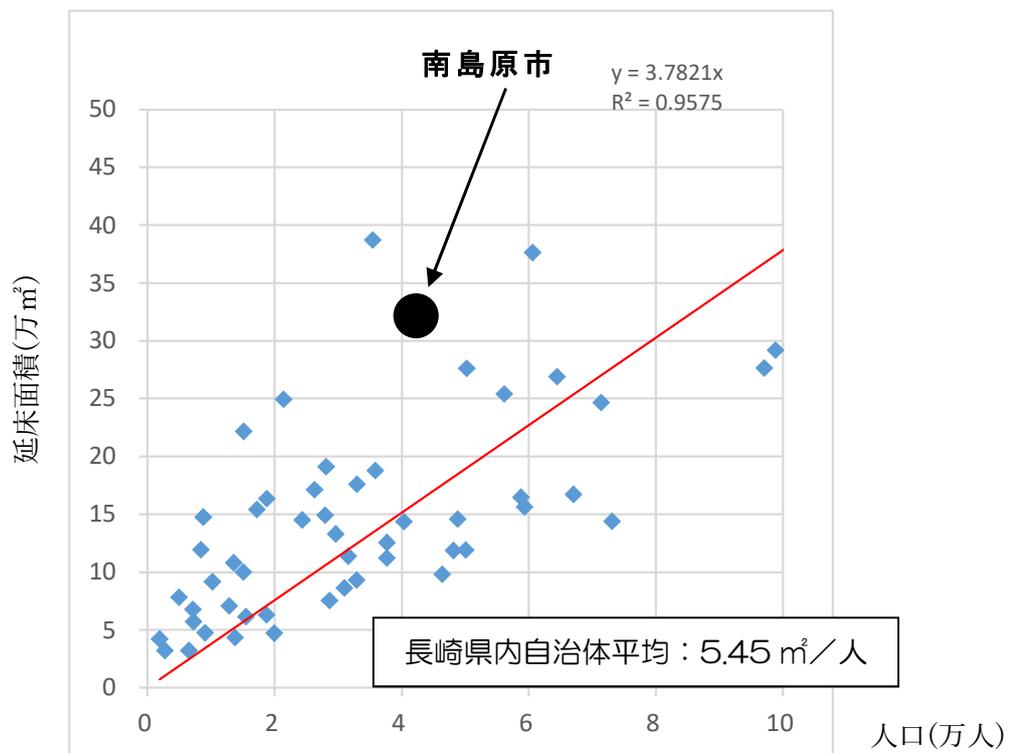


図 長崎県内自治体別の施設量（延床面積）と総人口の関係

※国及び他自治体の数値は平成 30 年総務省調べ

【施設保有量の推移】

計画策定時からの保有量の推移は下表のとおりです。施設数で 19 施設、延床面積で 7,527 m<sup>2</sup> の削減となっています。

表 保有量の推移 (H28→R3)

大分類	平成 28 年時		令和 3 年		延床面積
	施設	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設	延床面積 (m <sup>2</sup> )	増減
市民文化系施設	22	11,806	27	26,010	14,204
社会教育系施設	17	22,966	9	8,621	▲ 14,345
スポーツ・レクリエーション系施設	44	29,664	49	34,546	4,882
産業系施設	28	12,321	27	15,169	2,848
学校教育系施設	36	116,673	25	107,422	▲ 9,251
子育て支援施設	2	652	3	697	45
保健・福祉施設	14	14,581	14	14,408	▲ 173
行政系施設	65	27,219	68	29,903	2684
公営住宅	49	57,357	46	56,515	▲ 842
公園	51	2,589	47	1,504	▲ 1,085
供給処理施設	11	12,598	11	11,954	▲ 644
その他	28	21,352	22	15,502	▲ 5,850
合計	367	329,778	348	322,251	▲ 7,527

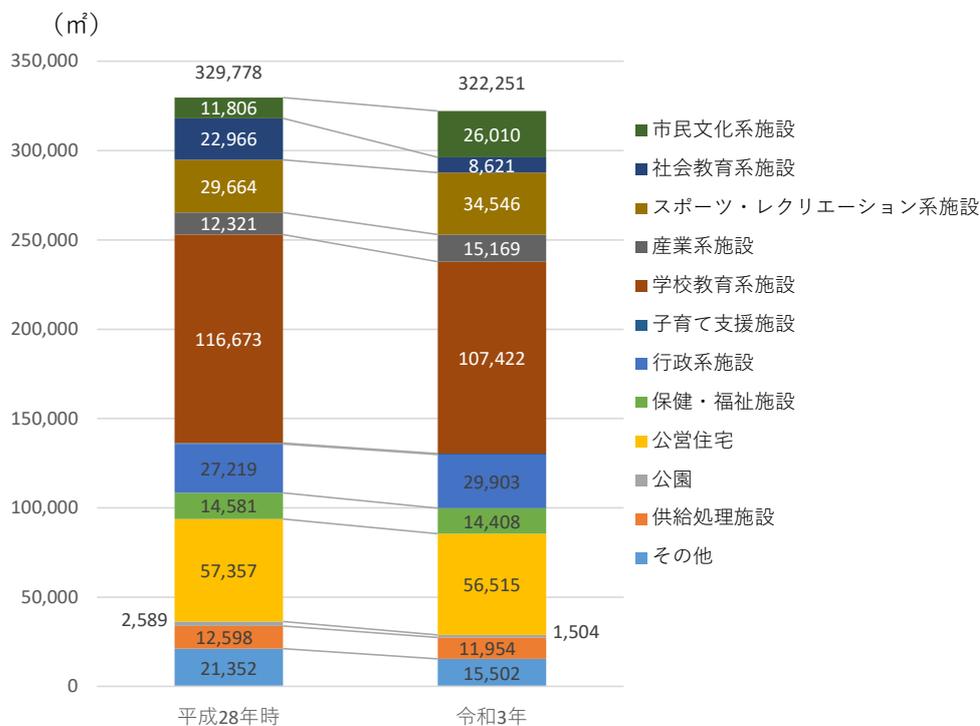


図 施設保有量(延床面積)の推移(平成 28 年～令和 3 年)

次図は、本市が保有する公共施設の建設年別に延床面積を積み上げたものです。本市では 1960 年頃から学校教育系施設等を中心に施設の整備が緩やかに始められ、1980 年以降もほぼ毎年整備されています。市の規模から考察すると施設の延床面積は少し多い傾向が見られます。また耐震性能に劣る 1981 年以前に建設された（いわゆる旧耐震設計）施設が 38.8%と 4 割程度あります。計画策定時には、旧耐震設計の施設は 43.1%でしたが、その当時より 4.3 ポイント改善しています。学校教育系施設が占める割合は高くなっていますが、小学校・中学校の必要な施設についての耐震性の改善は対応済みです。

また、一般的に建築後 30 年程度を経過すると、大規模改修等や建替えの検討が必要となる施設が増え、多くの整備費用が必要になる時期を迎えます。計画策定時から 5 年程度経過したことにより築 30 年以上の施設が当時の 53.0%から、56.2%と 3.2 ポイント増加しています。築 30 年以上の施設にも既に規模改修を実施した施設、公営住宅に関しては長寿命化計画に沿って補修工事等を実施している施設もあります。その他の施設においても個別施設計画による整備の実行が必要となります。しかし整備費用も多大となるため、財政や管理する所管課との調整による改修時期などの適切な施設マネジメントが必要となります。

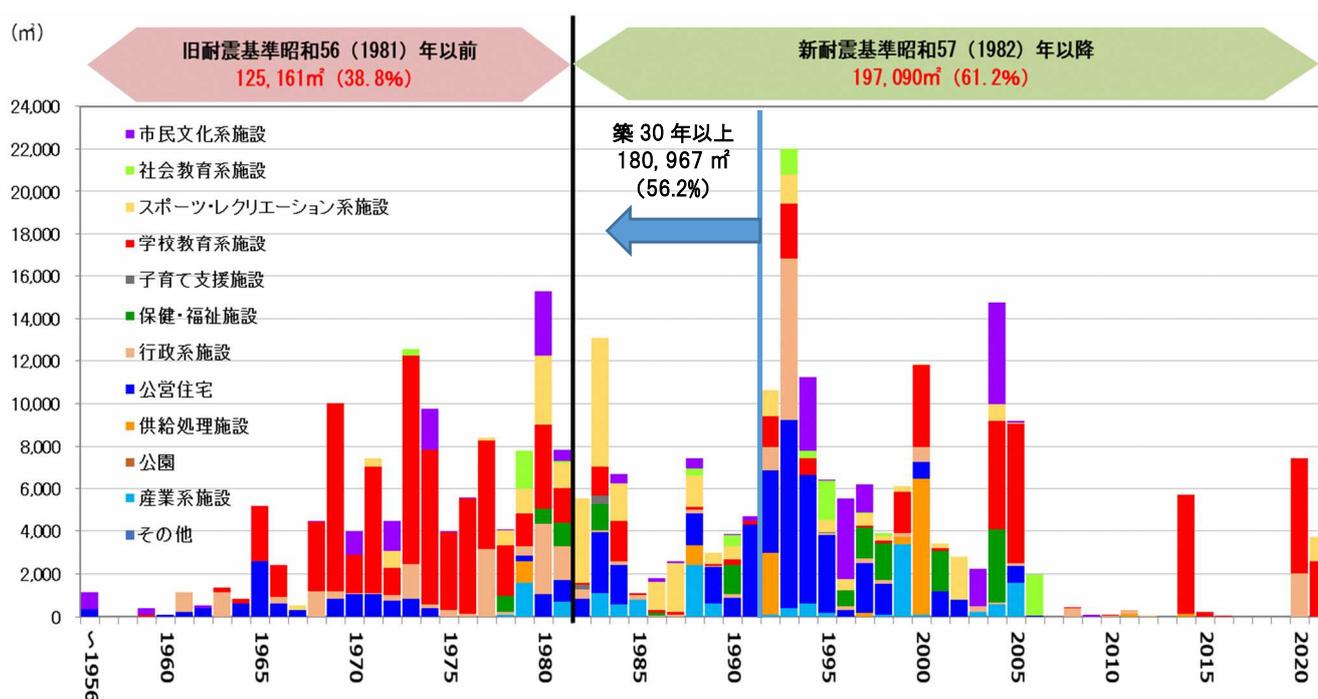


図 公共施設年度別整備延床面積

表 旧耐震基準による大分類別延床面積の割合

大分類	旧耐震設計 (㎡)	旧耐震建物 割合	新耐震設計 (㎡)	合計 (㎡)
市民文化系施設	9,307	35.8%	16,703	26,010
社会教育系施設	2,211	25.6%	6,410	8,621
スポーツ・レクリエーション系施設	7,846	22.7%	26,700	34,546
産業系施設	2,384	15.7%	12,785	15,169
学校教育系施設	66,410	61.8%	41,012	107,422
子育て支援施設	0	0.0%	697	697
保健・福祉施設	2,519	17.5%	11,889	14,408
行政系施設	15,057	50.4%	14,846	29,903
公営住宅	12,530	22.2%	43,985	56,515
公園	67	4.5%	1,437	1,504
供給処理施設	998	8.3%	10,956	11,954
その他	5,832	37.6%	9,670	15,502
合 計	125,161	38.8%	197,090	322,251

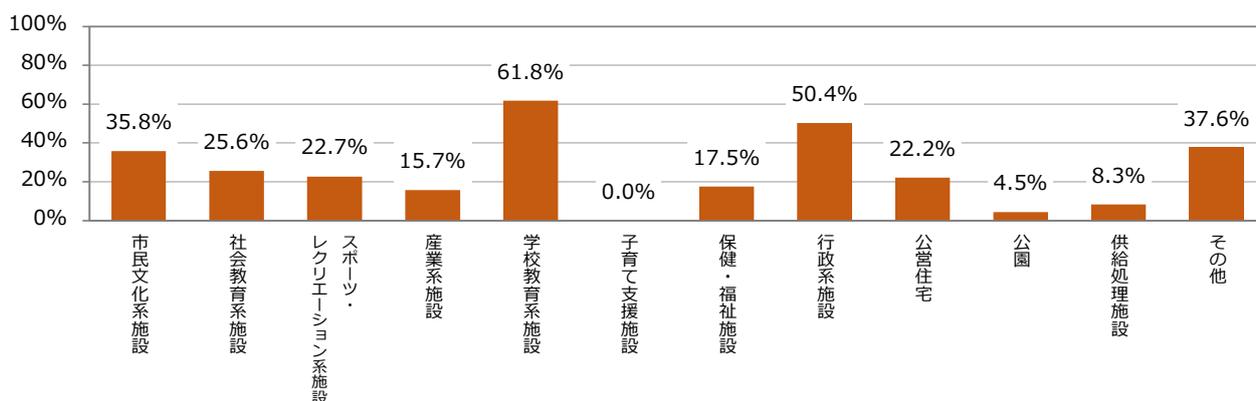


図 旧耐震基準による大分類別延床面積の割合グラフ

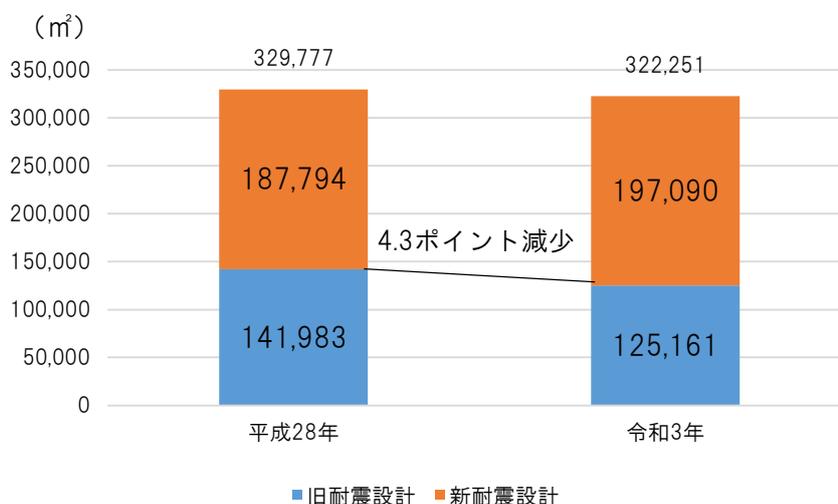


図 旧耐震基準施設の延床面積推移(平成28年→令和3年)

表 築 30 年以上の大分類別延床面積の割合

大分類	築 30 年以上 延床面積(m <sup>2</sup> )	築 30 年以 上の割合	築 30 年未 満延床面積(m <sup>2</sup> )	合計 (m <sup>2</sup> )
市民文化系施設	10,746	41.3%	15,264	26,010
社会教育系施設	3,080	35.7%	5,541	8,621
スポーツ・レクリエーション系施設	25,697	74.4%	8,849	34,546
産業系施設	7,906	52.1%	7,263	15,169
学校教育系施設	70,741	65.9%	36,681	107,422
子育て支援施設	652	93.5%	45	697
保健・福祉施設	5,245	36.4%	9,163	14,408
行政系施設	16,561	55.4%	13,342	29,903
公営住宅	26,408	46.7%	30,107	56,515
公園	221	14.7%	1,283	1,504
供給処理施設	1,914	16.0%	10,040	11,954
その他	11,796	76.1%	3,706	15,502
合 計	180,967	56.2%	141,284	322,251

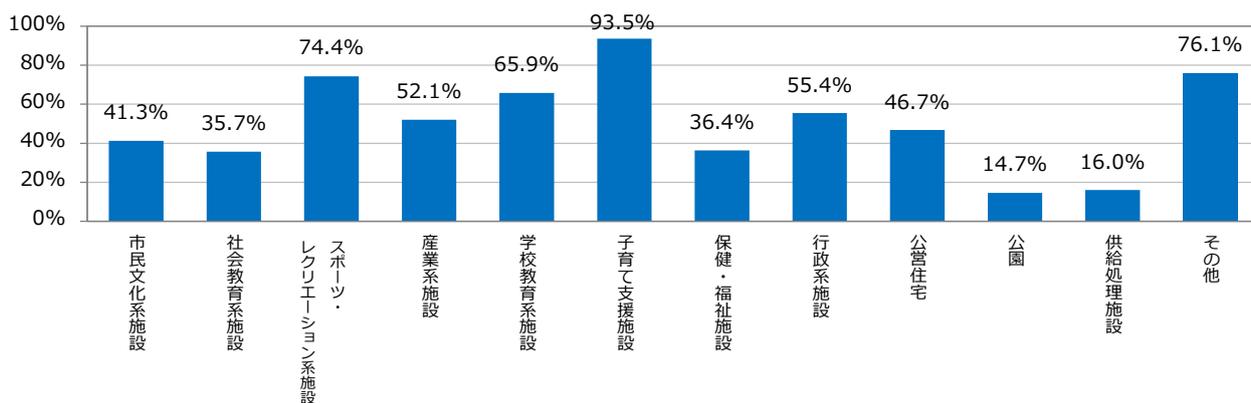


図 築 30 年以上の大分類別延床面積の割合グラフ

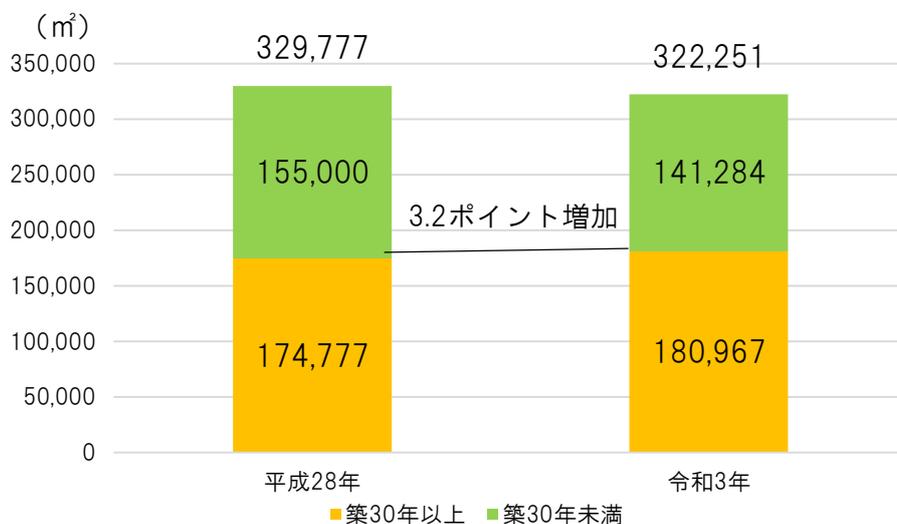


図 築 30 年施設の延床面積推移(平成 28 年→令和 3 年)

【改修工事等の実績】

市では計画策定時以降に施設の適正な管理を目的として、以下に示す各個別施設計画の策定及び、公共施設の保有に関する改修工事を行っています。

表 個別施設の策定（2017年以降）

策定年度	計画名	対象施設
2018	南島原市営住宅等長寿命化計画	公営住宅
2019	南島原市学校施設等長寿命化計画	学校教育系施設
2019	「南島原市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画	上記以外の建築物

表 屋根・外壁・施設工事・大規模改修及び1千万円以上の電気空調設備工事（2017年以降）

実施年度	改修・更新工事の実績	改修部位
2017	布津公民館屋上防水改修工事	屋上防水
2017	加津佐青年婦人会館改修工事	施設内床
2017	旧白木野小学校改修工事	施設改修
2017	布津グラウンド高圧受電設備改修工事	設備更新
2017	有家テニスコート照明設備改修工事	設備更新
2017	口之津体育館改修工事	施設改修
2017	口之津プール屋根改修工事	屋根防水
2017	有家庁舎改修工事	屋根防水
2017	布津桜苑屋根防水補修工事	屋根防水
2018	加津佐図書館床改修工事	内装改修
2018	深江体育館床張替工事	内装改修
2018	有家柔剣道場屋根改修工事	設備更新
2018	有家総合運動公園高圧受電設備改修工事	設備更新
2018	北有馬ふれあい交流広場テニスコート改修工事	施設改修
2018	旧長野小学校校舎改修工事	施設改修
2018	加津佐支所照明LED化改修工事	設備更新
2019	深江相撲場改修工事	施設改修
2019	布津ふるさと道場改修工事	施設改修
2019	有家運動公園・マリパークありえトイレ改修工事	施設改修
2019	南有馬プール屋根改修工事	屋根防水
2019	有家農業構造改善センター高圧受電設備改修工事	設備更新
2019	加津佐保健センター屋根改修工事	屋根防水
2019	南有馬庁舎非常用発電機設置工事	設備更新
2020	灰木住民センター屋根改修工事	屋根防水
2020	南有馬体育館屋根防水改修工事	屋根防水
2020	北有馬こども園大規模改修工事	施設改修
2020	布津保健福祉センター改修工事	施設改修
2020	西有家庁舎屋上防水工事	屋根防水
2020	深江衛生センターし尿処理棟高圧受変電設備更新工事	設備更新
2020	南有馬衛生センター事務所棟改修工事	施設改修
2021	南有馬衛生センター管理棟改修工事	施設改修
2021	南有馬衛生センターし尿処理棟改修工事	施設改修

## 2. 公共施設(建築物)の将来更新費用の推計

計画策定時に集計した施設について、当時のすべての施設をそのまま維持し、60年経てば更新することを条件に将来更新費用について推計しています。下表は当時集計した公共施設の「建築年」、「施設項目」及び「延床面積」に対して総務省更新プログラムにより将来コストを推計した際の条件で、これらにより本市の公共施設の将来更新費用の推計を行っていました。

表 大規模改修周期

大規模改修周期	年
実施年数	30
修繕期間	2

表 建替え周期

建替え	年
更新年数	60
建替え期間	3

表 積み残し対応期間※

積み残し対応期間	年
大規模改修周期	10
建替え	10

※既に対応周期を過ぎている場合に実施する目安

表 改修費及び建替え費用の目安

施設項目	大規模改修費用	建替え費用	単位
市民文化系施設	25	40	万円/㎡
社会教育系施設	25	40	万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36	万円/㎡
産業系施設	25	40	万円/㎡
学校教育系施設	17	33	万円/㎡
子育て支援施設	17	33	万円/㎡
保健・福祉施設	20	36	万円/㎡
医療施設	25	40	万円/㎡
行政系施設	25	40	万円/㎡
公営住宅	17	28	万円/㎡
公園	17	33	万円/㎡
供給処理施設	20	36	万円/㎡
その他	20	36	万円/㎡

※上記金額は総務省更新プログラム積算値

当時の推計の結果、40年間の将来更新費用の総額は1,425.2億円となり、年更新費用の平均は35.6億円（更新・大規模改修費のみ。維持費は含まない）としていました。

この試算によると2022年からの35年間では、総額1,281.8億円、年平均で36.6億円かかる推計となります。

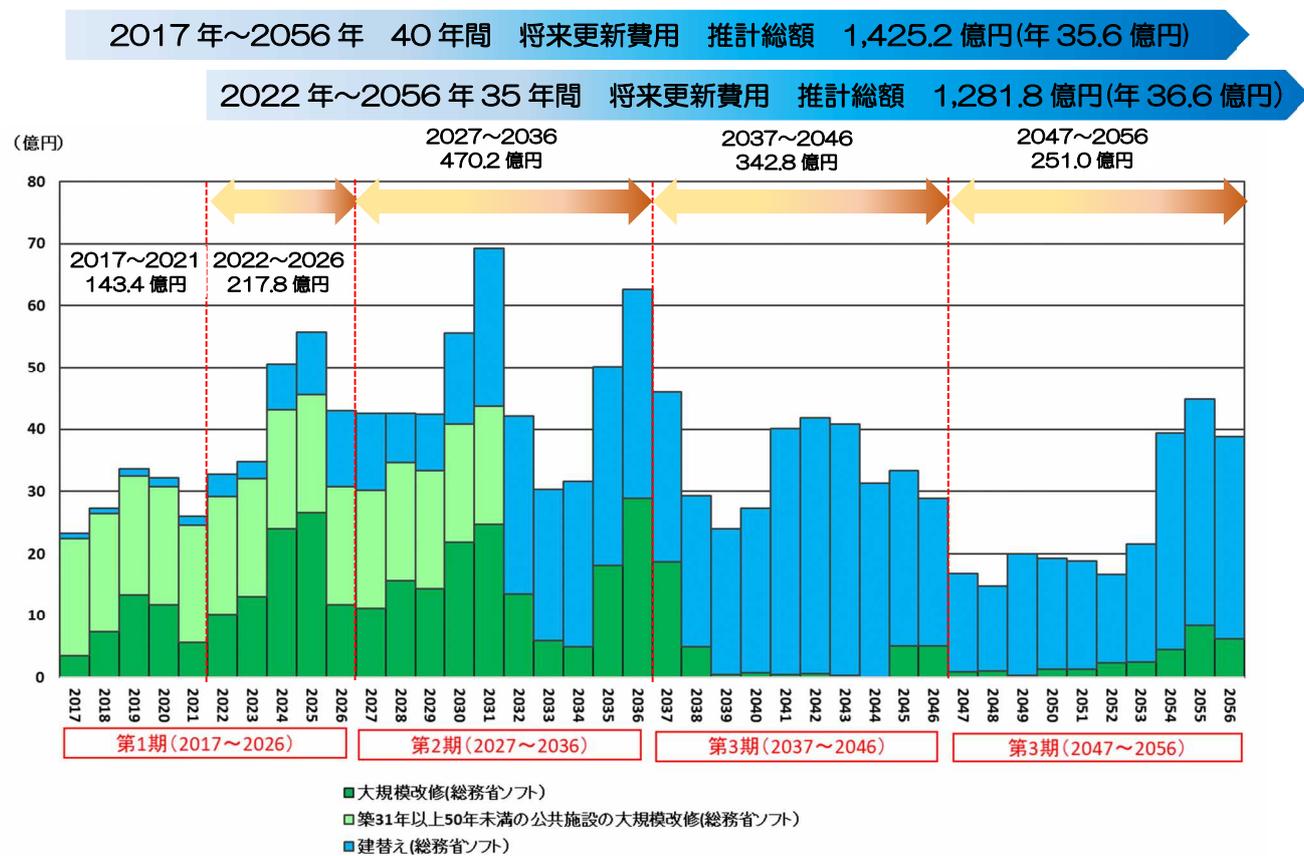


図 公共施設の将来更新費用（計画策定時推計）

### 3. 長寿命化対策による試算

本市では、更新費用の縮減に向けて、大分類別に施設の運用、コストに係る個別施設計画を策定しています。各計画には、長寿命化とともに、用途廃止等の施設の除却について検討しています。

改訂にあたり、計画策定時からの40年間の費用と、今後35年間の更新費用を、個別施設の方針を取り込んで、あらためて将来更新費用の推計を実施しました。推計は以下の条件により行っています。

表 試算条件

項目	内容
耐用年数	鉄筋コンクリート 70年 他は 50年
改修周期	屋根・外壁は文献値※によりそれぞれ設定します。 電気設備・機械設備・給排水設備は大規模改修として耐用年数の半分の時期に実施します。
試算単価	改修費用：LCC 試算用の文献値及び市場単価 解体費用：市場実績値 25,000 円/m <sup>2</sup> 建替費用：前述の大分類別の総務省単価 2017～2020 は実績費用（アンケートによる） 事後保全費用として維持補修費に過去5年間の最大値である年間1.8 億円／年を計上します。
方針	すべての部位で大規模改修は実施しません。建物の寿命に影響のある屋根・外壁・受変電設備・空調設備・給排水設備（器具は除く）のみを予防保全として大規模改修を実施します。 個別施設計画で除却等の方針のあるものは大規模改修を実施しません。また建替えを実施しません。 100 m <sup>2</sup> 以下のトイレ等は大規模改修を実施しません。

※文献値：「平成31年版建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）  
「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」（公益社団法人ロングライフビル推進協会）

試算条件で行った結果、40年間の将来更新費用の総額は1,147.1億円となり、年更新費用の平均は28.7億円（更新・大規模改修費のみ。維持費は含まない）となりました。

この試算によると2022年からの35年間では、総額1,033.2億円、年平均で29.5億円かかる推計となります。

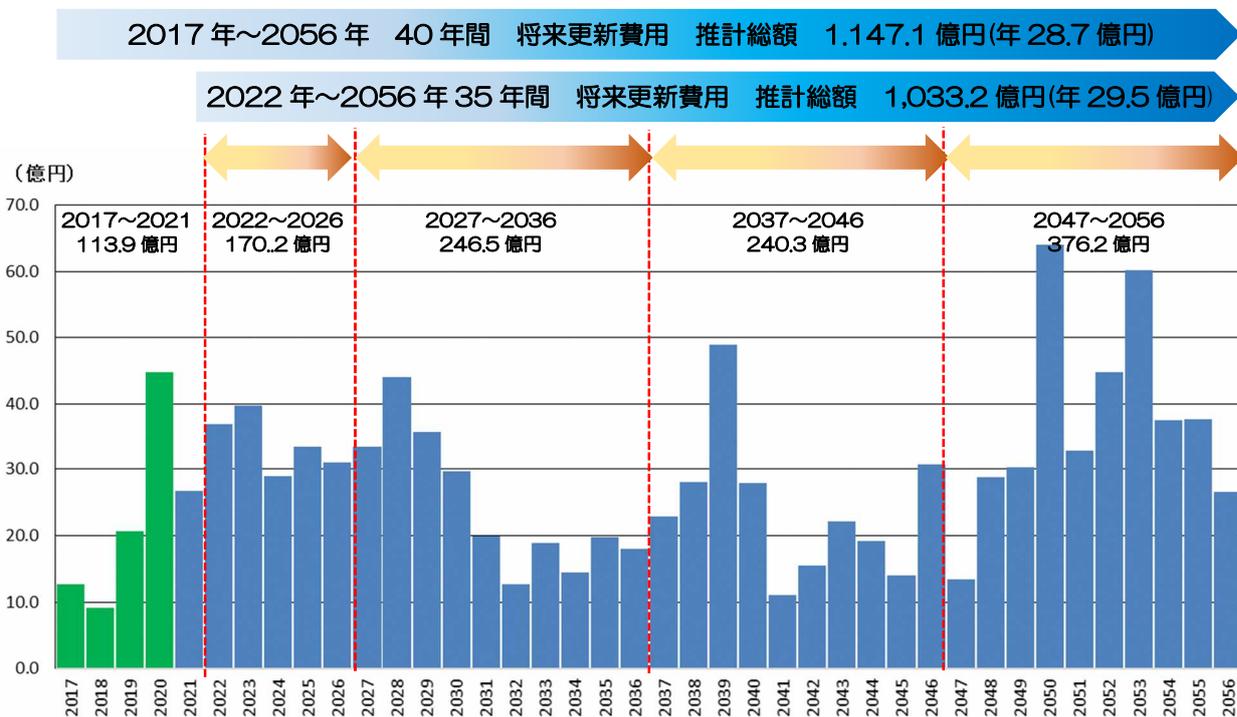


図 公共施設の将来更新費用（長寿命化対策による推計）

※2017～2020は実績値

(1) 長寿命化の効果

長寿命化の見込めない施設の早期除却や利用見込みのない施設及び、用途外利用の施設の除却を実施した上で、全ての施設で長寿命化を実施できれば、全ての施設を残して、かつ更新していく場合に比べて、今後35年間で約248.6億円の削減が可能となります。

#### 4. 土木インフラの現状と将来更新費用の推計

##### (1) インフラ施設のストック量

道路（市道）は、総延長 1,082,103m（面積：4,668,302 m<sup>2</sup>）、そのうち 50.5%が未改良の道路となっています。

橋梁は、管理対象橋梁が 483 橋、実延長が 3,947m（面積 18,576 m<sup>2</sup>）となっています。

上水道は、導水管 16,317m、送水管 70,942m及び配水管 779,257mで総延長 866,516mが敷設され、上水道普及率は 98.69 %となっています。

下水道は、塩ビ管 73,693m、その他 PE、DCIP 等が 8,396m、総延長 82,089mとなっています。

表 主要インフラの状況

インフラ	実延長(m)	総面積(m <sup>2</sup> )	備考
道路	1,082,103	4,668,302	改良率 49.5%
橋梁	3,947	18,576	483 橋
上水道	866,516		導水管 16,317m、送水管 70,942m 配水管 779,257m
下水道	82,089		塩ビ管 73,693m、 その他 PE、DCIP 等が 8,396m (コミュニティプラント施設を含む。)

##### (2) 保有量の推移

計画策定時からのインフラ系資産保有量の推移は、下記のとおりです。

表 インフラ系資産保有量の推移

種別		H28 年時 数量	R3 年時 数量	増減
道路	延長(m)	1,087,905	1,082,103	▲ 5,802
	総面積(m <sup>2</sup> )	4,577,623	4,668,302	90,679
	改良率	46.6%	49.5%	2.9%
橋梁	設置数(橋)	487	483	▲ 4
	実延長(m)	3,942	3,947	5
	総面積(m <sup>2</sup> )	18,403	18,576	173
上水道	実延長(m)	725,051	866,516	141,465
下水道	実延長(m)	74,637	82,089	7,452

上記数量に対して次表の改修周期を考慮した単価により、インフラ施設の将来更新費用の推計を行っています。(上下水道は企業会計を含む為、推算していません。)

更新費用(円) = 将来年次別更新ストック量(m<sup>2</sup>) × 更新単価(円/m<sup>2</sup>) とし、道路・橋梁については総面積を耐用年数で割った値を 1 年間の更新量と仮定しています。

表 道路更新費用の目安

道路更新	更新単価 (円/m <sup>2</sup> )	更新年数 (年)
一般道路	4,700	15

表 橋梁更新費用の目安

橋梁更新	更新単価 (千円/m <sup>2</sup> )	更新年数 (年)	積み残し対応期間 (年) ※
橋梁	425	60	5

※既に対応周期を過ぎている場合に実施する目安  
 ※上記金額は総務省更新プログラム値

(3) 土木インフラ（一般会計）将来更新費用の推計

【道路】

道路の全面積に対し、今後 35 年間の推計整備総額は 512 億円となります。この結果、年当たりの平均整備額は 14.6 億円となります。

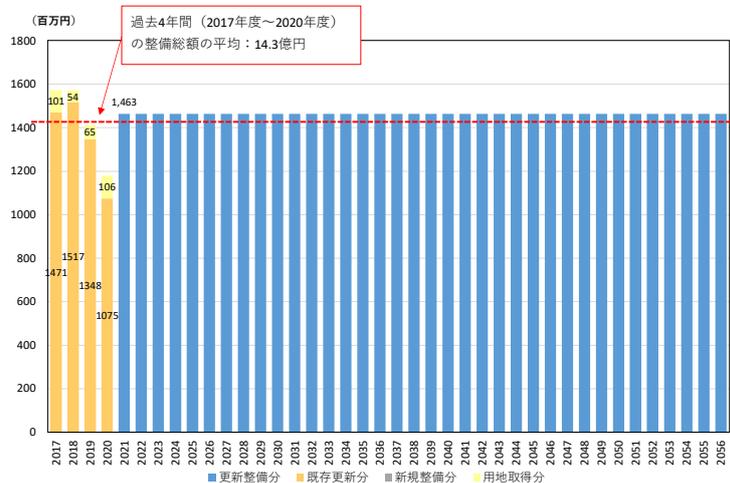


図 道路面積による将来の更新費用の推計

【橋梁】

橋梁の全面積に対し、今後 35 年間の推計整備総額は 46 億円となります。この結果、年当たりの平均整備額は 1.3 億円となります。

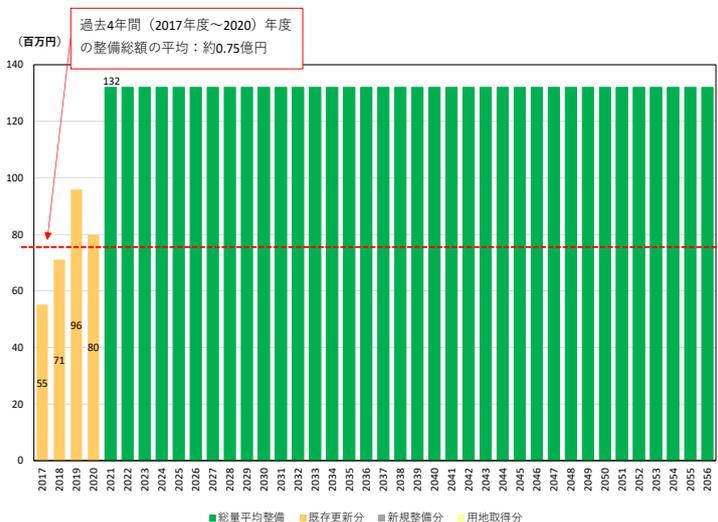


図 橋梁面積による将来の更新費用の推計

## § 4. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

### 1. 公共施設等の課題

#### 課題1：将来人口の減少に対する課題

全国的に将来的な人口減少が叫ばれる中、本市の近年人口は減少傾向を示しており、今後も確実に将来人口が減少することが見込まれるため、その将来的な人口規模に応じた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

#### 課題2：少子・高齢化の進展に対する課題

令和2年国勢調査時点の本市の年齢区分別人口の割合の推移において、65歳以上の人口の割合が確実に増加しており、40.4%と超高齢社会の定義で示される21%を大きく超えています。

本市が策定した「まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン」における人口予測によると、今後は25,000～30,000人を維持することが目標とされています。また生産年齢人口は減少することが予測されており、将来的な人口構造の大きな変化に応じた公共サービスの内容を見直していく必要があります。

#### 課題3：財源の減少に対する課題

人口減少と同時に起こる人口構成の大きな変化に伴って、市税の徴収額が影響を受けると同時に高齢者のための医療・福祉関連経費の増大が避けられず、投資的経費に充てる事ができる財源に大きな制約が生じることが容易に予測されます。

また、公共施設の老朽化の進行による改修や更新が順次発生し、減少する財源に反比例して、公共施設の維持管理のための費用の増大が見込まれています。

限りある財源の中で、必要な公共サービスを維持していくためには、最低限必要となる施設総量の目標値を定め、総量削減の目標達成のための施設の統合や用途廃止等の対応を図る必要があります。

#### 課題4：施設量縮減、除却に関する課題

本市は8町による対等合併を行っています。それぞれの旧町が所有していた施設については、効率的な配置や運用方法を検討する必要があります。除却がそのまま住民サービスの低下になる場合も考えられるため、施設量縮減に際しては、施設量が縮減されても、住民サービスの水準を維持できるように、施設の統合化等の機能的な施設の整備を図る必要があります。

## 2. 基本方針のまとめ

### (1) 基本方針

本市の人口は減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査における人口は 42,330 人となっており、平成 2 年からの 30 年間で約 20,500 人減少しています。本市が策定した人口ビジョンにおける人口予測によると、今後は 25,000~30,000 人を維持することが目標とされています。30,000 人を維持したと仮定しても、令和 2 年から、約 29%の減少となります。さらに財政状況も高度経済成長期とは状況が異なり、歳入の増加が見込めない中で、普通建設事業への投入は極めて困難な状況となることが予想されます。

本市が保有する主な公共施設 348 施設 963 棟、総延床面積約 322,251 m<sup>2</sup>のうち、建築後 30 年以上が経過している施設が 56.2%を占めています。これらの施設は大規模な改修や建替えの時期を迎えることとなりますが、更新費用として、今後 35 年間で約 1,281 億円（年平均約 36 億円）が必要と算定されています。またインフラ施設において、道路、橋梁の整備だけでも、今後 35 年間で約 558 億円（年平均約 16 億円）が必要と算定されています。両方を併せると、今後 35 年間で約 1,839 億円（年平均約 53 億円）必要と算定されています。計画策定時において設定した目標の費用は約 41 億円/年であり、計画策定後に約 56 億円/年となっていることから、今後も増額することが考えられます。しかし財政の歳入は減少していくことは必至で、新設はもちろん本市が保有している全ての公共施設を更新・建替えすることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるといえます。市はこれらの現状を踏まえ、引き続き公共施設の維持管理のあり方として以下の方針を掲げます。

#### 【南島原市公共施設マネジメントの基本方針】

##### 方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

- ① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制
- ② 既存施設の見直しによる複合化や縮減

##### 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

- ① 予防保全型の維持補修への転換

##### 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

- ① 維持管理コストの最適化

(2) 方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図ります。

① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制

- 住民の新たなニーズや行政サービス体制の変化に対応する等、新規に公共施設の整備が必要となった場合は、既存施設や土地の有効活用等を検討し、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討するものとします。
- 公共施設の複合化や転用等の実施が難しい場合に、真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備に対応するものとします。

② 既存施設の見直しによる複合化や縮減

- 利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合や複合化の可能性を常に検討します。
- 老朽化に伴い更新する場合は、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、または他施設からの転用等について検討します。
- 複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とします。
- 借地上に設置されている施設については、優先的に他施設への統廃合や複合化を進めます。

(3) 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図ります。

① 予防保全型の維持補修への転換

- 改修・更新経費の平準化を行う際には、劣化や損傷等が生じた後に改修等を行う従来の「事後保全」から異常の兆候を事前に把握・予測して、計画的に改修等する「予防保全」への転換が有効とされています。

本市では予防保全の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図ります。その際、ライフサイクルコストの考え方により、改修・更新時の企画、設計段階において、その後の維持管理コストの最適化を検討します。

- 工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行うよう検討します。

(4) 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指します。

① 維持管理コストの最適化

- 施設の維持管理費用については、ライフサイクルコストの検討の際に、光熱水費、委託費(清掃、警備、保守点検等)等の維持管理費の適正化を図り、その縮減を図ります。
- 日常の管理や費用縮減についての指針を示した維持管理マニュアルを作成する等、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組みます。

### 3. 更新費用の削減目標の設定

更新費用の試算結果として、建築物と道路及び橋梁の更新費用では今後 35 年間で約 1,839 億円（年平均約 53 億円）必要と算定されており、計画策定時に設定した目標値約 41 億円に対し約 12 億円／年の不足が生じると推定されます。

また、令和元年度から令和 7 年度までの「南島原市財政計画」の中で、令和 7 年度の普通建設事業費は 30 億円／年と計画していることから、その計画予算額を維持できたとしても主たる公共施設で年間約 23 億円の不足が生じると推定されています。

財政計画の計画予算額 30 億円を年間投資的費用と想定した場合、基本方針における取り組みを実施することにより、インフラ施設（道路・橋梁以外の施設も含めた）更新費用を約 16 億円／年必要と想定すると、公共施設（建物）への更新費用は約 14 億円／年となり、推定更新費用約 36 億円／年から約 22 億円を削減する必要があります。個別施設計画での方針に準じ改修や除却等を進め、さらに長寿命化を併せて実施することで今後 35 年間の更新費用が約 22 億円まで削減することが見込めることから、計画策定時に定めた更新費用を 35% 圧縮することを今後も継続して進めます。

### 4. 公共施設等の維持管理方針

#### (1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となります。

施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の 3 種類の点検結果の一元管理を行い、点検履歴、修繕履歴の蓄積を行うことを目的とするデータベースを構築します。

そのデータベースに蓄積した情報を今後の総合管理計画の見直しの際に反映して計画の充実を図ると同時に、各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図ります。

「公共施設診断の対象となる評価項目」等を参考に、本市で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を目指します。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断等、既往の診断があるものはそのデータを利用します。

表 公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
1	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
2	耐久性	・建物部位（構造・外装等）の耐久性・劣化状況
3	不具合性	・施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）の不具合性
4	適法性	・建築法規、消防法、条例

出典：(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成

(2) 維持管理・更新等の実施方針

従来からの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全型管理」が大部分であり、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全型管理」や、点検によりその劣化度や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全」等は、ほとんど実施されていませんでした。また、所管課毎に公共施設の管理を行っているため、同じ状況であってもその対応は異なっていました。

従って、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握した上で、これまでの「事後保全型管理」が中心であった維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類等個々の施設の状態に応じて「予防保全型管理」と「状態監視保全型管理」と「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指します。

点検・診断実施の検討段階においては、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や住民の要望等から、その施設に必要性があると判断される場合は、更新等機会を捉えながら、バリアフリー対応等の質的な向上や、現在求められる機能への変更及び用途変更等を図ります。また必要性が無い、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとします。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

表 適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。更に災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で計画的な改修、解体、除却の検討を行い速やかに対応します。

また、老朽化等により供用廃止された施設や、今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体や除却する等の対策を講じ、安全性の確保を図ります。また次表の「施設の安全確保に係る項目」及び「施設の耐用性に関する評価項目」も参考に、日常点検や定期点検、施設の劣化状況の把握に努めます。

表 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無
	保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・Is値>0.6/0.6>Is値>0.3/0.3>Is値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
		火災安全性	耐火安全性	延焼防止
	避難安全性		避難路確保	・避難路確保
	消火安全性		消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のPM <sub>2.5</sub> 排除状況
			空気質安全性の確保	・PM <sub>2.5</sub> ・PM <sub>10</sub> ・NO <sub>2</sub> ・SO <sub>2</sub> ・O <sub>3</sub> ・CO <sub>2</sub> ・スルフィド濃度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のPM <sub>2.5</sub> 排除状況（年代・部位）
			PCB排除	・トランプ・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況（年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA対策	・木造土台のCCA・有無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度			
騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度			
障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度			
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度			

出典：（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)）

表 施設の耐用性に関する評価項目

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数（20年）と改修年の差	
	不具合状況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床等	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
給排水衛生設備機器本体			・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	
空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			

(4) 耐震化の実施方針

学校の校舎については耐震補強が完了しています。

しかしながら利用度の高い施設の中でも、旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するため、施設の安全性の確保を最優先にして耐震化もしくは施設更新による安全性の確保を図ります。

## (5) 長寿命化の実施方針

公共施設の長寿命化と維持管理コストの縮減及び計画的な支出による財政の平準化を目指し、公共施設の保全にあたっては、従来行ってきた事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に順次移行します。各施設においては、長寿命化等の個別計画を策定した上で、原則的に下記要領に基づいて実施していくものとします。

### ① 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置き総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

### ② 計画的な保全、長寿命化計画

建設から40年までの施設は、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。

しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。更に施設の寿命を延ばすには、長寿命化改修工事が必要となります。

本市の公共施設では、建替え周期を大規模改修工事を経て60年とし、その時点の診断によって更に使用が可能と判断されれば長寿命化改修工事を行って70年まで長期使用し、コストを削減することも検討します。ただし、後年への単なる先送りにならないよう終期を明確化することとします。

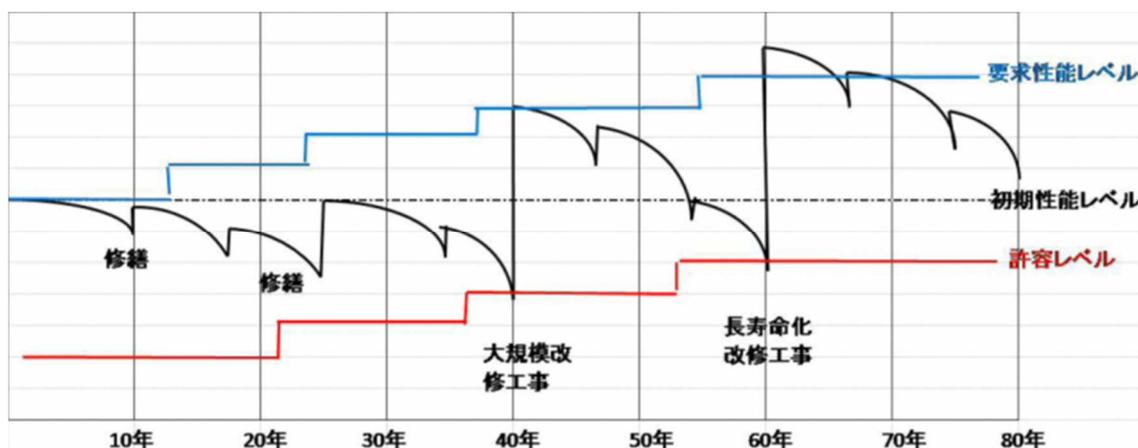


図 長寿命化における経過年数と機能・性能の概念図

### ③ 耐用年数の設定について

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的、機能的な観点から建替えや解体されることがあります。各種要因による耐用年数の定義は次表の通りです。

表 耐用年数決定の要因

耐用年数決定の要因	内 容
①物理的要因	建物躯体や構成材が経年劣化等自然的原因、物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回り、建築物が滅失する年数。一般的には、事前に自然崩壊する前に解体され、建替えることとなります。
②経済的要因	建築物の機能が低下していく中で、不具合や故障が発生するため、事前に若しくは事後にその復旧を行う必要が発生します。不具合や故障の程度、頻度により、継続使用するための補修・修繕費その他費用が、改築費用を上回り建替えるよりも復旧する方が高額と見込まれる場合は、解体され、建替えることとなります。
③機能的要因	使用目的が当初の計画から変ったり、建築技術の革新や社会的要求の向上による機能の陳腐化もしくは、新たな要求が求められ、建築物の形態、構造等新しい要求に対応できない場合は、機能的な寿命に達したと判断し、建替えることとなります。
④法的要因	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数。

※耐用年数の長さは一般的には③<④<②<①となります。

本市の公共施設の構造はRC造が最も多いため、マネジメントにおいては、コンクリート構造の耐用年数の決定が重要となります。目標耐用年数については、さまざまな評価基準がありますが、老朽化に伴う総合的な評価によって1棟の建築物として設定する耐用年数が「目標耐用年数」となります。

建築物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違い等によっても大きく左右されますが、階高や広さ等に余裕を持った建物や新耐震基準施設（1981年以降建設の施設）は、計画的な保全を実施すれば100年以上も長持ちさせることができる可能性もあります。

表 RC造・SRC造の目標耐用年数

目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
高品質	100年	80年～120年	80年
普通品質	60年	50年～80年	50年

出典：(社)日本建築学会編・発行「建築物の耐久計画に関する考え方」

本市の公共施設については、新耐震基準で設計されたRC構造の目標耐用年数は、原則として普通品質の中間値である70年として計画を設定します。その他構造別に、本市の公共施設の維持管理による目標耐用年数を下記の通りとします。ただし、類型別に施設の使用目的やストック量に応じて耐用年数は設定できるものとします。

表 本市建築物の目標耐用年数

RC・SRC	木造	鉄骨造	その他
70年	50年	50年	50年

参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）

#### ④ 改修サイクル

建物の骨格部分であるRC等の躯体は、限界性能が維持された場合100年程の耐久性が望めることより、施設の外壁等の部位や、機械設備ごとの物理的耐用年数を概ね20年、30年、40年に分けた上で、その耐用年数において改修・更新を行うことで、建築物は長く使い続けることができます。

既に築20年～30年程度経過した施設については、竣工から概ね35年経過した時点で構造躯体の長寿命化判定やライフサイクルコストの検討結果により、個別施設ごとに判断された残耐用年数に応じた整備内容を設定することとします。

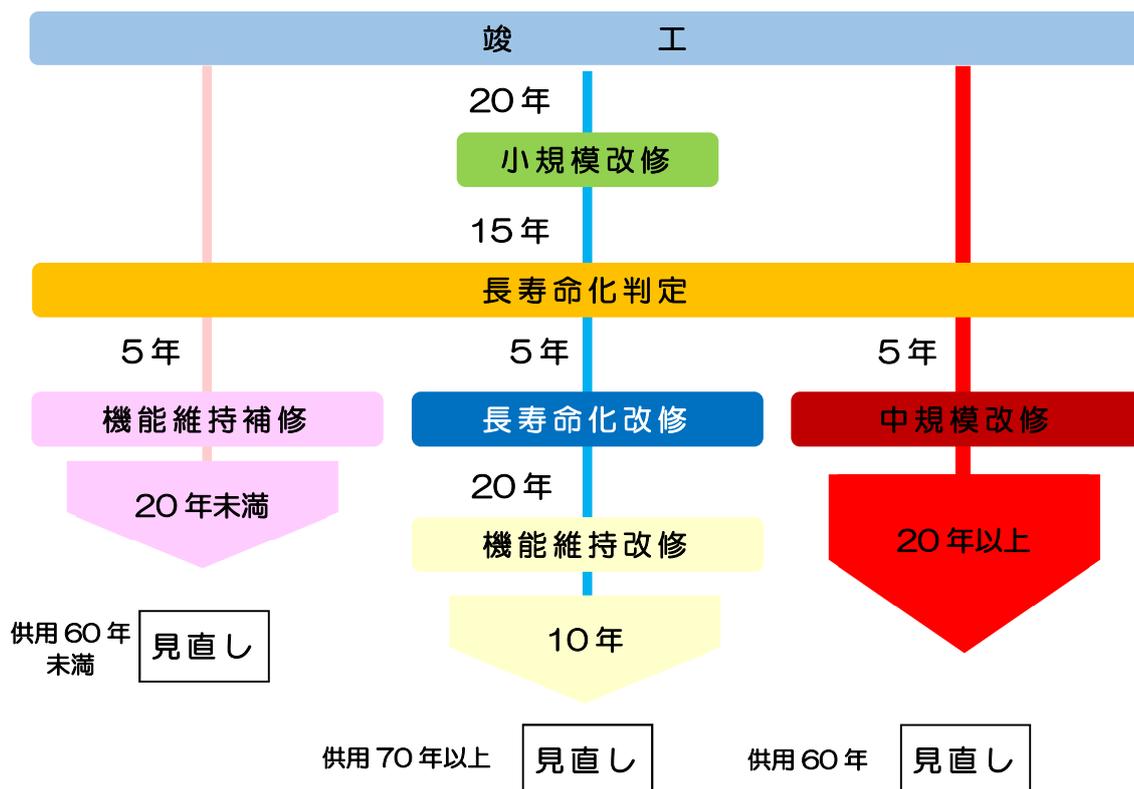


図 築35年頃の建築物の長寿命化による使用可能年数

表 改修の定義

改修・補修項目	内容
小規模改修	竣工から約15年～20年経過した頃に行う比較的小規模な改修
機能維持補修	60年以上の使用が困難な場合に、更新までの期間、利用者の安全確保を考慮した上で最低限の機能維持を行うもの
中規模改修	70年以上の使用は望めないが60年以上の使用は可能と判断された場合に、築40年頃に行う部分的に機能向上を考慮した改修
長寿命化改修 (大規模改修)	70年以上の使用が可能と判断された場合に、築40年頃に行う機能向上を考慮した大規模な改修
機能維持改修	70年以上の使用が可能と判断された場合に、築60年頃に行う機能維持を目的とした改修

#### (6) 統合や廃止の推進方針

施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止等の取組みを進め、保有総量の縮減を図ります。

公共施設の更新を行う場合には単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とします。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとします。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないのか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないのか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行います。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討します。

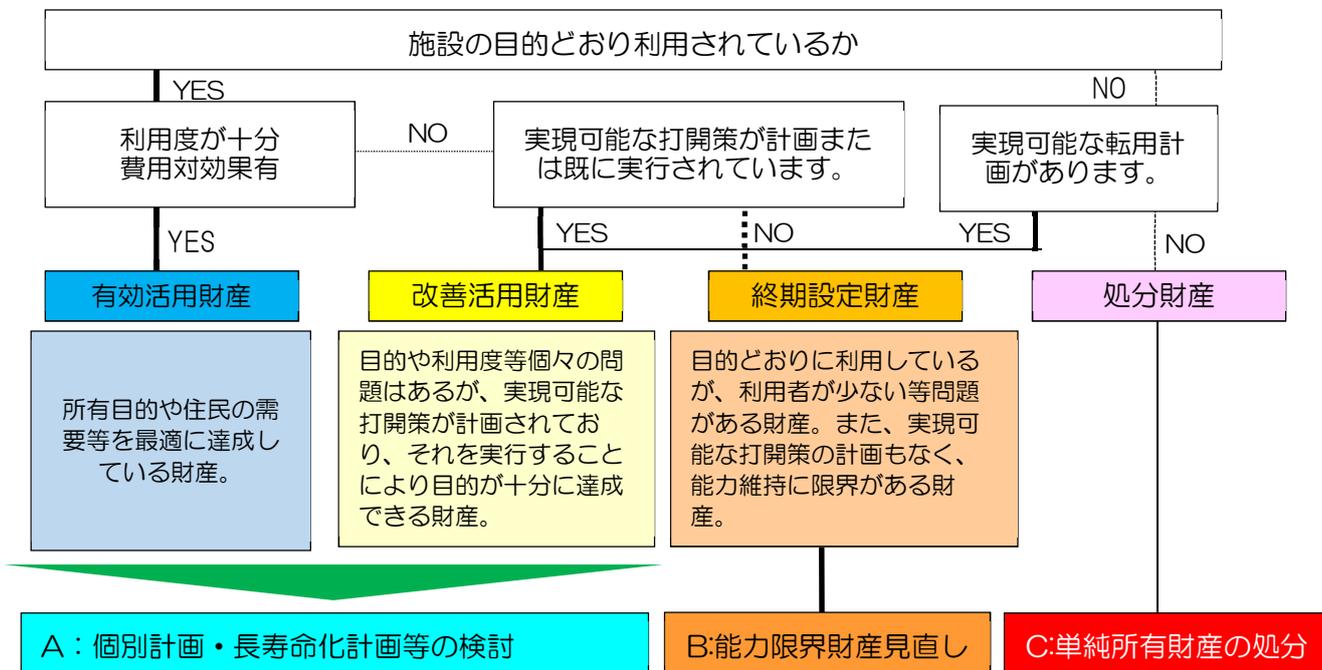
また除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進します。

#### (7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン・2020 関係閣僚会議決定)を踏まえ、公共施設等の整備、改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

(8) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

詳細検討後、次図による区分で財産分類を行い、公共施設の対応における分類を行います。



【A：個別計画・長寿命化計画等策定】

所有目的や住民の需要等を最適に達成している、もしくは達成可能財産として利活用を進めるため、施設の個別計画等を策定し管理していきます。

【B：能力限界財産見直し】

能力限界財産に区分された財産は、次表の通り見直し方法を判断します。

表 能力限界財産見直しの型と内容

型	内容
民間譲渡型	財産の目的を考慮した民間事業者を選定し、条件付一般競争入札による売却を原則とし、予定価格は、不動産鑑定評価額をもとに公有財産活用評定委員会に諮り決定した額とします。
統合型	直ちに統合に関する計画を策定し実現します。統合により遊休化した施設は、施設の利用目的と必要性を再検討します。
縮小型	施設の使用部分を見直し、未使用の部分は、一部処分または民間等への賃貸を検討し遊休化を防ぎます。
必要性検討型	施設の利用目的と必要性を再検討します。

【C:単純所有財産の処分】

単純所有財産の処分に区分された施設は、施設の目的と必要性を再検討します。

表 単純財産処分の型と内容

型	内容
通常売却型	複数の購買者が見込まれるので、一般競争入札による売却を原則とします。予定価格は、不動産鑑定評価額をもとに公有財産活用評定委員会に諮り決定した額とします。なお、建物等がある場合は、建物付売却とします。
特定売却型	購買者が限定されるため、随意契約により売却とします。予定価格は、不動産鑑定評価額をもとに公有財産活用評定委員会に諮り決定した額とします。
建物付売却型	一般競争入札による売却を原則とします。予定価格は、不動産鑑定評価額をもとに公有財産活用評定委員会に諮り決定した額とします。
復旧投資型	復旧することに注力します。復旧後は単純財産処分の型と内容の表に従って、型の見直しを行います。
追加投資型	費用対効果を十分検討した上で商品化し、通常売却型を参考に売却します。
中期保有型	障害解決に注力します。解決後は型の見直しを行います。

## § 5. 施設の類型別の課題と方針

### 1. 公共施設(建築物)

本市が保有する施設の類型別にそれぞれの課題を整理して、大規模改修等の更新や維持管理の方針を整理します。ただし、公民館や公営住宅等の居室を有する施設以外の 100 m<sup>2</sup>未満の単独施設は、小規模施設として別途整理するものとします。

#### (1) 市民文化系施設

NO	施設名	総延床面積 (m <sup>2</sup> )	代表建築年	築年数	備考
1	深江公民館	1,931	1974	47	
2	深江ふるさと伝承館・深江図書館	1,763	2003	18	
3	布津公民館・布津図書室	1,193	1970	51	
4	ありえコレジヨホール・有家図書館	3,760	1996	25	
5	堂崎公民館	699	1980	41	
6	西有家総合学習センター・西有家図書館	4,763	2004	17	
7	西有家公民館里坊分館	98	1972	49	
8	西有家公民館龍石分館	98	1972	49	
9	西有家公民館慈恩寺分館	84	1972	49	
10	西有家公民館見岳分館	88	1972	49	
11	西有家公民館長野分館	84	1994	27	
12	西有家あけぼの会館	481	1988	33	
13	北有馬ピロティー文化センター日野江・北有馬図書館	2,656	1994	27	
14	北有馬集いの家	427	1984	37	
15	北有馬灰木住民センター	198	1986	35	
16	北有馬田平住民センター	445	1994	27	
17	北有馬折木公民館	105	2009	12	
18	原城オアシスセンター	1,336	1997	24	
19	南有馬青年会館	73	1987	34	
20	口之津公民館	1,589	1980	41	
21	加津佐公民館	1,043	1972	49	
22	加津佐青年・婦人会館	518	1981	40	
23	加津佐津波見地区公民館	161	1991	30	
24	加津佐六反田ふれあいセンター	239	1994	27	
25	旧長野小学校塔ノ坂分校	182	1954	67	
26	旧山口小学校	880	1956	65	
27	旧津波見小学校	1,116	1959	62	

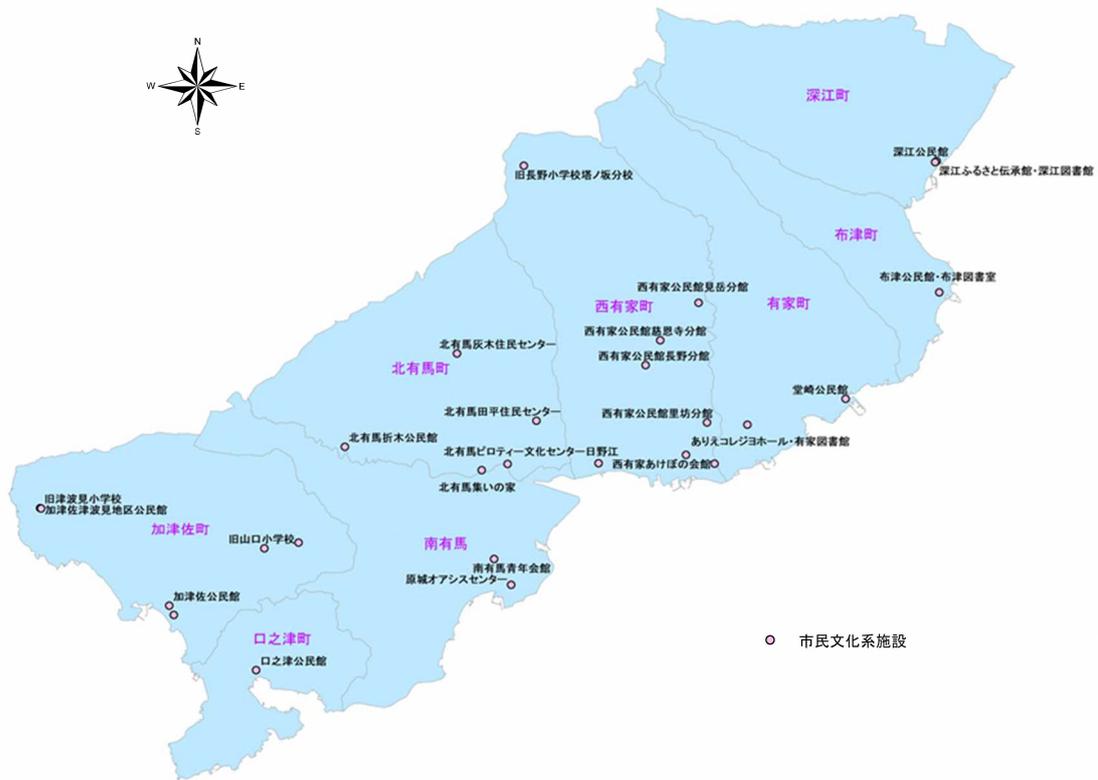


図 市民文化系施設配置図

【基本的な方針】

- 施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定します。高い機能との複合化等を検討し施設の有効活用を図ります。
- 公民館は地域の重要な拠点となる施設ですが地域によって利用度は様々です。後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図ります。
- また、施設の更新や大規模改修時には、必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら民間への貸付、売却も含め施設規模を設定します。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

## 【施設類型別概要】

### 【設置目的・利用状況】

#### 〈集会施設〉

集会施設は、市民の芸術文化・教養の向上と出会いふれあいの場、学びの場として、市民ホール、公立公民館や地区公民館等が設置されています。講演会・コンサート・文化祭などのイベント、各種講座や教室が開催されるほか、会議等にも利用されています。

平成 30 年度の市民ホールの利用者数は、ありえコレジヨホールが約 52,500 人と最も多く、加津佐青年・婦人会館が約 4,200 人と少ない状況です。公立公民館では、西有家総合学習センターが約 22,000 人と最も多く、堂崎公民館が約 5,700 人と少ない状況です。

また、地区公民館等では西有家あけぼの会館が約 10,900 人と最も多く、南有馬青年会館においては利用実績が無い状況となっています。

#### 〈廃校施設〉

廃校施設は、廃校後の学校施設のなかで地域活性化のための施設として 3 校が活用されています。旧長野小学校塔ノ坂分校は、地域の団体が「南島原食堂」として運営し、土日のみの営業にも関わらず、平成 30 年度の利用者数は、約 970 人（市内外）となっています。旧山口小学校は、まちおこしのイベント会場として利用され、一部分を地元企業等に貸し付けています。旧津波見小学校は地域の団体が「つばみカフェ」を運営し、地域の憩いの場所となっています。

### 【これまでの施設の規模や配置】

#### 〈集会施設〉

集会施設は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、町毎に市民ホール（5 施設）または公立公民館（6 施設）が 1 館以上設置されています。また、地域に設置された地区公民館等（13 施設）もあり、その規模・配置は建設当時の経緯や地区状況により様々です。

市民ホールの延床面積は、ありえコレジヨホールの 3,760 ㎡（有家図書館 310 ㎡）から加津佐青年・婦人会館の 518 ㎡まで、公立公民館では西有家総合学習センターの 4,763 ㎡（西有家図書館 711 ㎡）から堂崎公民館の 699 ㎡まで、地区公民館等では西有家あけぼの会館の 481 ㎡から南有馬青年会館の 73 ㎡までと様々です。

#### 〈廃校施設〉

廃校施設は、廃校となった小学校を活用していることから、その規模・配置は建設当時の経緯や地区状況により様々です。施設は西有家町に 1 施設、加津佐町に 2 施設あり、延床面積は、旧津波見小学校の 1,116 ㎡から旧長野小学校塔ノ坂分校の 182 ㎡までと様々です。

### 【施設整備状況】

#### 〈集会施設〉

市民ホールは 5 施設で、昭和 56 年から平成 15 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 4 施設、築 30 年以上を経過した施設が 1 施設となっています。

公立公民館は 6 施設で、昭和 45 年から平成 16 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 1 施設、築 30 年以上を経過した施設が 5 施設となっています。

地区公民館等は 13 施設で、昭和 47 年から平成 21 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 5 施設、築 30 年以上を経過した施設が 8 施設となっています。

#### 〈廃校施設〉

廃校施設は 3 施設で、小学校の校舎として昭和 29 年から昭和 34 年までに建設されており、3 施設ともに築 60 年以上を経過した施設となっています。

## 【施設の課題】

### 〈集会施設〉

- ・市民ホールの中には、バリアフリー化など障害のある人への対策が不十分な施設があります。
- ・公立公民館は、築30年以上経過した施設が多く、建物の耐震不足や老朽化が問題となっています。また、バリアフリーなど障害のある人に対する設備も整っていない施設も多く、計画的な改修や建替えが必要となっています。
- ・地区公民館等は、自治会及び地区利用が中心となる施設であるため、地元自治会等への譲渡または廃止等を検討していく必要があります。

### 〈廃校施設〉

3施設ともに、築60年を経過しており、建物の老朽化に伴い、今後修理費の増大が懸念されます。

## 【適正規模・適正配置の進め方】

### 【標準的な施設規模】

#### 〈集会施設〉

集会施設は、ありえコレジヨホール、西有家総合学習センターと深江ふるさと伝承館を市の主幹施設と位置付け、現在の施設規模とします。

公立公民館は、将来の人口動態や施設の利用状況を踏まえ、大会議室（ホール）1室 300㎡、会議室1室 100㎡、研修室（視聴覚室）2室 100㎡、和室2室 100㎡、調理室1室 100㎡、これに事務室、倉庫等を考慮した結果、1,100㎡程度を標準的な規模とします。

地区公民館等は、譲渡または廃止等を行うため、施設規模を定めません。

#### 〈廃校施設〉

廃校施設は、廃校を再活用しているため、施設の規模は定めません。

### 【具体的な配置目標】

#### 〈集会施設〉

市民ホールまたは公立公民館は、生涯学習の場として、今後も重要な役割を担う施設であることから、町毎に1箇所の配置とします。

地区公民館等は、譲渡または廃止等を行うため、配置目標を定めません。

#### 〈廃校施設〉

廃校施設は、廃校を再活用しているため、配置目標は定めません。

### 【適正配置方法】

#### 〈集会施設〉

老朽化等により建替え・改修を必要とする施設は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行いますが、その際は近隣施設との複合化等を検討します。

地区公民館等は、現在利用している地元自治会等への譲渡または廃止等を行います。

#### 〈廃校施設〉

老朽化等により不要となる施設は、廃止等を行います。そのため、施設の再配置は行いません。

(2) 社会教育系施設

NO	施設名	総延床面積 (㎡)	代表 建築年	築年数	備考
1	深江埋蔵文化財整理室	310	1973	48	
2	深江埋蔵文化財・噴火災害資料館	226	2006	15	
3	縄文の館	144	1998	23	
4	北有馬歴史民俗資料館	1,774	1995	26	
5	口之津歴史民俗資料館分館	887	1981	40	
6	原城図書館	1,714	2006	15	
7	口之津図書館	1,234	1993	28	
8	加津佐図書館	497	1990	31	
9	アートビレッジ・シラキノ	1,835	1979	42	

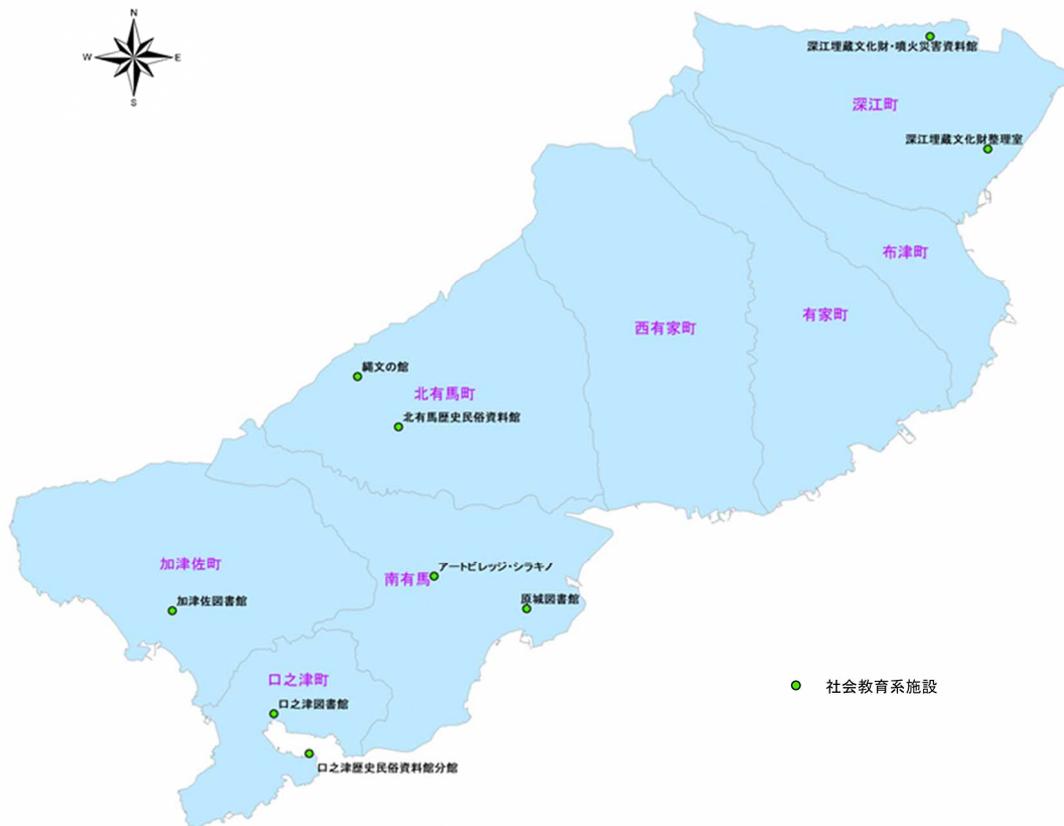


図 社会教育系施設配置図

### 【基本的な方針】

- 利用が低迷する施設や設置目的が類似している施設については、期限を定めた対策を講じ、改善が見込めない場合は施設の統廃合や運営形態について検討します。
- 施設の更新を検討する際には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、近接する県有施設や民間施設の設置状況を勘案し、まちづくりの方向性と整合を図る中で、類似機能の集積や関連施設の配置状況等を考慮した施設整備を進めます。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

### 【施設類型別概要】

#### 【設置目的・利用状況】

##### 〈資料館等〉

資料館等は、本市の特徴的な歴史・文化により、受け継がれてきた歴史資料や文化財を適切に管理・保存整備し、散逸することがないよう継承活用を図ることを目的に設置されています。

平成 30 年度の資料館等の利用者数は、口之津歴史民俗資料館が約 4,300 人と最も多く、北有馬歴史民俗資料館及び縄文の館（体験学習施設）は、利用実績がありません。資料整理施設では、開発事業（圃場整備）に伴う発掘調査による出土遺物の整理作業を行っています。

##### 〈図書館〉

図書館は、市民全ての生涯学習を支え、知の地域づくりの拠点としての役割を持つ施設として、また、地域の文化や情報を提供する拠点施設として設置されています。

平成 30 年度の蔵書数は約 554,500 冊で、利用者数は約 82,000 人となっています。図書館別の利用者数は口之津図書館が約 16,000 人と最も多く、北有馬図書室が約 3,700 人と少ない状況です。

##### 〈文化芸術施設〉

アートビレッジ・シラキノは、廃校となった旧白木野小学校を文化芸術を核とした地域交流拠点施設として改修を行い、平成 30 年 9 月に開所した施設です。国内外の若手芸術家を招へいし、共に創作活動を行いながら地域住民等との交流を図り、芸術や異文化に対する相互理解と創造性豊かな地域づくり、人づくりを目的としています。平成 30 年度の利用者数は、約 1,800 人となっています。

#### 【これまでの施設の規模や配置】

##### 〈資料館等〉

資料館等は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、深江町に 2 施設、北有馬町に 2 施設、口之津町に 2 施設が設置されています。また、用途別では、資料館 4 施設、資料整理施設 1 施設、体験学習施設 1 施設となっています。統廃合による廃校施設などを利用した施設もあり、延床面積は北有馬歴史民俗資料館の 1,774 m<sup>2</sup>から縄文の館の 144 m<sup>2</sup>までと規模やテーマなども様々です。

##### 〈図書館〉

図書館は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれています。平成 25 年に新たに 2 つの図書室（布津町、北有馬町）が整備されたことにより、町毎に設置されました。

しかし、建設当時の経緯や地区状況により独立館（3 施設）と複合施設（5 施設）があり、延床面積は、原城図書館（独立館）1,714 m<sup>2</sup>から北有馬図書室（複合施設）96 m<sup>2</sup>までと様々となっています。

##### 〈文化芸術施設〉

アートビレッジ・シラキノは、廃校となった旧白木野小学校を改修して開設しており、文化

### 【施設類型別概要】

芸術を核とした市内唯一の施設です。延床面積は 1,835 m<sup>2</sup>で内部は事務室、ギャラリー・工房のほか宿泊施設も整備しています。

#### 【施設整備状況】

##### 〈資料館等〉

資料館等は6施設で、昭和 48 年から令和 2 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 4 施設、築 30 年以上を経過した施設が 2 施設となっています。口之津歴史民俗資料館分館は、明治 32 年建築の県有形文化財に指定された旧長崎税関口之津支署庁舎も含まれています。

##### 〈図書館〉

独立館の図書館は 3 施設で、平成 2 年から平成 18 年までに建設されており、築 30 年未満が 2 施設、築 30 年以上を経過した施設が 1 施設となっています。

公立公民館等との複合施設となっている図書館（室）は 5 施設で、昭和 45 年から平成 16 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 4 施設、築 30 年以上を経過した施設が 1 施設となっています。

##### 〈文化芸術施設〉

アートビレッジ・シラキノは、昭和 54 年に小学校の校舎として建設されており、築 40 年以上を経過した施設となっています。

### 【施設の課題】

#### 〈資料館等〉

・北有馬歴史民俗資料館においては、旧北有馬幼稚園との複合施設で、保安上の理由から利用制限もあり、長年一般の利用実績がない状態です。そのため、埋蔵文化財の保管施設として利用しているのが現状であるため、民俗資料館としての利用について廃止等を検討する必要があります。

・民具などの民俗資料については、保管施設がないことから、資料を精査し適正規模を保つ必要があります。

・深江埋蔵文化財整理室は、出土遺物の整理作業の機能に加え、市内全域の開発事業による発掘出土品の保管庫の役割も担っていることから、手狭となっています。

・老朽化により、今後、建替え・改修が必要となる施設があります。

・縄文の館は、国指定史跡原山支石墓群に隣接する体験学習施設ですが、利用がないことから、廃止等を検討する必要があります。

#### 〈図書館〉

・独立館においては、築 30 年を経過した施設もあり、長寿命化を図るうえで、今後、改修が必要となっています。

・複合施設においては、布津公民館など築 50 年を経過した施設もあり、改修または建替えが必要となっています。

#### 〈文化芸術施設〉

・廃校を利活用し施設内部を改修して整備した施設ですが、施設本体については老朽化等により改修の必要があります。

## 【適正規模・適正配置の進め方】

### 【標準的な施設規模】

#### 〈資料館等〉

資料館（北有馬歴史民俗資料館除く）は、公開する展示スペース等を考慮した結果、現在の施設規模とします。

埋蔵文化財整理室は、今後の開発事業による発掘調査箇所が増加や、分散保管している埋蔵文化財調査による出土遺物の集約を考慮した結果、930㎡程度を標準的な規模とします。

#### 〈図書館〉

図書館は、原城図書館と西有家図書館を主幹施設と位置付け、現在の施設規模とします。また、その他の図書館（室）については、現行の有家図書館の規模に閉架書庫を考慮した結果、400㎡程度を標準的な規模とします。

#### 〈文化芸術施設〉

アートビレッジ・シラキノは、芸術文化活動の拠点施設であり、版画を中心とした工房となっています。今後、芸術家や美術大学等の利用増や、他の分野の拡大も考えられることから、工房・ギャラリー、宿泊エリア等を考慮した結果、1,600㎡程度を標準的な規模とします。

### 【具体的な配置目標】

#### 〈資料館等〉

資料館は、歴史民俗や自然科学等に関する資料を収集・保管・展示し、その教育的活用を図り、文化の発展に寄与するため設置された施設です。旧町の地域特有の異なったテーマで設置されていることを考慮した結果、3箇所の配置とします。

埋蔵文化財整理室については、1箇所の配置とします。

#### 〈図書館〉

図書館は、生涯学習や地域づくり、また、地域の文化や情報を提供する拠点施設として重要な役割を担うことを考慮した結果、町毎に1箇所の配置とします。

#### 〈文化芸術施設〉

アートビレッジ・シラキノは、廃校を活用し、芸術文化活動の拠点施設として位置づけているため、現在の配置とします。

### 【適正配置方法】

#### 〈資料館等〉

老朽化等により、建替え・改修を必要とする施設は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。利用が少ない施設については、統廃合、転用や廃止等を検討します。

深江埋蔵文化財整理室については、老朽化や遺物の増加により手狭となっており、適正な保存環境を確保するため、利用していない施設の活用を検討します。

#### 〈図書館〉

老朽化等により、建替え・改修を必要とする施設は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行いますが、その際は近隣施設との複合化等を検討します。

#### 〈文化芸術施設〉

老朽化等により、建替え・改修を必要とする場合は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。老朽化等により不要となる棟は、廃止等を行います。

## (3) スポーツ・レクリエーション系施設

NO	施設名	総延床面積 (㎡)	代表 建築年	築年数	備考
1	深江体育館	2,068	1983	38	
2	深江船津トレーニング場	801	1993	28	
3	深江柔剣道場	602	1990	31	
4	深江弓道場	203	1999	22	
5	深江運動場	215	1977	44	
6	布津第一体育館	580	1997	24	
7	布津第二体育館	510	1996	25	
8	布津ふるさと道場	1,162	1992	29	
9	布津グラウンド	171	1980	41	
10	有家東部地区農林漁業者トレーニングセンター	595	1986	35	
11	有家柔剣道場	571	1981	40	
12	有家弓道場	108	1981	40	
13	有家総合運動公園	219	1995	26	
14	マリンパークありえ	145	2001	20	
15	有家蒲河体育館	517	1989	32	
16	有家新切体育館	816	2004	17	
17	西有家長野体育館	405	1971	50	
18	西有家慈恩寺体育館	405	1972	49	
19	西有家見岳体育館	405	1972	49	
20	西有家B & G海洋センター	2,528	1982	39	
21	西有家弓道場	100	1982	39	
22	北有馬田平体育館	528	1983	38	
23	北有馬坂下体育館	494	1984	37	
24	北有馬ふれあい交流広場	343	1995	26	
25	南有馬体育館	1,175	1983	38	
26	南有馬古園体育館	594	1984	37	
27	南有馬吉川体育館	794	1988	33	
28	南有馬白木野体育館	660	1984	37	
29	南有馬梅谷体育館	594	1988	33	
30	南有馬武道館	2,009	2002	19	
31	南有馬運動公園	2,250	1983	38	
32	口之津体育館	1,015	1980	41	
33	口之津第一体育館	715	1979	42	
34	口之津第二体育館	715	1978	43	

NO	施設名	総延床面積 (㎡)	代表 建築年	築年数	備考
35	口之津第三体育館	690	1982	39	
36	口之津プール	821	1987	34	
37	加津佐B&G海洋センター	2,010	1980	41	
38	加津佐山口体育館	563	1981	40	
39	加津佐宮原体育館	699	1986	35	
40	加津佐津波見体育館	617	1982	39	
41	加津佐弓道場	204	1998	23	
42	有馬キリシタン遺産記念館	1,430	1987	34	
43	西望記念館	404	1979	42	
44	かづさ前浜海水浴場	788	1967	54	
45	南島原市多目的運動広場	1,122	2021	0	

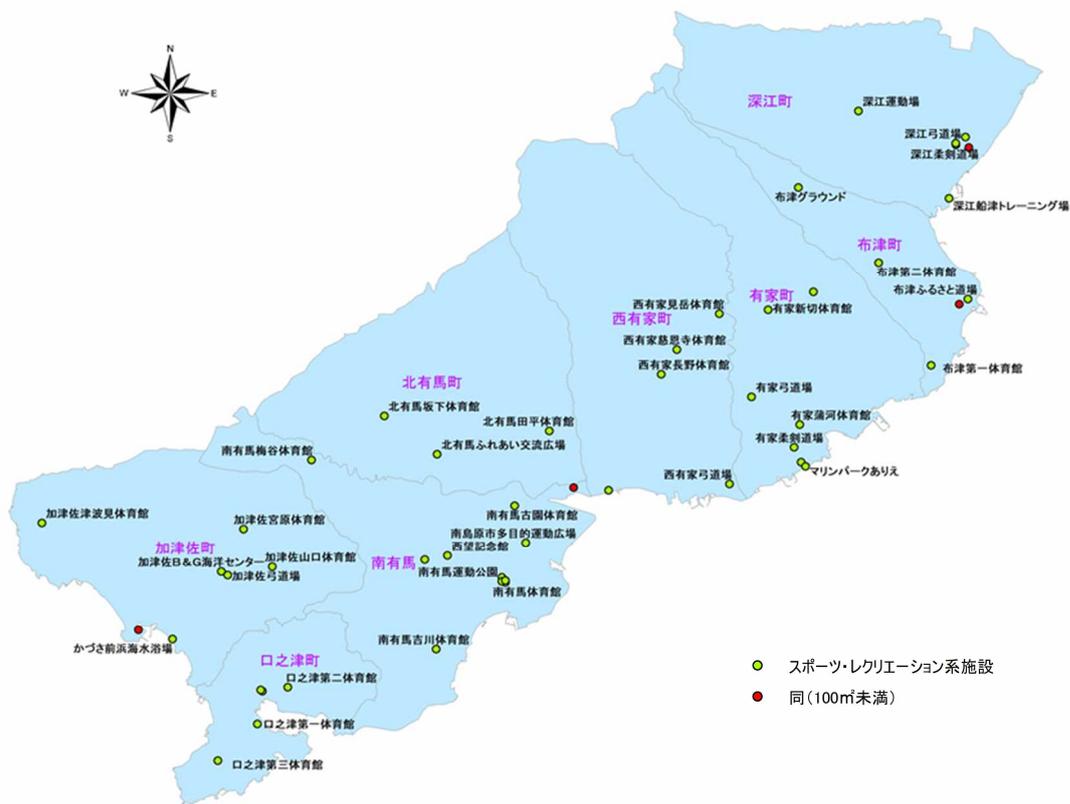


図 スポーツ・レクリエーション系施設配置

### 【基本的な方針】

- 施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行います。
- 施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行います。また、類似施設の配置状況や地域ごとの人口動態やニーズを把握し、学校教育施設の市民開放等を考慮する中で、市域全体での類似施設の集積状況を踏まえた施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しを進めます。
- 利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止等も視野に入れた検討を行います。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図ります。誰もが安全に利用できるように、施設の日常点検を行い、建替えや改修時に、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

### 【施設類型別概要】

#### 【設置目的・利用状況】

##### ＜スポーツ施設＞

社会体育施設は市民の健康の増進と相互のふれあいを深めるとともに、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上に資することを目的としています。

平成 30 年度の社会体育施設の利用者数は、社会体育館では南有馬体育館が約 30,000 人と最も多く、西有家長野体育館が約 460 人と少なく、武道館では南有馬武道館が約 12,000 人と最も多く、深江柔剣道場が約 2,700 人と少ない状況です。また、プールでは南有馬運動公園プールが約 3,700 人と最も多く、西有家 B & G プールは約 1,000 人と少ない状況です。これらの施設及びその他のスポーツ施設の利用者は、全体で概ね延 32 万人の利用がされています。

##### ＜レクリエーション施設・観光施設＞

レクリエーション施設・観光施設は、市民の憩いの場及び来訪者のレジャー・観光施設として設置されています。平成 30 年度の利用者数は、有馬キリシタン遺産記念館が約 22,000 人と最も多く、かづさオートキャンプ場が約 300 人と少ない状況で、4 施設で約 34,500 人の利用がされています。日野江の里「天守閣タワー」は、北有馬町のシンボルタワーとして建設されたもので、現在施設としての利用はありません。

#### 【これまでの施設の規模や配置】

##### ＜スポーツ施設＞

社会体育施設は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、社会体育館は 24 施設あり、延床面積は深江体育館の 2,068 ㎡から西有家長野体育館の 405 ㎡までと様々です。武道館は 5 施設（深江町、布津町、有家町、南有馬町、加津佐町）にあり、延床面積は南有馬武道館の 2,009 ㎡から加津佐 B & G 武道館の 525 ㎡までと様々です。弓道場は 4 施設（深江町、有家町、西有家町、加津佐町）にあり、延床面積は西有家弓道場が 100 ㎡、他の弓道場は 200 ㎡となっています。その他の施設としては、プールが 4 施設（西有家、南有馬、口之津、加津佐町）あり、延床面積は約 112 から 1,320 ㎡と様々です。運動公園は 5 施設（深江町、布津町、有家町、北有馬町、南有馬町）の管理棟、倉庫等の附帯施設の延床面積は南有馬運動公園の 112 ㎡から有家総合運動公園の 219 ㎡と様々です。深江相撲場は 18 ㎡となっています。

##### ＜レクリエーション施設・観光施設＞

レクリエーション施設・観光施設は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、北有馬町に 1 施設、南有馬町に 2 施設、加津佐町に 2 施設あり、延床面積は有馬キリシタン遺産記念館の 1,430 ㎡からかづさオートキャンプ場等の 51 ㎡までと様々です。

## 【施設類型別概要】

### 【施設整備状況】

#### <スポーツ施設>

社会体育館は 24 施設で、昭和 46 年から平成 16 年までに建設されており、築 20 年から 30 年未満の施設が 3 施設、築 30 年から 40 年未満の施設が 13 施設、築 40 年以上の施設が 8 施設となっています。

武道館は 5 施設で、昭和 55 年から平成 14 年までに建設されており、築 20 年未満の施設が 1 施設、築 20 年から 30 年未満の施設 1 施設、築 30 年以上の施設が 3 施設となっています。

弓道場は 4 施設で、昭和 56 年から平成 11 年までに建設され、築 20 年から 30 年未満が 2 施設、築 30 年以上が 2 施設となっています。

運動公園は 5 施設で、昭和 52 年から平成 7 年までに建設され、築 20 年から 30 年未満が 2 施設、築 30 年から 40 年未満が 1 施設、築 40 年以上が 2 施設となっています。

プール施設は 4 施設で、昭和 55 年から昭和 62 年までに建設され、築 30 年から 40 年未満が 3 施設、築 40 年以上の施設が 1 施設となっています。

その他の施設としては、テニスコート 1 施設に付帯した管理棟が築 21 年、マリニパーク 1 施設に付帯した管理棟が築 20 年、艇庫が築 41 年となっています。

#### <レクリエーション施設・観光施設>

レクリエーション施設・観光施設は 5 施設で、昭和 54 年から平成 12 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 2 施設、築 30 年以上を経過の施設が 3 施設となっています。

## 【施設の課題】

#### <スポーツ施設>

旧町時代の社会体育施設と廃校体育館が各町にそのまま存在しています。

利用者は居住地から近い場所に施設があることで、施設を利用しやすい環境となっています。しかしながら、人口減少等による利用頻度、利用者数が減少している施設もあります。

廃校体育館は築 40 年に近いものが多く、老朽化が進んでおり施設の統廃合等を図る必要があります。

#### <レクリエーション施設・観光施設>

老朽化により改修が必要となっている施設があります。

記念館については、移設計画があるため今後の方針・あり方を検討する必要があります。

## 【適正規模・適正配置の進め方】

### 【標準的な施設規模】

#### ＜スポーツ施設＞

社会体育館は、大勢が集うスポーツ行事等を目的に競技コート及びギャラリー席等を考慮した結果、メイン体育館の場合、最大で 2,500 m<sup>2</sup>程度を標準的な規模とします。

武道館は、柔剣道場としての利用を目的に競技コート及びギャラリー席等を考慮した結果、最大で 1,200 m<sup>2</sup>程度、弓道場は 200 m<sup>2</sup>程度を標準的な規模とします。

プールは、施設の性質を考慮した結果、現在の施設規模 1,300 m<sup>2</sup>を標準的な規模とします。

運動公園は、用途に合わせた総合的な施設であるため、それぞれの現状面積を規模とします。

その他の施設としてテニスコート管理棟、マリナーパーク管理棟並びに艇庫は現状面積を標準的な規模とします。

#### ＜レクリエーション施設・観光施設＞

レクリエーション施設・観光施設は、施設の性質、地域の特性を考慮した結果、現在の施設規模とします。

### 【具体的な配置目標】

#### ＜スポーツ施設＞

社会体育館は、地域の特性、市民の利便性を考慮した結果、当面、町毎に 1 箇所の配置とします。

専用競技施設で、武道館、柔剣道場や弓道場は、市内に点在しており、地域性や利便性から現在の配置を維持します。プールは屋根付きの既存プール 3 施設を基本配置とします。

運動公園は市内に適度に点在しており、市民の利便性から現在の配置を維持します。

#### ＜レクリエーション施設・観光施設＞

レクリエーション施設・観光施設は、施設の性質、地域の特性を考慮した結果、現在の配置とします。

### 【適正配置方法】

#### ＜スポーツ施設＞

1. 老朽化等により、建替えや改修を必要とする施設は、それを機に順次廃止等を検討します。

2. 市全体の適正配置を検討し、配置目標を達成するため集約や除去等を検討します。

3. 廃校体育館は、利用可能な時期まで利用し、利用不可能となった時点で廃止します。

#### ＜レクリエーション施設・観光施設＞

老朽化等により、建替え・改修を必要とする場合は、適正規模・適正配置に併せて建替え、改修を行います。老朽化等により不要となる施設は、廃止等を行います。

## (4)産業系施設

NO	施設名	総延床面積 (㎡)	代表 建築年	築年数	備考
1	深江特産物直売所	295	2005	16	
2	布津多目的集会施設	835	1988	33	
3	有家農業構造改善センター	624	1994	27	
4	有家農村婦人の家	302	1981	40	
5	有家蒲河地区高齢者研修センター	298	1993	28	
6	北有馬多目的研修集会施設	400	1981	40	
7	北有馬農村婦人の家	239	1985	36	
8	北有馬農産物処理加工施設	126	1993	28	
9	加津佐宮原名環境改善センター	195	1995	26	
10	加津佐農村婦人の家	204	1985	36	
11	深江町クルマエビ養殖用作業保管施設	371	2004	17	
12	西有家漁具倉庫	563	1984	37	
13	西有家水産物荷捌き施設	193	2003	18	
14	旧布津小学校（第二分校）	356	1985	36	
15	西有家素麺備蓄第1倉庫	990	1983	38	
16	西有家素麺備蓄第2倉庫	868	1989	32	
17	旧長野小学校（本校）	1,596	1979	42	
18	エコ・パーク論所原	1,165	2004	17	
19	コミュニティ原城及び原の館	3,557	1999	22	
20	旧吉川小学校	1,582	1988	33	

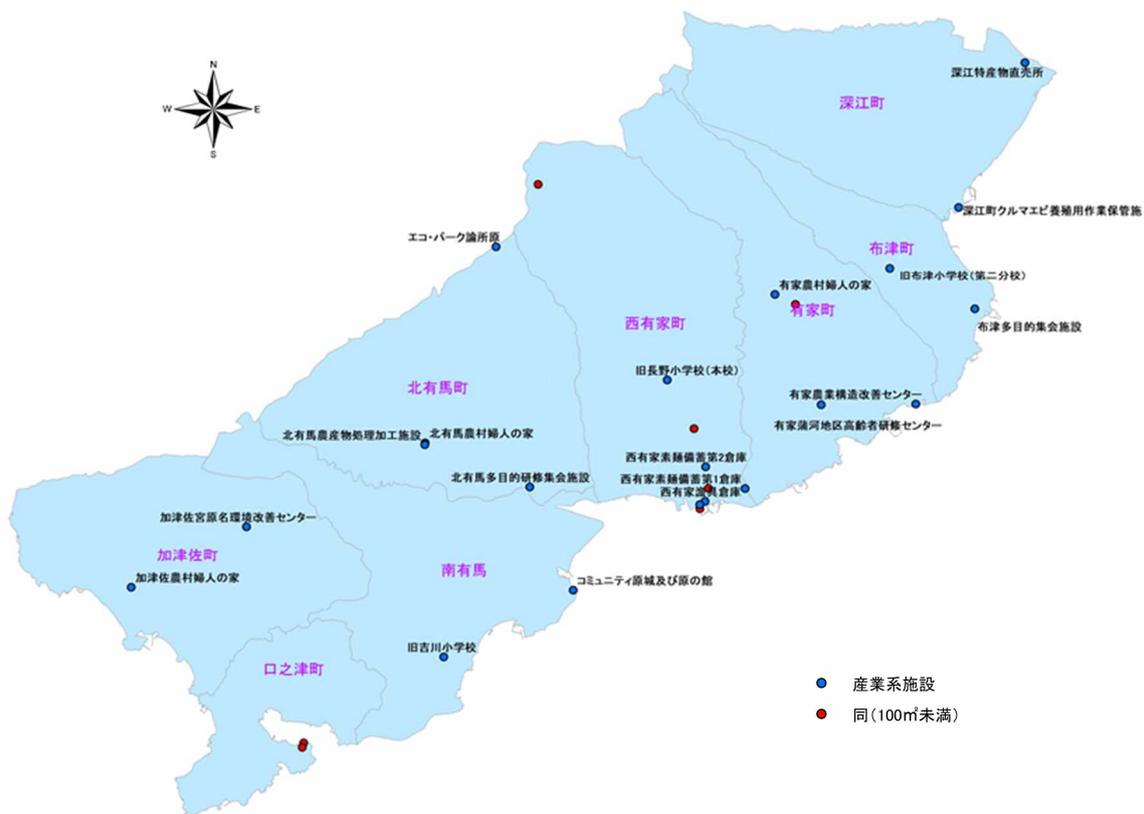


図 産業系施設配置図

【基本的な方針】

- 公共性や地域性及び管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。
- 将来需要等を考慮し、市民ニーズの変化に対応できるよう最適な規模や運営手法の検討を行います。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図ります。

【施設類型別概要】

【設置目的・利用状況】

〈農業施設〉

農業施設は、農業者はもとより、地域住民の研修、集会等に活用するため、旧町時代に補助事業を活用して設置されています。

令和2年度の施設の利用者数は、市内外の利用者（買い物客）を対象とする特産物直売所を除き、布津多目的集会施設が約1,800人と最も多く、北有家農村婦人の家が約110人と少ない状況です。

直売所については、市内外の利用者（買い物客）があり、深江特産物直売所が約174,980人で、有家新切地区農産物直売所は休止中です。

〈水産業施設〉

水産業施設は、全て旧町時代に、地元漁業者や漁協の利便性向上及び所得向上のため、補助事業を活用して設置されています。建設当初の利用実績から比較すると、漁業者の減少により利用状況は減少傾向にあります。

平成30年度も、日々の荷捌きや給油、加工作業等に利用されていますが、倉庫については利用区画に余裕がある施設もあります。

## 【施設類型別概要】

### 〈商工宿泊施設〉

商工施設は、素麺を備蓄する倉庫や物産を販売する施設として設置されています。西有家素麺備蓄倉庫（2箇所）、西有家ふるさと産品販売施設と旧布津小学校（第二分校）の一部については、素麺事業者に貸し付けており、口之津特産品販売所は施設としての利用実績がない状況です。また、旧長野小学校は廃校後、サテライトオフィスとしての誘致や地域商社の活動拠点として、旧吉川小学校は食品加工場として一部を貸し付けています。

宿泊施設は来訪者の宿泊施設及び市民の憩いの施設として設置されています。コミュニティ原城及び原の館、エコパーク論所原については、指定管理により運営しており、平成30年度の利用者数は、コミュニティ原城及び原の館が約75,000人で、エコパーク論所原が約37,000人となっています。

### 【これまでの施設の規模や配置】

#### 〈農業施設〉

農業施設は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、6町（南有馬町・口之津町を除く）に13施設あり、旧町全域を受益範囲とした施設と一部地域を受益範囲とした施設に分かれます。

旧町全域を受益範囲対象とした7施設の延床面積は、布津多目的集会施設の835㎡から加津佐農村婦人の家の204㎡までと様々です。一部地域を受益範囲とした6施設は、深江特産物直売所の295㎡から有家新切地区農産物直売所の40㎡までと様々となっています。

#### 〈水産業施設〉

水産業施設は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、深江町に1施設、西有家町に3施設、口之津町に1施設あり、5施設全てが地元漁協及び漁業者を受益対象とした施設です。荷捌き施設や漁具保管倉庫など、利用目的がそれぞれ異なっており、延床面積も西有家漁具倉庫の563㎡から西有家漁船用給油施設の12㎡までと様々です。

#### 〈商工宿泊施設〉

商工施設は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、布津町に1施設、西有家町に4施設、南有馬町に1施設、口之津町に1施設となっています。延床面積は、西有家素麺備蓄第1倉庫の990㎡から口之津特産品販売所の19㎡までと様々です。そのうち、廃校を利用した施設が3施設あり、延床面積は旧小学校を利用していることから旧長野小学校の1,596㎡から旧布津小学校（第二分校）の356㎡までと様々となっています。

宿泊施設は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、北有馬町に1施設、南有馬町に1施設となっています。延床面積は、コミュニティ原城・原の館の3,557㎡、エコパーク論所原の1,165㎡となっています。

### 【施設整備状況】

#### 〈農業施設〉

農業施設は13施設で、昭和53年から平成17年までに建設されており、築30年未満の施設が6施設、築30年以上を経過した施設が7施設となっています。

#### 〈水産業施設〉

水産業施設は5施設で、昭和58年から平成16年までに建設されており、築30年未満の施設が3施設、築30年以上を経過した施設が2施設となっています。

#### 〈商工宿泊施設〉

商工施設のうち、廃校を利用した施設を除く施設は4施設で、昭和58年から平成10年までに建設されており、築30年未満の施設が1施設、築30年以上を経過した施設が3施設となっています。

廃校を利用した3施設は、昭和54年から昭和63年までに建設されており、3施設ともに築30年以上を経過した施設となっています。

宿泊施設は2施設で、平成11年と平成17年に建設されており、2施設ともに築30年未満の施設となっています。

## 【施設の課題】

### 〈農業施設〉

老朽化等により、計画的な改修や除却等が必要となっている施設があります。

維持管理費用の増大から、類似用途を目的とした施設の集約をできないか検討が必要となっている施設があります。

利用地域の生活様式やニーズの変化により、利用が少なくなっている施設があります。

地区公民館として利用されている施設については、譲渡を検討する必要があります。

### 〈水産業施設〉

老朽化により修繕が必要となっている施設があります。

受益者である漁業者の減少により、利用率が低下している施設があります。

市内で同様の施設を漁協が整備している所があるなど、取り扱いに相違があることから、漁協に譲渡を検討する必要があります。

### 〈商工宿泊施設〉

2 箇所の素麺備蓄倉庫を素麺団体に貸し付けていますが、維持補修が必要となっています。

素麺備蓄倉庫については、本来、素麺組合が施設を整備すべきですが、旧町時代からの流れで現在に至っています。譲渡等について検討していく必要があります。

使用していない施設もあり、施設の用途変更や廃止等の検討が必要です。

築 30 年以上が経過し、老朽化している施設があります。

廃校施設については、老朽化等による改修の必要性を検討する必要があります。

## 【適正規模・適正配置の進め方】

### 【標準的な施設規模】

#### 〈農業施設〉

農業施設は、布津多目的集会施設と有家農業構造改善センターを市の主要施設として位置付け、農業者等の健康増進や地域コミュニティの育成などを図ることを考慮した結果、現在の施設規模とします。

#### 〈水産施設〉

水産業施設は、譲渡または廃止等を行うため、標準的な施設規模は定めません。

#### 〈商工宿泊施設〉

商工施設は、譲渡または廃止等を行うため、標準的な施設規模は定めません。

宿泊施設は、世界遺産等への市外からの観光客、自然体験の需要及び交流人口を考慮した結果、現在の施設規模とします。

### 【具体的な配置目標】

#### 〈農業施設〉

布津多目的集会施設と有家農業構造改善センターは、農業者等の利便性を考慮した結果、それぞれ 1 箇所の配置とします。

#### 〈水産施設〉

水産業施設は、譲渡または廃止等を行うため、配置目標は定めません。

#### 〈商工宿泊施設〉

商工施設は、譲渡または廃止等を行うため、配置目標は定めません。

宿泊施設は、今後も重要な役割を担う施設であることから、現在の配置とします。

### 【適正配置方法】

#### 〈農業施設〉

老朽化等により、改修を必要とする施設は、適正規模・適正配置に併せて改修を行います。

利用が少ない施設については、統廃合や廃止等を行います。地区公民館や直売所の役割がある施設は、現在利用している自治会等に譲渡または廃止等を行います。

【適正規模・適正配置の進め方】

＜水産業施設＞

水産業施設は、現在利用している地元漁協への譲渡または廃止等を行います。そのため、施設の再配置は行いません。

＜商工宿泊施設＞

商工施設は、現在利用している団体への譲渡または廃止等を行います。そのため、施設の再配置は行いません。

宿泊施設は、老朽化等により、建替え・改修を必要とする場合に、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。

## (5) 学校教育系施設

NO	施設名	総延床面積 (㎡)	代表 建築年	築年数	備考
1	加津佐小学校	4,651	1974	47	
2	野田小学校	2,972	1959	62	
3	口之津小学校	6,385	2005	16	
4	南有馬小学校	4,113	1969	52	
5	有馬小学校	5,051	1970	51	
6	西有家小学校	4,752	1976	45	
7	有家小学校	6,679	2020	1	
8	堂崎小学校	3,125	1965	56	
9	布津小学校	3,878	1973	48	
10	飯野小学校	2,464	1977	44	
11	深江小学校	4,499	1969	52	
12	深江小学校馬場分校	387	1966	55	
13	深江小学校諏訪分校	212	1974	47	
14	小林小学校	3,233	1970	51	
15	大野木場小学校	3,731	2000	21	
16	加津佐中学校	5,642	1963	58	
17	口之津中学校	5,832	1969	52	
18	南有馬中学校	5,234	1968	53	
19	北有馬中学校	4,754	1974	47	
20	西有家中学校	8,310	1973	48	
21	有家中学校	6,423	1971	50	
22	布津中学校	5,981	1980	41	
23	深江中学校	5,847	1964	57	
24	南島原市学校給食センター	2,599	2021	0	給食センター
25	適応指導教室（旧布津小学校第一分校）	668	1999	22	

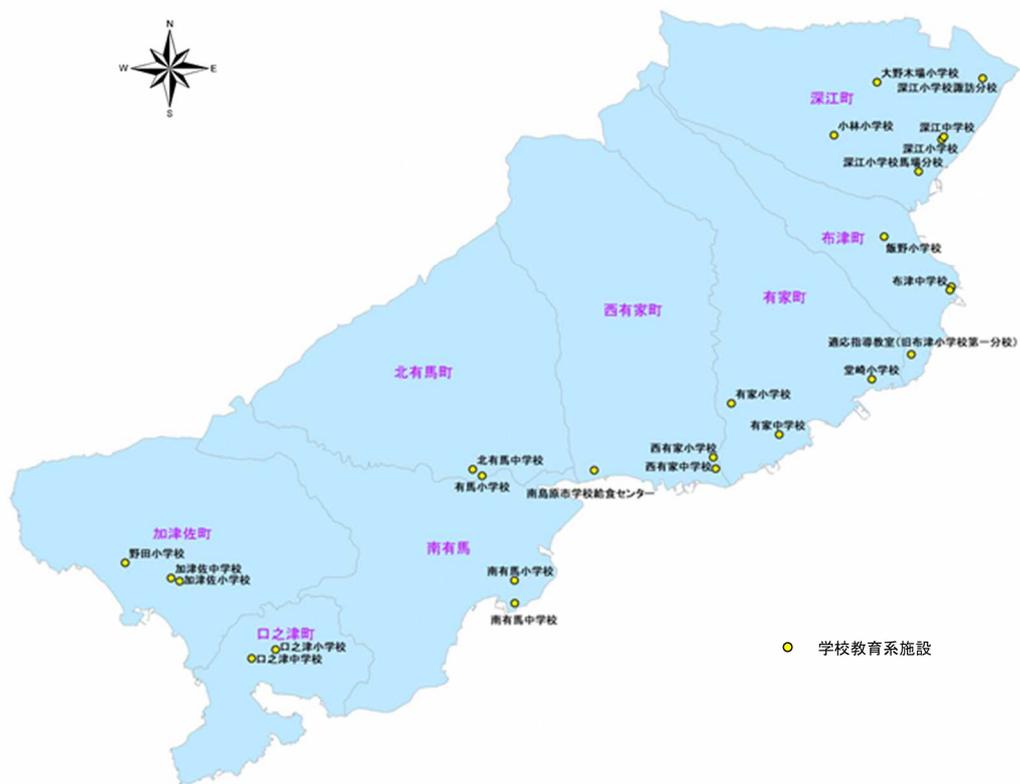


図 学校教育施設配置図

### 【基本的な方針】

- 学校教育系施設については、将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、小学校、中学校の通学区域の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を引き続き検討していきます。
- 学校教育施設については、定期的な点検と計画的保全により長期活用をすることを目的とする「南島原市学校施設長寿命化計画」を策定しており、この計画に沿って、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ります。
- それに併せて改築、改修の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた改築、改修の内容及び時期を明らかにします。
- 給食調理場については、児童生徒の食の安心・安全を確保するために、学校給食衛生管理基準を遵守した新学校給食センターを建設しました。
- 適切な点検を実施し、躯体寿命に影響のある屋根屋上、外壁の大規模改修等を主とする予防保全を中心に、安全を確保した上での施設の長期利用を目指します。また、必要に応じて構造体の長寿命化改修や改善を検討し、可能な限り長期間での施設の活用を目指します。

### 【施設類型別概要】

#### 【設置目的・利用状況】

##### 〈学校施設〉

旧町を基準に小学校 15 校（うち分校 2 校）、中学校 8 校が設置されています。生徒児童数は、令和 3 年（2021）年の小学校が 2,002 人、中学校が生徒数 1,072 人となっています。これらはいずれも減少傾向にあります。

##### 〈学校給食センター〉

学校給食センターは、市内 6 箇所にあった施設を 1 箇所に集約し、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するために設置されています。

令和 3 年度における児童生徒に対する給食提供数は、2,953 食となっています。

#### 【これまでの施設の規模や配置】

##### 〈学校施設〉

小学校は旧町に 2～3 校、中学校は 1 校設置されて、児童生徒数に応じて、その規模は小学校設置基準及び中学校設置基準に基づき規模が設定されています。

##### 〈学校給食センター〉

学校給食センターは、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、市内に 6 施設（南有馬町、加津佐町除く）ありました。延床面積は、旧深江学校給食センターの 810 m<sup>2</sup> から旧口之津学校給食センターの 328 m<sup>2</sup> までと様々でした。

#### 【施設整備状況】

##### 〈学校施設〉

本市の学校教育系の全施設は、市が保有する公共施設の総延床面積に対し、全体の 35.6%を占めています。

##### 〈学校給食センター〉

市内 6 箇所あった施設を 1 箇所に集約し、令和 3 年 9 月から供用を開始しております。施設の計画食数は 3,700 食/日、延床面積は 2,599 m<sup>2</sup>となっています。

### 【施設の課題】

#### 〈学校施設〉

学校施設の63棟が旧耐震基準による施設です。築30年以上の建物が74棟(69%)あり延床面積で7.1万㎡と全体の74%を占めています。施設数が多く、今後整備費用が大きくなり、財政への圧迫が大きくなると想定できます。今後は学校施設の在り方を検討し、適正な配置等の検討を行うことが必要です。

#### 〈学校給食センター〉

最新設備を備えた施設となっており、機器等の保守点検を確実にを行い、運用に支障をきたさないよう維持管理をすることが必要です。

### 【適正規模・適正配置の進め方】

#### 【標準的な施設規模】

#### 〈学校施設〉

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律により、学級数に応じて必要面積が設定されています。

#### 〈学校給食センター〉

学校給食センターは、一般的に児童生徒の数が3,001人～4,000人の場合、実際の調理面積は炊飯設備ありで1,800㎡程度となります。これに事務室、研修室や調理員の休憩室・更衣室等を考慮した結果、2,500㎡程度を標準的な規模としました。

#### 【具体的な配置目標】

#### 〈学校施設〉

南島原市立小中学校適正規模・適正配置実行計画により13校に統廃合しました。

#### 〈学校給食センター〉

学校給食センターは、安全・安心で均一な配食システムの構築を図るため、学校給食衛生管理基準に定められている給食時間を遵守できる場所として、1箇所(集約)の配置としました。

#### 【適正配置方法】

#### 〈学校施設〉

南島原市立小・中学校適正規模・適性配置推進委員会により検討がなされ、複式学級の解消や、分校の本校合併などの方針が示されています。

#### 〈学校給食センター〉

新たな学校給食センターを学校給食衛生管理基準に定められている給食時間を遵守できる場所に設置し、市内6箇所の学校給食センターを1箇所に集約しました。

(6) 子育て支援施設

NO	施設名	総延床面積 (m <sup>2</sup> )	代表 建築年	築年数	備考
1	北有馬こども園	404	1983	38	
2	旧北有馬田平保育所	248	1982	39	



図 子育て支援施設配置図

【基本的な方針】

- 旧北有馬幼稚園は園児の減少に伴い令和2年3月31日で廃園、令和2年4月1日から旧北有馬保育所を認定子ども園（保育所型）へ移行し「北有馬こども園」として開園しました。利用者の減少傾向は続いているものの、保育園は地域との関連が深く、北有馬町内唯一の保育園であり、また、市内で唯一の公立の保育園でもあることから、利用者が減少傾向にあるからと、廃園等の判断をすることは難しい状況です。北有馬こども園は、子育て支援のためにも、今後も運営を行うものとしませんが、今後地域の意向や将来的な利用者の入園状況等を見ながら運営方法を検討していきます。
- 適正配置と施設総量の縮減を図ります。

### 【施設類型別概要】

#### 【設置目的・利用状況】

市立こども園は、子育て支援施設として設置されています。現在、1箇所となっており、北有馬こども園の令和4年2月1日の入園児童数は、定員60人に対し24人であり、少子化により減少傾向にあります。

#### 【これまでの施設の規模や配置】

市立保育所は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれましたが、民営化により施設は減少し、北有馬町内に1施設となっています。延床面積は、北有馬こども園の404㎡です。

#### 【施設整備状況】

市立北有馬こども園は昭和58年に建設されていたことから、令和2年度に大規模改修工事を実施しました。

### 【施設の課題】

令和2年4月1日から旧北有馬幼稚園と旧北有馬保育所が統合する形で認定こども園を開園しましたが、少子化により子どもが減少しており、市内には民間の保育園もあるため、入園児童が減少傾向にあります。

### 【適正規模・適正配置の進め方】

#### 【標準的な施設規模】

北有馬こども園は、入園定員に合わせて関係法令を満たす現在の施設規模とします。

#### 【具体的な配置目標】

北有馬こども園は、子育ての場として、今後も重要な役割を担う施設であることから、北有馬町に1箇所の配置とします。

#### 【適正配置方法】

北有馬こども園は、令和2年4月1日から旧北有馬幼稚園と旧北有馬保育所が統合する形で、現在の施設を使用し、認定こども園へ移行しました。建替え・改修を必要とする場合は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。

(7)保健・福祉施設

NO	施設名	総延床面積 (㎡)	代表建築年	築年数	備考
1	深江ふれあいの家	1,358	1990	31	
2	ふかえ勤労者会館	747	1997	24	
3	布津保健センター・福祉センター	3,390	2004	17	
4	有家老人福祉センター・デイサービスセンター	1,119	1981	40	
5	西有家保健センター・老人福祉センター	1,214	1983	38	
6	西有家引無田生活館	154	1986	35	
7	北有馬老人福祉センター	708	1978	43	
8	口之津老人福祉センター	692	1980	41	
9	口之津デイサービスセンター	559	2001	20	
10	加津佐総合福祉センター	1,724	1998	23	
11	有家保健センター	732	1996	25	
12	北有馬保健センター	499	2001	20	
13	口之津保健センター	847	2001	20	
14	加津佐保健センター	665	1997	24	

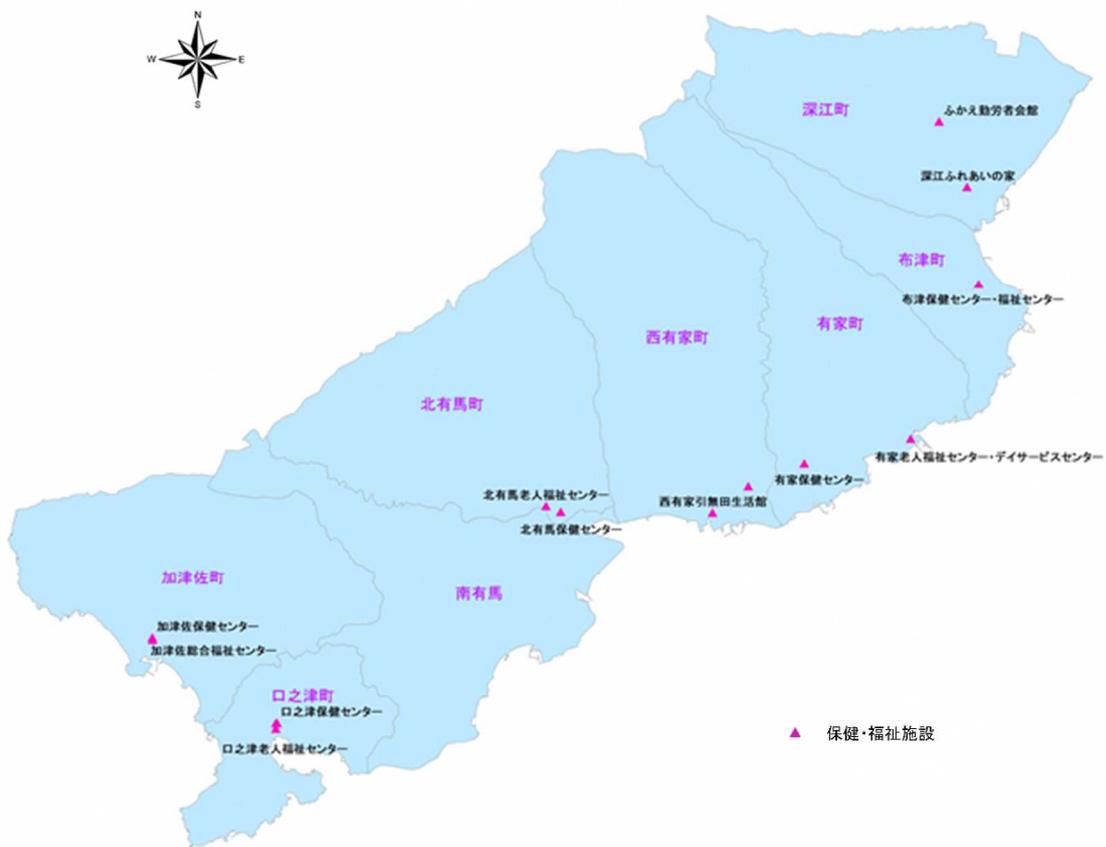


図 保健・福祉施設配置図

### 【基本的な方針】

- 高齢福祉施設は、同等のサービスを提供する民間施設の配置状況について把握し、市域全体で類似機能の集積を考慮した施設配置及び運営方法の適正化を検討します。
- 施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、用途変更や廃止等も含めた適正化を検討し、機能が重複する施設等を整理し、必要に応じて集約を図ります。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

### 【施設類型別概要】

#### 【設置目的・利用状況】

##### ＜高齢福祉施設＞

高齢福祉施設は、住民の健康・福祉の増進と社会活動の向上、住民相互の親睦を図るため、各種講座・講習会・趣味の会の開催等の場として総合福祉センター、老人福祉センター等が設置されています。その中でも老人福祉センターは、高齢者の相談対応や健康増進及び教養の向上などのため60歳以上の住民が利用されています。デイサービスセンターは、在宅の要援護高齢者等の自立生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るため介護保険法に基づく通所介護事業を行っています。

平成30年度の利用者数は、総合福祉センターでは布津福祉センターが約58,500人と最も多く、ふかえ勤労者会館が約4,500人と少ない状況です。

老人福祉センターでは西有家老人福祉センターが約5,600人と利用が最も多く、有家老人福祉センターが約2,400人と利用が少ない状況です。

デイサービスセンターでは、布津デイサービスセンターが約7,000人と利用が最も多く、口之津デイサービスセンターが約5,000人と利用が少ない状況です。

##### ＜保健センター＞

保健センターは、市民の健康づくりを推進するための健康相談、健康教育、健康診査、機能訓練、予防接種等の対人保健サービスを行い、健康でやさしさのある市を促進するために設置されています。

健診（検診）や健康相談をはじめとした保健事業の他、食生活改善推進活動や介護予防自主グループ活動、運動教室の開催等、多くの住民に利用されています。平成30年度の利用者数は、有家保健センターが約14,600人（うちトレーニングルーム利用者、約6,800人）と最も多く、西有家保健センターが約2,400人と利用が少ない状況です。

#### 【これまでの施設の規模や配置】

##### ＜高齢福祉施設＞

高齢福祉施設は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、深江町に2施設、布津町に2施設、有家町に2施設、西有家町に2施設、北有馬町に1施設、口之津町に2施設・加津佐町に1施設となっています。延床面積は、布津福祉センターの2,294㎡から西有家引無田生活館の154㎡までと様々です。

##### ＜保健センター＞

保健センターは、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、市内に6施設（深江町と南有馬町除く）となっています。延床面積は、口之津保健センターの847㎡から北有馬保健センターの499㎡までと様々です。

#### 【施設整備状況】

##### ＜高齢福祉施設＞

高齢福祉施設は12施設で、昭和53年から平成16年までに建設されており、築30年未満の施設が5施設、築30年以上を経過した施設が7施設となっています。

### 【施設類型別概要】

#### ＜保健センター＞

保健センターは6施設で、昭和58年から平成16年までに建設されており、築30年未満の施設が5施設、築30年以上を経過した施設が1施設となっています。

### 【施設の課題】

#### ＜高齢福祉施設＞

総合福祉センター及び老人福祉センターは、築30年を経過している施設が多く、老朽化等により、計画的な改修、建替えが必要となっています。また、人口動態の変化、地理的要因や施設の設備の違いなどにより、利用者数が多い施設と少ない施設があります。また、将来の人口減少にともない利用者数の減少が想定されることから、施設の集約化等についての検討を継続して行っていく必要があります。

デイサービスセンターは介護保険法に基づく通所介護事業を行っていますが、当該事業は民間事業者も実施が可能であり、既に複数の民間事業所が存在することから、将来的に市の施設として存続していくかの検討を継続して行っていく必要があります。

西有家引無田生活館（地区公民館）は築35年が経過しています。また、この施設は自治会及び地区利用の性質が高い施設であるため、譲渡等を検討していく必要があります。

#### ＜保健センター＞

老朽化等により、計画的な建替えや改修等が必要となってくる施設があります。

経年劣化による設備等の修繕や光熱水費等の維持管理費の増大が懸念されています。

人口動態や地理的要因、設備等により、利用率の高い保健センターと低い保健センターがあります。

### 【適正規模・適正配置の進め方】

#### 【標準的な施設規模】

#### ＜高齢福祉施設＞

総合福祉センターは、施設の利用状況や地理的要因による集約化等を考慮した結果、既存施設における利用率の高い部屋の面積を基準とし、会議室100㎡1室、大広間200㎡1室、和室50㎡1室、浴場50㎡2室、これに事務室、衛生設備及び通路等の1,200㎡程度を標準的な規模とします。

老人福祉センターは、施設の設備及び規模が（国）老人福祉センター設置運営要綱により定められています。必要な部屋は事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集會室、教養娯楽室、図書室、浴場、便所等であり、施設規模は495.5㎡以上と規定されているため、500㎡程度を標準的な規模とします。

#### ＜保健センター＞

保健センターは、市民の健康づくりの推進を目的に、地域人口や利用者数を踏まえながら健（検）診や各種保健事業等の実施に必要な諸室（ホール（会議室）、相談室、検査室、調理室、事務室等）を考慮した結果、700㎡程度を標準的な規模とします。

#### 【具体的な配置目標】

#### ＜高齢福祉施設＞

総合福祉センター及び老人福祉センターは、将来の人口動態における老年人口の減少に伴う施設の利用状況、地域の特性並びに利便性の確保を考慮した結果、総合福祉センターまたは老人福祉センターのどちらかの施設を、2町に1箇所の配置とします。

#### ＜保健センター＞

保健センターは、地域の特性、将来の人口動態、市内における配置を考慮した結果、2町に1箇所の配置とします。

【適正規模・適正配置の進め方】

【適正配置方法】

＜高齢福祉施設＞

総合福祉センター及び老人福祉センターは、老朽化等により、建替え・改修を必要とする場合に、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。施設の集約及び統廃合については、建替え時期にあわせ実施します。

デイサービスセンターは、民間への譲渡または貸与等を行います。

西有家引無田生活館は、現在利用している地元自治会等への譲渡または廃止等を行います。

＜保健センター＞

老朽化等により、建替え・改修を必要とする施設は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。西有家保健センターと口之津保健センターは、転用または譲渡等を行います。

(8) 行政系施設

NO	施設名	総延床面積 (㎡)	代表 建築年	築年数	備考
1	深江庁舎	2,219	1973	48	
2	布津庁舎	1,168	1961	60	
3	有家庁舎	3,535	1979	42	
4	西有家庁舎	3,742	1993	28	
5	北有馬庁舎	1,369	1968	53	
6	衛生センター庁舎（事務所）	706	2000	21	
7	南有馬庁舎	3,755	1993	28	
8	旧口之津庁舎	1,852	1963	58	
9	口之津港ターミナル・口之津支所・口之津 歴史民俗資料館	1,971	2020	1	複合施設
10	加津佐庁舎	409	2008	13	
11	加津佐庁舎（別館）	360	1969	52	
12	アーカイブズ文書センター（旧口之津第 二小学校）	2,988	1977	44	
13	深江復興センター	596	1992	29	
14	市備蓄倉庫（旧見岳小学校）	1,410	1981	40	

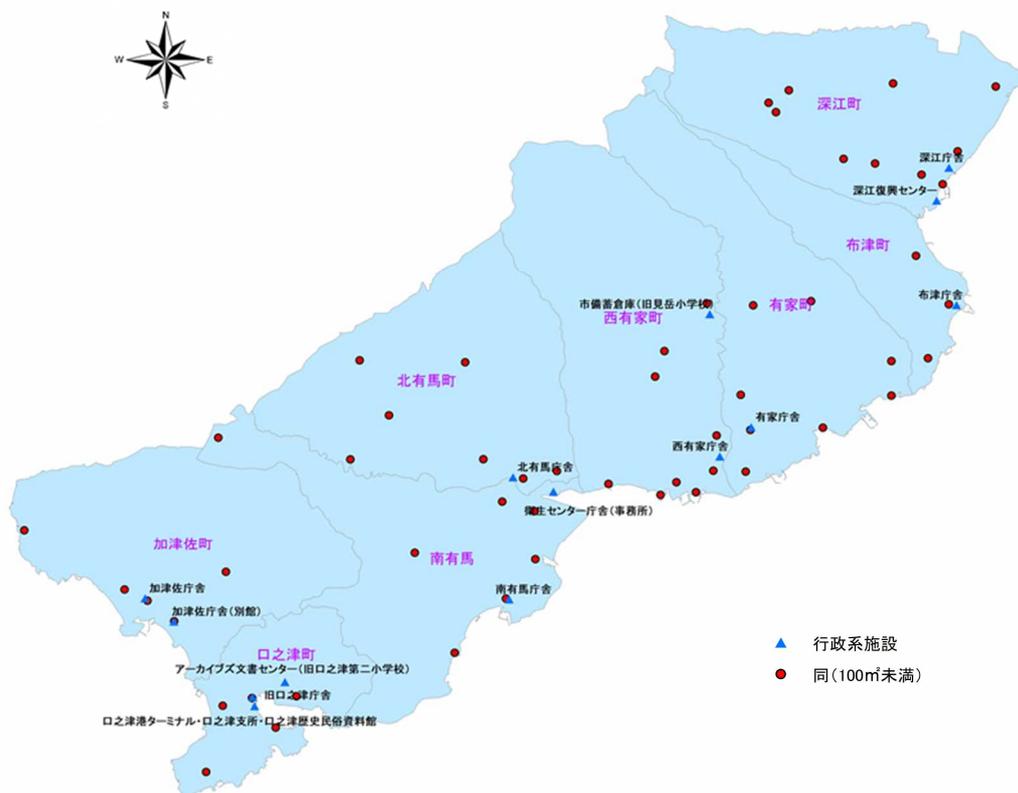


図 行政系施設配置図

### 【基本的な方針】

- 今後は行政サービスを提供するための基盤施設として、地域の特性、将来の人口動態の変化を踏まえた上で、住民生活をより豊かにする施設機能も念頭に、統廃合等の検討を行っていきます。
- 消防格納庫等については、消防団活動の拠点として十分な機能を確保するため、必要に応じて改修を行い、状況によっては建替えを進めます。

### 【施設類型別概要】

#### 【設置目的・利用状況】

##### 〈庁舎等〉

庁舎は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、総合的に行政サービスを提供し、多くの住民に利用されている施設です。また、庁舎は市民の生命と財産を守るため、災害時の防災拠点施設として重要な役割を担っています。

庁舎の中には（空きスペースを貸し付けても支障がないものとして）、庁舎の一部を団体等に貸し付けています。

##### 〈消防施設〉

消防団詰所は、南島原市消防団の組織等に関する規則に基づき、活動の拠点として設置され、団員の待機、打合せ、消防車両や関係機器の保管等が行われています。

コミュニティ消防センターは、災害時の避難場所として設置され、自治会活動としても利用されています。

##### 〈その他行政系施設〉

備蓄倉庫は、災害発生に備え、被災者等に支給する水や毛布などの備蓄、保管のために設置されています。

アーカイブズ文書センターは、歴史的資料として重要な価値を有する公文書の保存管理のために設置されています。

加津佐地区資材ストックヤードは、建設資材の保管のために設置されています。

#### 【これまでの施設の規模や配置】

##### 〈庁舎等〉

庁舎は、新築移転した加津佐庁舎、複合施設の口之津支所を除き、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、本庁舎が4施設（有家町、西有家町、南有馬町）、支所庁舎が5施設（深江町、布津町、北有馬町、口之津町、加津佐町）あります。本庁舎（倉庫等含む）の延床面積は、南有馬庁舎の3,755㎡から有家庁舎の3,535㎡まで、支所庁舎の延床面積（倉庫等含む）が深江庁舎の2,219㎡から加津佐庁舎の409㎡までと様々です。

##### 〈消防施設〉

消防団詰所は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、市全体として50施設となっています。延床面積は、加津佐地区第2分団詰所の225㎡から北有馬地区第7分団詰所の42㎡までと様々です。

##### 〈その他行政系施設〉

備蓄倉庫は、西有家町に2施設あり、延床面積は、市備蓄倉庫（旧見岳小学校）が1,410㎡、須川港多目的防災広場が57.82㎡です。

アーカイブズ文書センターは、口之津町にあり、延床面積は、2,987㎡です。

加津佐地区資材ストックヤードは、加津佐町にあり、延床面積は、33㎡です。

## 【施設類型別概要】

### 【施設整備状況】

#### 〈庁舎等〉

庁舎は 11 施設で、昭和 36 年から令和 2 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 5 施設、築 30 年以上を経過した施設が 6 施設となっています。

#### 〈消防施設〉

消防団詰所等は 52 施設で、昭和 45 年から平成 23 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 19 施設、築 30 年以上を経過した施設が 33 施設となっています。

#### 〈その他行政系施設〉

その他行政系施設は 4 施設で、昭和 53 年から平成 23 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 1 施設、築 30 年以上を経過した施設が 3 施設となっています。

## 【施設の課題】

#### 〈庁舎等〉

施設の耐震不足や老朽化等により、計画的な建替え、改修や廃止等を検討していく必要があります。

ほとんどの施設が旧町時代に建設された施設で利用形態が変わり、適正規模でなくなった施設が存在します。

#### 〈消防施設〉

老朽化等により、計画的な建替え・改修等が必要となっている施設があります。

将来の人口動態の変化により、消防団員も減少し、分団の統合による詰所の集約化について検討が必要です。

田中山地区、梶木地区コミュニティ消防センターは、自治会の利用が中心となる施設であるため、譲渡または廃止を検討していく必要があります。

#### 〈その他行政系施設〉

老朽化が進んでいる施設もあることから、将来的に建替え・改修等が必要となってくることが懸念されます。

加津佐地区資材ストックヤードについては、老朽化等により、廃止等を検討する必要があります。

## 【適正規模・適正配置の進め方】

### 【標準的な施設規模】

#### 〈庁舎等〉

庁舎は、国の基準を参考に市民サービスの維持・向上及び執務室、会議室、ロビー、書庫や倉庫等の利便性を考慮した結果、本庁舎は 3,300 m<sup>2</sup>程度、支所庁舎は 350 m<sup>2</sup>程度を標準的な規模とします。

#### 〈消防施設〉

消防団詰所は、市消防団の標準的な分団規模です。団員数 20 名と消防車両 1 台を基準とし、近年、建替えた加津佐地区第 3 分団詰所（平屋）と深江地区第 1 分団詰所（2 階建て）の施設規模が分団規模に見合った施設規模になっていることからその面積を元にした 70 m<sup>2</sup>程度を標準的な規模とします。なお、消防車両を 2 台有する分団については、車庫面積分を加えた 100 m<sup>2</sup>程度を標準的な規模とします。

コミュニティ消防センターは、譲渡または廃止等を行うため、標準的な施設規模は定めません。

#### 〈その他行政系施設〉

備蓄倉庫は、水、食料等に加えトイレトーパーや携帯トイレ、土のう袋等やその他の備蓄品の保管スペースを考慮した結果、60～80 m<sup>2</sup>程度を標準的な規模とします。

アーカイブズ文書センターは、今後も施設に保存する公文書は同程度と見込まれるため、現在の施設規模とします。

### 【適正規模・適正配置の進め方】

加津佐地区建設資材ストックヤードは、廃止等を行うことから、標準的な施設規模は定めません。

#### 【具体的な配置目標】

##### 〈庁舎等〉

庁舎は、市民サービスの提供等の利便性を考慮した結果、町毎に1箇所の配置とします。

##### 〈消防施設〉

消防団詰所は、地域の防災力を維持していくため、現在の配置とします。

コミュニティ消防センターは、譲渡または廃止等を行うため、配置目標の定めはありません。

##### 〈その他行政系施設〉

備蓄倉庫は、災害発生時に備蓄倉庫が被災した場合に備え、備蓄品が使用できないというリスクを分散させることを考慮した結果、3箇所の配置とします。

アーカイブズ文書センターは、事務の効率化等を考慮した結果、現在の配置とします。

加津佐地区建設資材ストックヤードは、廃止等を行うことから、配置目標の定めはありません。

#### 【適正配置方法】

##### 〈庁舎等〉

老朽化等により、建替え・改修を必要とする施設は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行いますが、その際は近隣施設との複合化等も含めて検討します。老朽化等により不要となる棟は、廃止等を行います。

##### 〈消防施設〉

老朽化等により、建替え・改修を必要とする施設は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。その際は、分団の統合に合わせて、詰所の統廃合を検討します。また、現在の立地場所に団員の駐車場が不足するなどの課題があります。詰所は、移設を検討します。

田中山地区、梶木地区コミュニティ消防センターは、現在利用している地元自治会等への譲渡または廃止等を行います。

##### 〈その他行政系施設〉

老朽化等により、建替え・改修を必要とする施設は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。老朽化等により不要となる施設は、廃止等を行います。備蓄倉庫については、1箇所不足しており、利用していない施設の活用を検討します。

## (9) 公営住宅

NO	施設名	総延床面積 (㎡)	代表 建築年	築年数	備考
1	加津佐境町団地	380	1994	27	
2	加津佐愛宕団地	3,508	1988	33	
3	加津佐泉が丘団地	2,305	1964	57	
4	加津佐女島団地	638	1961	60	
5	加津佐旭団地	3,124	1969	52	
6	口之津浦山団地	112	1960	61	
7	口之津仲町団地	996	1988	33	
8	口之津早崎団地	2,040	1982	39	
9	口之津白浜団地	8,852	1992	29	
10	南有馬浦田下町団地	58	1954	67	
11	南有馬砂原団地	101	1955	66	
12	南有馬新砂原団地	1,211	1969	52	
13	南有馬新三崎団地	987	1983	38	
14	南有馬露田団地	352	1989	32	
15	南有馬北岡団地	1,176	1993	28	
16	南有馬吉川団地	1,465	1998	23	
17	北有馬西正寺第1団地	182	1973	48	
18	北有馬西正寺第2団地	332	1996	25	
19	北有馬日野江第1団地	160	1974	47	
20	北有馬日野江第2団地	263	1974	47	
21	北有馬日野江第3団地	387	1991	30	
22	北有馬本町第1団地	332	1988	33	
23	北有馬本町第2・3団地	258	1991	30	
24	西有家須川団地	1,552	1965	56	
25	西有家巢輪平団地	1,415	1991	30	
26	西有家上の原団地	2,176	1993	28	
27	有家銭谷団地	105	1954	67	
28	有家堀之内団地	70	1954	67	
29	有家小川団地	70	1954	67	
30	有家隈田団地	306	1967	54	
31	有家長田第1団地	809	1980	41	
32	有家堂山団地	1,816	1981	40	
33	有家蒲河団地	1,070	1983	38	
34	有家長田第2団地	642	1984	37	

NO	施設名	総延床面積 (m <sup>2</sup> )	代表建築年	築年数	備考
35	有家下鬼塚団地	1,478	1993	28	
36	有家鬼塚団地	1,530	1991	30	
37	有家新切団地	1,185	2001	20	
38	布津天ヶ瀬団地	780	2005	16	
39	布津大崎団地	840	2000	21	
40	布津寺田団地	828	1995	26	
41	布津新田団地	500	1979	42	
42	深江つつじが丘団地	2,063	1992	29	
43	深江あぜつ第1団地	2,197	1993	28	
44	深江あぜつ第2団地	2,061	1993	28	
45	深江馬場団地	3,013	1994	27	
46	深江大野木場団地	790	2002	19	

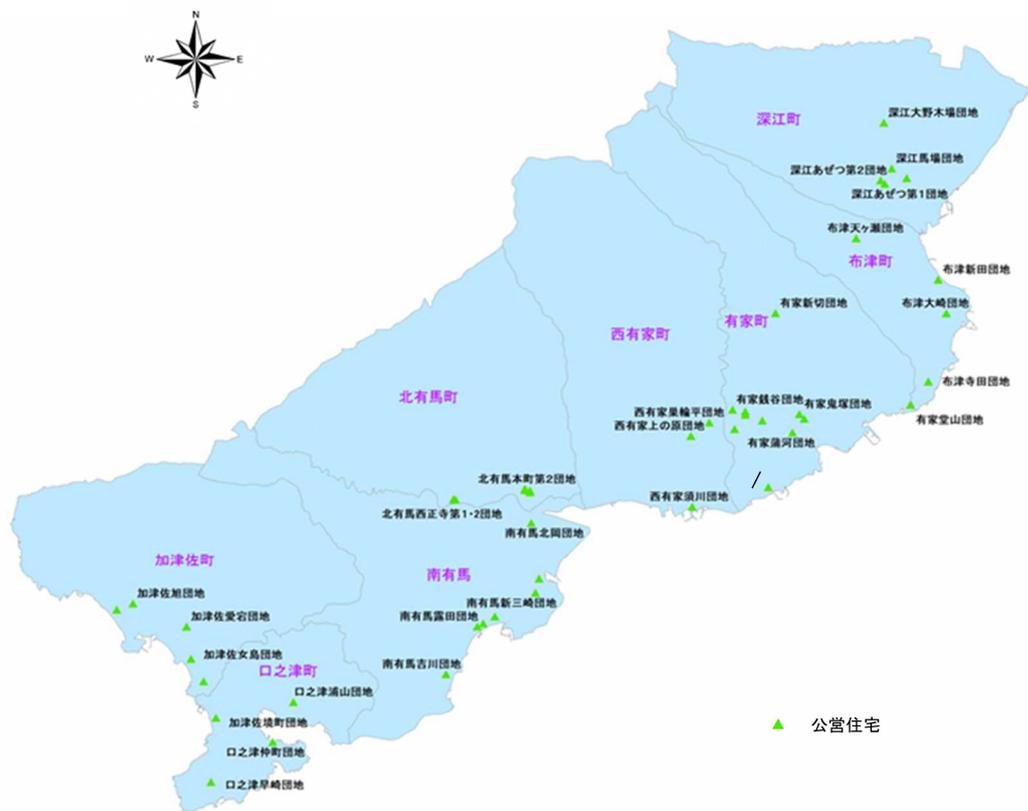


図 公営住宅配置図

### 【基本的な方針】

- 公営住宅は歳入源としての価値があるものと、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新等の際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要があります。
- また居住者がいるため、除却等の実施においては詳細に計画を立てる必要があり、個別計画を策定する必要があります。
- 本市では、住棟毎に、建替え、改善、修繕等の活用手法を定め、効率的に事業を実施することにより、良質なストックを効果的に長期活用することを目的とする「南島原市公営住宅長寿命化計画」を策定しています。この計画を必要に応じて見直し、活用手法の選定を行い、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図ります。
- 耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新を推進します。

### 【施設類型別概要】

#### 【設置目的・利用状況】

公営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

#### 【これまでの施設の規模や配置・施設整備状況】

本市の公営住宅等は 46 団地、314 棟、892 戸です。

住宅種別でみると、公営住宅が 45 団地、292 棟、866 戸で、特定公共賃貸住宅が 4 団地、22 棟、26 戸となっています。

### 【施設の課題】

#### ①公営住宅の現状からの課題

- 建築年数、建物現状等を踏まえた改善、長期的な計画修繕方針の検討
- 入居需要に対応した適正な公営住宅の供給
- 入居者の住宅設備、機器等に対する満足度の向上
- 住宅確保要配慮者の優先入居の推進

#### ②本市の住宅事情からの課題

- 世帯数の減少、高齢者数及び高齢者世帯の増加に対応した公営住宅のあり方の検討
- 世帯の人数、家族構成等や多様な生活ニーズに対応した公営住宅の提供

#### ③上位計画等からの課題

- 公営住宅ストックの長寿命化の推進
- 市街地整備、生活関連施設等と連携した公営住宅の役割の検討
- 民間活力や民営借家の役割分担の明確化及び連携強化の検討

### 【適正規模・適正配置の進め方】

#### 【標準的な施設規模】

将来的に管理戸数を 406 戸としています。(令和 30 年時点)

#### 【具体的な配置目標】

- 加津佐泉が丘団地に集約建替、計画戸数 45 戸
- 西有家須川団地に集約建替、計画戸数 12 戸

(10)公園

NO	施設名	総延床面積 (m <sup>2</sup> )	代表建築年	築年数	備考
1	口之津開田公園	164	1994	27	
2	みそ五郎の森総合公園	506	2000	21	
3	布津こんぴら公園	100	2003	18	

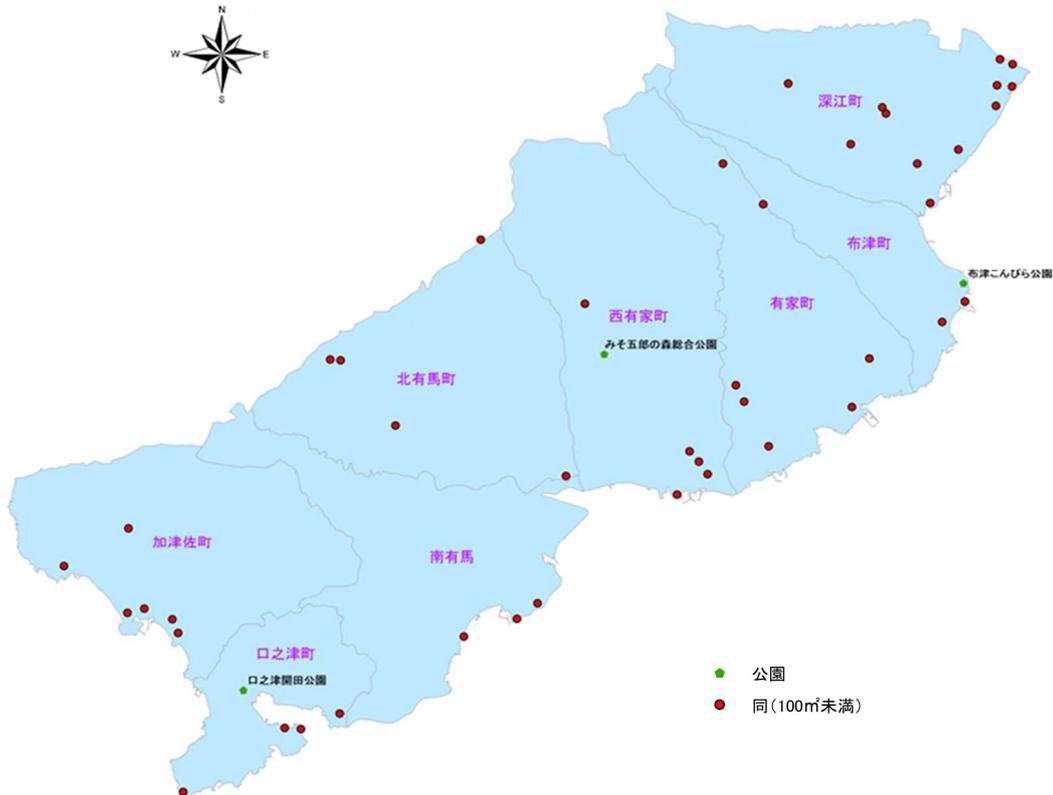


図 公園配置図

【基本的な方針】

- 基本的に全体の維持管理方針に基づいて管理を行います。
- 公園トイレ、休息所は維持補修で対応するものとし、建替え大規模改修は実施しません。

【公園の現状と課題】

- 市内には建築物を有する公園が47施設整備されています。このうち100m<sup>2</sup>以上の施設が整備されている公園が3箇所あります。
- 公園整備については、量の確保から公園の個性、質を重視したものへの変革を図る必要があります。

(11) 供給処理施設

NO	施設名	総延床面積 (m <sup>2</sup> )	代表建築年	築年数	備考
1	深江衛生センター	916	1988	33	
2	南有馬衛生センター	2,883	1992	29	
3	南有馬クリーンセンター	7,000	2000	21	
4	深江地区ストックヤード	238	2014	7	
5	布津地区ストックヤード	390	1999	22	
6	加津佐地区ストックヤード	243	1997	24	

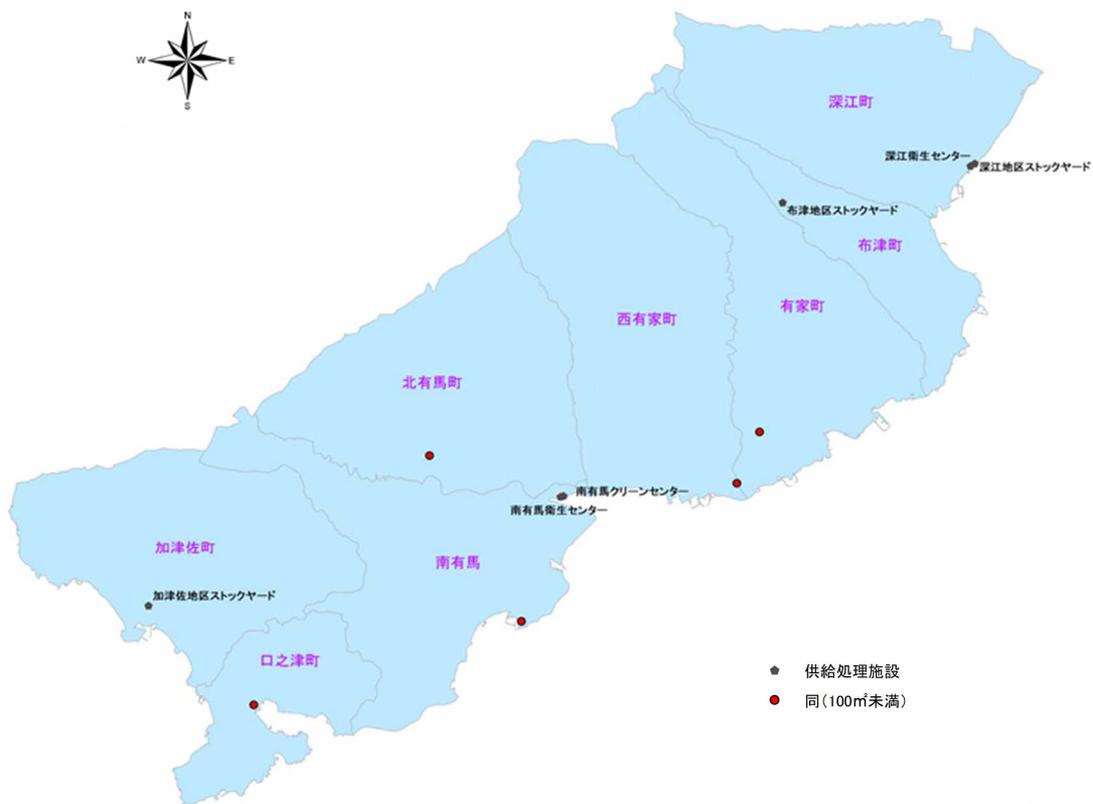


図 供給処理施設配置図

【基本的な方針】

- 地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。
- 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、建替えや改修をする際は、市民ニーズや利用需要等により、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

## 【施設類型別概要】

### 【設置目的・利用状況】

#### 〈管理棟〉

深江衛生センターの管理棟は、し尿処理と布津桜苑（火葬場）の事務所として設置されています。

南有馬衛生センターの管理棟は、し尿収集職員とごみ収集職員の詰所（控室）として設置されていましたが、ごみ収集作業員の詰所（控室）については、ごみ収集業務を業者委託に移行したために現在は会議室として使用しています。事務所棟は、1Fはし尿、浄化槽保守点検、浄化槽清掃の料金徴収事務とごみ持込み者の対応事務や南有馬やすらぎ苑の事務所として、2Fは会議室として設置されていましたが、現在は衛生センター庁舎として環境水道部が、1Fは環境課と衛生業務課、2Fは水道総務課と上下水道課の事務室に使用しています。

#### 〈し尿処理施設〉

深江衛生センターは、深江町と布津町の2町のし尿、浄化槽汚泥を処理するために設置されています。令和2年度の処理実績は、し尿が6,943 klで、浄化槽汚泥が4,569 klとなっています。

南有馬衛生センターは、加津佐町から有家町までの6町のし尿、浄化槽汚泥を処理するために設置されています。令和2年度の処理実績は、し尿が19,089 klで、浄化槽汚泥が11,187 klとなっています。

#### 〈ごみ処理施設〉

南有馬クリーンセンターは、有家町から加津佐町までの6町の可燃ごみを焼却処理するために設置されています。令和2年度の処理実績は、ごみ焼却量が11,627トンとなっています。

#### 〈資源ごみストックヤード〉

資源ごみストックヤードは、資源ごみを集積し搬出までの一時保管するために設置されています。

### 【これまでの施設の規模や配置】

#### 〈管理棟〉

深江衛生センターの管理棟は、深江布津衛生組合の施設がそのまま市に引き継がれており、深江町にあり、延床面積は294㎡です。

南有馬衛生センターの管理棟と事務所棟は、南高南部衛生福祉組合の施設がそのまま市に引き継がれており、南有馬町にあり、管理棟の延床面積は461㎡で、事務所棟の延床面積は706㎡です。

#### 〈し尿処理施設〉

深江衛生センターのし尿処理施設は、深江布津衛生組合の施設がそのまま市に引き継がれており、深江町にあり、延床面積は622㎡です。

南有馬衛生センターのし尿処理施設は、南高南部衛生福祉組合の施設がそのまま市に引き継がれており、南有馬町にあり、延床面積は2,422㎡です。

#### 〈ごみ処理施設〉

南有馬クリーンセンターは、南高南部衛生福祉組合の施設がそのまま市に引き継がれており、南有馬町にあり、延床面積は7,000㎡です。

#### 〈資源ごみストックヤード〉

資源ごみストックヤードは、ほとんどの施設が旧町時代の施設をそのまま市に引き継がれていますが、深江町と布津町には市になって新たに建てた施設もあります。町毎に1施設あり、延床面積は布津地区ストックヤードの389㎡から北有馬ストックヤードの33㎡までと様々です。

### 【施設類型別概要】

#### 【施設整備状況】

##### 〈管理棟〉

深江衛生センターの管理棟は、昭和 63 年に建設されており、築 30 年以上を経過した施設となっています。

南有馬衛生センターの管理棟は、平成 4 年に建設されており、築 30 年以上の施設となっています。

管理棟は令和 3 年に改修工事を実施しています。

##### 〈し尿処理施設〉

深江衛生センターのし尿処理施設は、昭和 63 年に建設されており、築 30 年以上を経過した施設となっています。

南有馬衛生センターのし尿処理施設は、平成 4 年に建設されており、築 30 年の施設となっていますが、令和 3 年に処理能力拡張のための改修工事を実施しています。

##### 〈ごみ処理施設〉

南有馬クリーンセンターは、平成 12 年に建設されており、築 30 年未満の施設となっています。

##### 〈資源ごみストックヤード〉

資源ごみストックヤードは 8 施設で、平成 9 年から平成 26 年までに建設されており、8 施設ともに築 30 年未満の施設となっています。

### 【施設の課題】

##### 〈管理棟〉

深江衛生センターの管理棟は、築 30 年以上を経過し、老朽化しており、今後、改修等が必要となっています。

##### 〈し尿処理施設〉

深江衛生センターのし尿処理施設は、築 30 年以上を経過し、老朽化しており、今後、改修等が必要となっています。

##### 〈ごみ処理施設〉

南有馬クリーンセンターは、築 22 年を経過し、焼却施設については、今後、改修等に多額の経費が必要となることを見込まれます。

##### 〈資源ごみストックヤード〉

資源ごみストックヤードは、町毎に設置が必要であるため、今後、改修等が必要となっています。

## 【適正規模・適正配置の進め方】

### 【標準的な施設規模】

#### 〈管理棟〉

深江衛生センターの管理棟は、今後の人口動態やし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を考慮した施設規模を検討します。

南有馬衛生センター管理棟は、現在の施設規模とします。

#### 〈し尿処理施設〉

深江衛生センターのし尿処理施設は、今後の人口動態やし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を考慮し、施設規模を検討します。

南有馬衛生センターのし尿処理施設は、現在の施設規模とします。

#### 〈ごみ処理施設〉

南有馬クリーンセンターは、今後、県央県南広域環境組合へ市内全域が加入することから、施設規模は定めません。

#### 〈資源ごみストックヤード〉

資源ごみストックヤードは、利便性や将来の人口動態を考慮した結果、100㎡～150㎡程度を標準的な規模とします。

### 【具体的な配置目標】

#### 〈管理棟〉

深江衛生センターの管理棟は、今後のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況を考慮し、配置検討を行います。

南有馬衛生センターの管理棟は、業務の利便性を考慮した結果、現在の配置とします。

#### 〈し尿処理施設〉

深江衛生センター及び南有馬衛生センターは、業務の利便性等を考慮し、配置の検討を行います。

#### 〈ごみ処理施設〉

南有馬クリーンセンターは、今後、県央県南広域環境組合へ市内全域が加入することから、配置目標は定めません。

#### 〈資源ごみストックヤード〉

資源ごみストックヤードは、利便性や将来の人口動態を考慮した結果、町毎に1箇所の配置とします。

### 【適正配置方法】

#### 〈管理棟〉

深江衛生センターの管理棟及び南有馬衛生センターの管理棟は、老朽化等により建替え・改修を必要とする場合に、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。

#### 〈し尿処理施設〉

深江衛生センターのし尿処理施設は、老朽化等により建替え・改修を必要とする場合に、適正規模・適正配置に併せて検討を行います。

南有馬衛生センターのし尿処理施設は、老朽化等により建替え・改修を必要とする場合に、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。

#### 〈ごみ処理施設〉

老朽化等により不要となる施設は、廃止等を行います。

#### 〈資源ごみストックヤード〉

老朽化等により建替え・改修等を必要とする施設は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修や廃止等を行います。

## (12)その他

NO	施設名	総延床面積 (㎡)	代表 建築年	築年数	備考
1	旧山の寺分校	129	1957	64	
2	旧慈恩寺小学校	1,521	1980	41	
3	旧西有家幼稚園	324	1969	52	
4	旧梅谷小学校	871	1980	41	
5	旧口之津町第一小学校	2,992	1960	61	
6	旧口之津町第三小学校	112	1980	41	
7	布津第1倉庫(旧老人憩の家)	414	1976	45	
8	布津桜苑	962	1997	24	
9	南有馬やすらぎ苑火葬場	532	1971	50	
10	南島原市南有馬地区お試し住宅	154	1971	50	
11	旧堂崎小学校木場分校	700	1987	34	
12	旧蒲河小学校	1,697	1978	43	
13	旧新切小学校	1,709	1967	54	
14	旧深江学校給食センター	810	2005	16	給食センター
15	旧布津学校給食センター	616	1993	28	給食センター
16	旧有家学校給食センター	709	1992	29	給食センター
17	旧西有家学校給食センター	510	1991	30	給食センター
18	旧北有馬学校給食センター	524	1997	24	給食センター

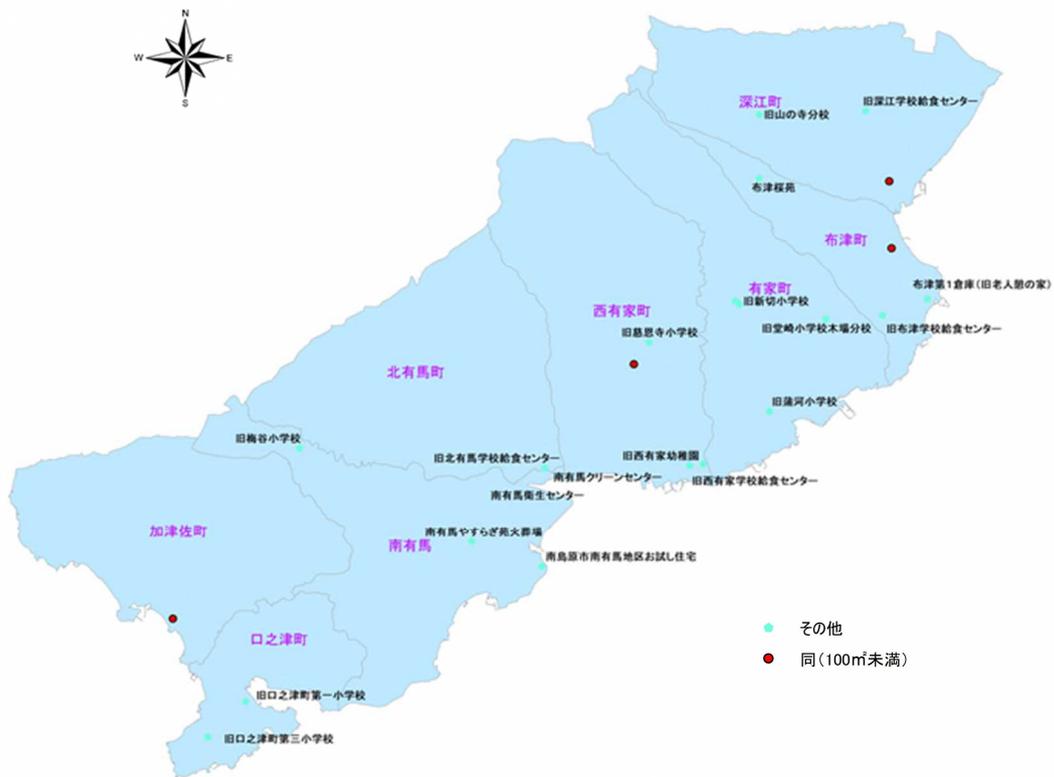


図 その他 配置図

### 【基本的な方針】

○用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討します。特に廃校となった各小学校校舎等の更新は行わずに、貸付または譲渡を検討します。所在している地域等も考慮し、譲渡または売却等が厳しい場合は、解体も視野に入れて検討します。

○既に用途廃止等により解体すべき施設においては、原則として解体していくものとし、比較的新しく、安全性に問題無い施設については、他施設との集約化や複合化等の有効活用や民間活用について検討します。

### 【施設類型別概要】

#### 【設置目的・利用状況】

##### 〈廃校施設等〉

廃校施設等は、園児・児童の減少により、幼稚園や小学校の用途が廃止された施設や他団体から譲渡を受けた施設等で、普通財産（現在、市が活用していない）となっている施設です。施設の中には、貸し付けている施設もあります。

##### 〈倉庫〉

倉庫は、倉庫を目的とし建設され利用されている施設と建物の用途等が変わり倉庫として利用している施設があります。

##### 〈火葬場〉

火葬場は、墓地・埋葬等に関する法律に基づき設置されています。人生終焉の場としてふさわしい厳粛さと品位の保持に努め、亡くなった方を火葬する重要な役割を担っています。

##### 〈旧学校給食センター〉

旧学校給食センターは、市内5箇所にあり、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するために設置されていました。

#### 【これまでの施設の規模や配置】

##### 〈廃校施設等〉

廃校施設等は、小学校等の用途が廃止された施設等で、深江町に3施設、西有家町に4施設、南有馬町に1施設、口之津町に2施設あり、延床面積は旧新切小学校の1,709㎡から警察官山の寺検問所の16㎡までと様々です。

##### 〈倉庫〉

倉庫は、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれ、現在布津町に1施設、南有馬町に1施設あり、延床面積は布津第1倉庫（旧老人憩いの家）414㎡から川向倉庫59㎡です。

##### 〈火葬場〉

火葬場は、深江・布津衛生組合から布津桜苑の962㎡が、南高南部衛生福祉組合から南有馬やすらぎ苑の532㎡がそのまま市に引き継がれて使用されています。

##### 〈旧学校給食センター〉

旧学校給食センターは、旧町時代の施設がそのまま市に引き継がれており、市内に5施設（南有馬町、加津佐町除く）があります。延床面積は、旧深江学校給食センターの813㎡から旧西有家学校給食センターの510㎡までと様々です。

#### 【施設整備状況】

##### 〈廃校施設等〉

廃校施設等は13施設で、昭和32年から昭和62年までに建設されており、13施設ともに築30年以上を経過した施設となっています。

##### 〈倉庫〉

倉庫は2施設で、昭和29年から昭和51年までに建設されており、築30年以上を経過した施設が2施設となっています。

### 【施設類型別概要】

#### <火葬場>

火葬場は、南有馬やすらぎ苑は平成 2 年、布津桜苑は平成 9 年に建設されており、築 30 年未満の施設が 1 施設、築 30 年以上を経過した施設が 1 施設となっています。

#### <旧学校給食センター>

旧学校給食センターは 5 施設で、平成 3 年から平成 17 年までに建設されており、築 30 年未満の施設が 4 施設、30 年以上を経過した施設が 1 施設となっています。

### 【施設の課題】

#### <廃校施設等>

老朽化等により、計画的な廃止等を検討する必要があります。

#### <倉庫>

老朽化等により、計画的な廃止等を検討する必要があります。

#### <火葬場>

改修を必要に応じて行いながら、火葬施設の機能を維持する必要があります。

#### <旧学校給食センター>

旧学校給食センターは運用を廃止し、借地上の建物は除却して返還することを基本とし、旧深江学校給食センターについては、関係部局と連携して活用を検討しています。

### 【適正規模・適正配置の進め方】

#### 【標準的な施設規模】

#### <廃校施設等>

廃校施設等は、廃止等を行うため、標準的な規模は定めません。

#### <倉庫>

倉庫は、廃止等を行うため、標準的な規模は定めません。

#### <火葬場>

火葬場は、利用者の利便性や将来の人口動態を考慮した結果、現在の配置とします。

#### 【具体的な配置目標】

#### <廃校施設等>

廃校施設等は、廃止等を行うため、配置目標は定めません。

#### <倉庫>

倉庫は、廃止等を行うため、配置目標は定めません。

#### <火葬場>

火葬場は、利用者の利便性や将来の人口動態を考慮した結果、現在の配置とします。

#### <旧学校給食センター>

旧学校給食センターは運用を廃止しており、標準的な規模は定めません。

#### 【適正配置方法】

#### <廃校施設等>

老朽化等により、不要となる施設は、廃止等を行います。施設の再配置は行いません。

#### <倉庫>

老朽化等により、不要となる施設は、廃止等を行います。施設の再配置は行いません。

#### <火葬場>

老朽化等により、建替え・改修等が必要となる施設は、適正規模・適正配置に併せて建替え・改修を行います。

【適正規模・適正配置の進め方】

〈旧学校給食センター〉

借地上の建物は除却して返還することを基本とし、旧深江学校給食センターについては、関係部局と連携して活用を検討しています。施設の再配置は行いません。

(13) 100 m<sup>2</sup>未満の小規模単独施設の方針

100 m<sup>2</sup>未満の小規模単独施設は、消防格納庫等を中心に 101 施設あります。これらについては、大規模改修の実施が現実的でなく、原則として日常の点検等による予防保全を行った上で、他施設の利用、更新及び除却するものとします。

## 2. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針

インフラ系施設の基本的な方針を以下に示します。

### (1) 道路

#### 現状及び課題等

- ・ 損傷が発生してから対応する「事後保全型管理（対症療法的な管理）」の状況です。

#### 基本的な方針

- ・ 「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図ります。
  - ・ 舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行います。
- 【品質に関する方針】
- ・ 国土交通省が定めた点検要領に基づいた点検や日常のパトロールによる点検を実施します。
  - ・ 日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して随時補修を行います。
- 【財務に関する方針】
- ・ 舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指します。

### (2) 橋梁

#### 現状及び課題等

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。
- ・ 5年に1回の定期点検を行っています。

#### 基本的な方針

- ・ 健全度の把握を行い、損傷が顕在化する前の軽微なうちに行う修繕及び計画的な架替えを行う「予防保全型管理」を進めています。
  - ・ 橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行います。橋梁長寿命化計画については、適宜見直しを行い、PDCAサイクルを確立していくものとします。
- 【品質に関する方針】
- ・ 日常的なパトロール点検や5年に1回の近接目視による定期点検を行います。定期点検による点検結果の健全性を4段階に診断し、構造物の機能状態を把握します。
  - ・ 日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して随時補修を行います。
- 【財務に関する方針】
- ・ 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本方針とともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、補修工事・架替え等に係わる事業費の大規模化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

### (3) 上水道

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 29 年度に策定した「南島原市水道事業アセットマネジメント計画」に沿って施設更新、水道管の更新を進めています。</li><li>・緊急を要する施設修繕や突発的な漏水については「事後保全型管理」による随時対応を行っています。</li></ul>

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"><li>・生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底します。</li><li>・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保します。老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行います。</li><li>・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。</li></ul>

### (4) 下水道

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"><li>・公共下水道（口之津地区・南有馬大江地区）は、令和 2 年度に策定した「南島原市公共下水道事業ストックマネジメント計画」に沿って、雨水・汚水施設の更新、管渠の更新を進めています。</li><li>・農業集落排水施設（西有家慈恩寺・見岳地区）は、平成 28 年度に策定した「慈恩寺・見岳地区農業集落排水施設機能診断・最適化整備構想」に基づき、施設更新、管渠の更新を進めています。</li><li>・コミュニティプラント施設（深江大野木場団地）については、下水道事業の法適用業務に合わせて資産調査した結果を反映させ、将来的なストックマネジメント（資産の有効活用・長寿命化）の計画策定に向けた検討を図ります。</li></ul>

基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"><li>・生活に必須なインフラ施設として、確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底します。</li><li>・「適切な点検・診断」、「点検結果に基づいた必要な措置」、「その状態の記録」、「次の診断に活用」というメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進し、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。</li><li>・策定済みのアセットマネージメントやストックマネージメントの計画により、計画的な老朽管の更新計画が可能となります。</li><li>・更新計画の未策定の施設は、将来的なストックマネジメント計画策定により、計画的な施設・管渠の更新計画を可能とします。</li></ul>

## § 6.計画の進め方

### 1. 推進体制

計画の推進にあたっては、「§ 4 公共施設等の管理に関する基本的な方針」に基づき実施します。

#### (1) 公共施設等の管理運営の現状

公共施設等の維持管理（営繕補修を含む）や公共施設等の運営（施設サービスや活動等）については、各施設等の所管部署が個別に実施しています。

また、各施設等にかかる更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況です。

#### (2) 庁内推進体制の整備

これまで、公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化等については、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきました。

本計画の庁内推進体制としては、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって、庁内横断的な意思決定や調整を図るため、管財契約課、財政課、施設関係部署及び技術者等で組織する推進委員会を設置し推進します。

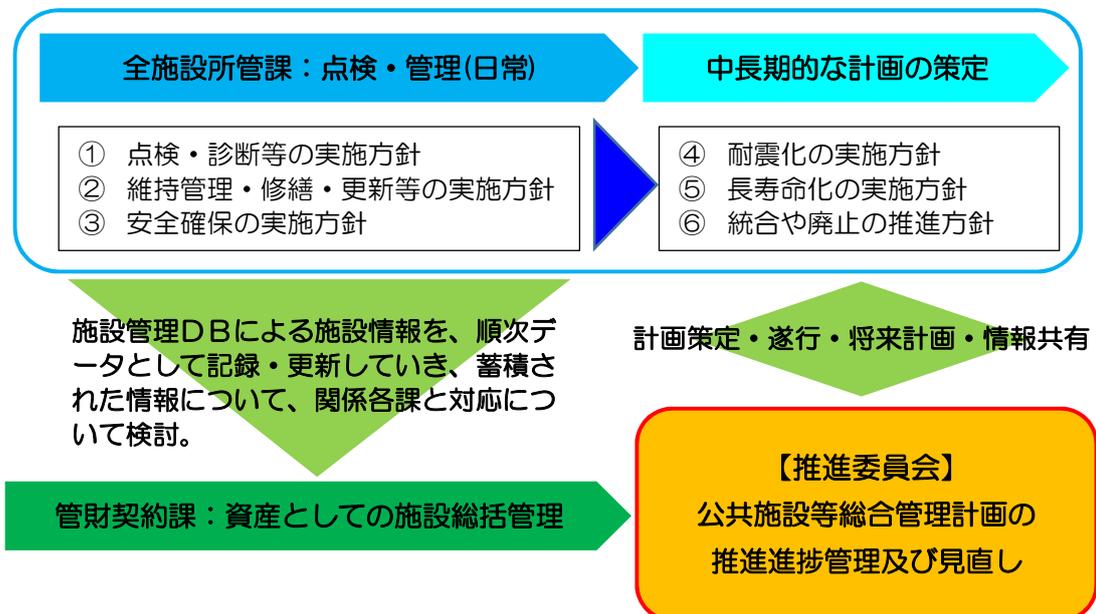


図 庁内推進体制

## 2. 計画の進め方

### (1) フォローアップの推進

今後、本計画は、個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画等に基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとします。公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合は、ホームページ等で公表し、住民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行います。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行うものとします。

### (2) 新たな公会計との連動

公会計制度の導入に併せて、資産額や減価償却費等を含めたコスト構造の見える化（可視化）を図るため、固定資産台帳、施設別・事業別財務諸表との連動を進め、公共施設等の効果的な維持管理を推進します。

### (3) PDCA のマネジメントサイクルに基づいた計画の見直し

本計画の定期的な検証と見直しにあたっては、計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、計画の見直し（Action）といった、PDCA のマネジメントサイクルにもとづいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についても併せて検討を行います。

計画策定の実施後は、実施結果の検証（Check）が重要で、本計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行います。そのために PDCA のマネジメントサイクルを CAPD としての実行が必要となります。

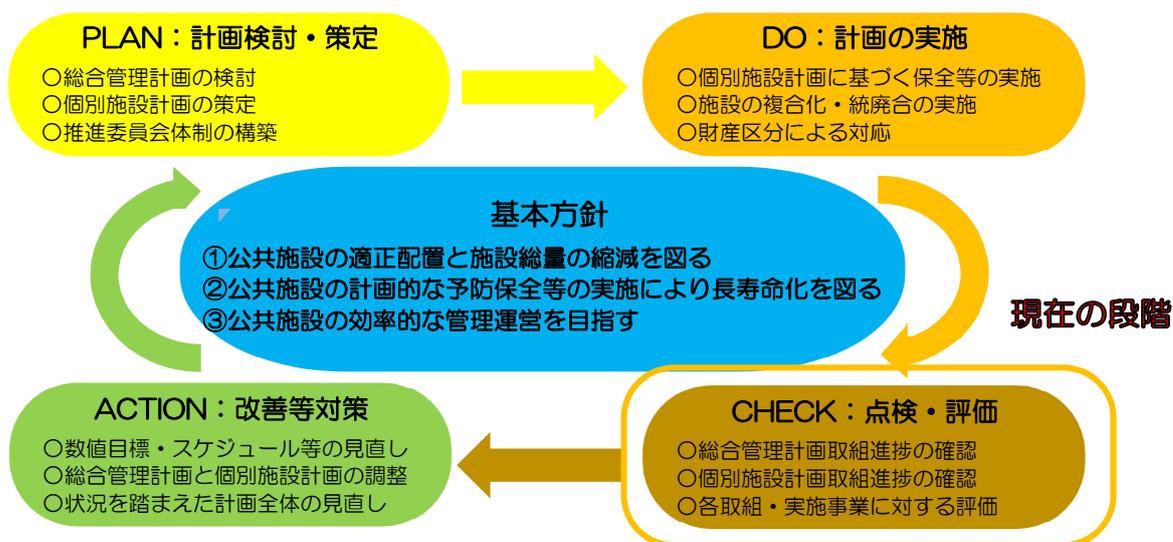


図 総合管理計画の推進に向けた体制及びPDCAサイクルイメージ

表 CAPDサイクル

CAPDサイクルへの移行	内容
実施結果の検証 (Check)	成果を確認し、課題把握ができていないか確認します。
計画の見直し (Action)	不具合・不都合があれば、改善策の検討を実施します。
計画の策定 (Plan)	さらなる改善計画策定を検討し、再整備の与条件等を明確にします。
アセットマネジメントの取組み (Do)	マネジメントを実施します。